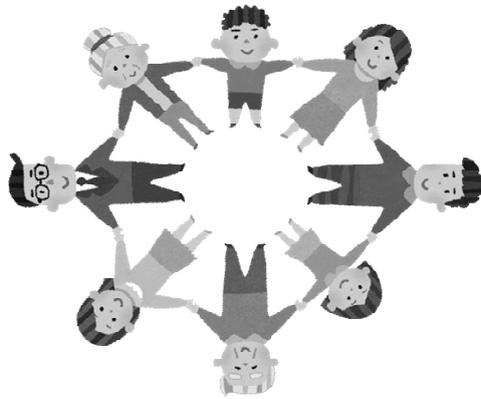


第6期
いきいきふれあい計画
〈更別村障がい福祉計画〉

計画期間：令和6～8年度

(2024～2026年度)



令和6年（2024年）3月

更 別 村

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	対象とする障がい者の範囲	2
5	計画の目標	2
(1)	地域生活の支援体制の充実	3
(2)	自立と社会参加の促進	3
(3)	バリアフリー社会の実現	3
6	計画の策定体制と経緯等	4
(1)	計画の策定体制	4
(2)	障がいのある人等からのアンケート調査の実施	5

第2章 障がい者の状況

1	更別村の人口・世帯・年齢別人口構成等	6
2	更別村の障がい者の状況	8
(1)	身体障がい者の状況	8
(2)	知的障がい者の状況	10
(3)	精神障がい者の状況	11

第3章 施策の現状と課題・今後の方向と推進施策

1 地域生活の支援体制の充実

○生活支援

(1)	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	12
(2)	相談支援体制の充実	19
(3)	生活安定施策の推進	22

○保健・医療

(1)	障がいの原因となる疾病等の予防、保健・医療の推進	24
(2)	精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援 の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	29

2 自立と社会参加の促進

○教育・療育

- (1) 教育相談・就学指導体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- (2) 障がい児支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 3
- (3) 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援・・・・・・・・・・ 3 5

○就労支援

- (1) 就労に向けた体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
- (2) 多様な就労体験の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8

○社会参加

- (1) 社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

3 バリアフリー社会の実現

○権利擁護・理解の促進

- (1) 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
- (2) 成年後見制度等の利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
- (3) 虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5

○生活環境

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6
- (2) 共生による地域の体制づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- (3) 安全確保に備えた地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

○情報・コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1

第4章 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス及び地域生活支援事業
の利用状況と必要見込量

1 第6期更別村障がい福祉計画の進捗状況と令和8年度に向けて目指す
方向

- (1) 更別村における障がい福祉サービス利用者の状況・・・・・・・・・・ 5 3
- (2) 第6期更別村障がい福祉計画の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
- (3) 令和8年度に向けて目指す方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8

2 令和8年度までの数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8

- (1) 施設入所者の地域生活への移行目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
- (2) 福祉施設から一般就労への移行目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
- (3) 地域生活支援拠点の整備目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9

(4) 障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	60
(5) 障がい児支援の提供体制の整備	60
(6) 医療的ケア児等の支援体制の整備等	60

3 障がい福祉サービスの利用状況及び今後の必要見込量	61
(1) 訪問系サービス	61
(2) 日中活動系サービス	62
(3) 居住系サービス	64
(4) 相談支援事業	65
(5) 障がい児通所支援	66
(6) 障がい児相談支援	67
4 地域生活支援事業の利用状況及び今後の必要見込量	67

第5章 計画推進の体制と評価

1 円滑な計画の推進	71
2 計画の達成状況の評価	71
3 計画の周知	72

資料

第6期いきいきふれあい計画〈更別村障がい福祉計画〉策定に係る

アンケート結果について	73
○15歳以上在宅者本人	74
○18歳以上手帳保持者の援助者	85
○17歳以下の人(児童)の保護者(家族)	95

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国の障がい者福祉制度において、従前の行政による措置制度から、平成15年度に障がいのある人の自己決定や選択を重視した「支援費制度」へ移行し、さらに平成18年4月からは「障害者自立支援法」が施行となりましたが、見直しが進み平成25年4月からは新たな「障害者総合支援法」が施行され、障がい者施策の充実が図られました。

平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正、平成26年2月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、法制度等の整備が進みました。

更別村では、平成15年に「リハビリテーション」「ノーマライゼーション」の理念に基づき、その実現に向けて障がい者施策を総合的に推進するための「いきいきふれあい計画〈更別村障がい者福祉計画〉」を策定しました。

直近の計画では、令和2年3月に、計画期間を令和5年度までとする「第5期いきいきふれあい計画〈更別村障がい者福祉計画〉」を策定し、更別村における障がい者施策の促進に取り組んできているところです。

児童に関しては、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携に努めるものとされ、障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定することとなり、同計画に盛り込んでいます。

この計画は、障害者基本法に基づく障がい者に係る総合的な計画として、また、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、総合的に施策の推進を図ることを目標としています。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項（市町村障害者計画）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条（市町村障害福祉計画）及び児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）の規定に基づき策定するもので、更別村の障がい者、障がい児施策を推進のための指針と

して「更別村障がい福祉計画」を策定します。

また、本計画は「第6期更別村総合計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）」や「更別村地域福祉計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）、「第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」、「更別村子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」等の計画との整合性を図りながら、障がい者福祉、障がい児福祉を推進するための基本理念や考え方を定める計画として位置づけています。

3 計画の期間

本計画は、他計画との整合性を図りながらローリングするため、令和6年度から令和8年度までの3カ年の計画とします。

H24	H25	H26	H27－H29	H30－H32 (R2)	R3－R5	R6－R8
	第3期いきいきふれあい計画 〈更別村障がい者福祉計画〉		第4期いきいきふれあい計画 〈更別村障がい者福祉計画	第5期いきいきふれあい計画 〈更別村障がい福祉計画〉	第6期いきいきふれあい計画 〈更別村障がい福祉計画〉	
第3期更別村 障害福祉計画		第4期更別村 障害福祉計画		・障害福祉計画 ・障がい児福祉計画〉		

4 対象とする障がい者の範囲

障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されたことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人とします。

- ・身体障がい者 ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

5 計画の目標

障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざし、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべて

の障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、更別村における障がい者施策の促進を図ります。

(1) 地域生活の支援体制の充実

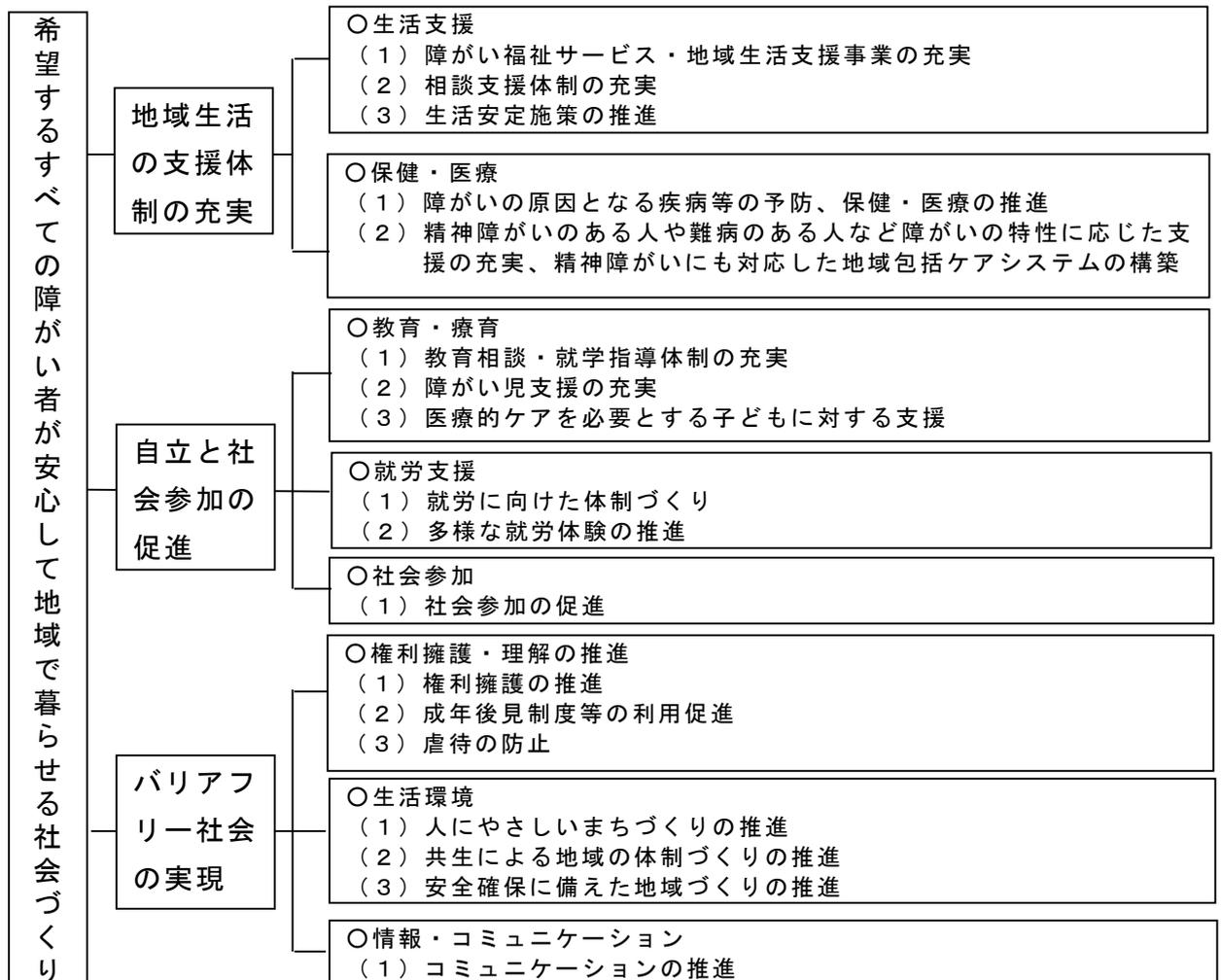
障がいのある人が、入所施設等から地域生活への移行や地域での生活を継続するためには、身近な地域で生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要であり、相談支援や障がい福祉サービスをはじめとするサービス提供体制や、専門職員及び介護の担い手となる人材の確保などを図り、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを促進します。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援などの取組を促進します。

(3) バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会の実現をめざし、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、住まい、公共的施設などにおけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化などの取組を促進します。



6 計画の策定体制と経緯等

(1) 計画の策定体制

本計画は、障がい者福祉の担当部局である保健福祉課が計画案を調整し、更別村の保健福祉施策に関して村民の幅広い意見等を反映させるために設置された「更別村保健福祉推進委員会」に諮問し、当該委員会において調整及び審議された意見をもとにして計画を策定しました。

令和5年12月現在「更別村保健福祉推進委員会」の委員構成は次のとおりです。

所属団体等	人数
医療関係機関	1名
福祉関係団体	3名
教育関係機関	1名
農業協同組合	1名
商工会	1名
高齢者関係団体	1名
障がい者関係団体	2名
社会教育係団体	1名
ボランティア関係団体	1名
合計	12名

また、「更別村自立支援協議会」を開催し、サービス提供事業者及びその他関係者等からの意見聴取を実施し、認識の共有を図りました。

令和5年12月現在「更別村自立支援協議会」の委員構成は次のとおりです。

所属団体等	人数
障がい福祉サービス事業者	2名
保健・医療機関	1名
教育・雇用関係機関	1名
企業	2名
障がい者関係団体	2名
障がいのある人	1名
障がいのある人の家族	1名
合計	10名

(2) 障がいのある人等からのアンケート調査の実施

障がいに対する実態と意見の把握、障がい福祉サービス見込や今後の利用等の現状とその確保について検討するため、令和5年9月に障がい者手帳保持者やその家族に対してアンケート調査を実施しました。

ア) 15歳以上在宅者本人（以下、「本人」と表記）

調査対象者：身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を所持している15歳以上64歳以下の在宅生活をしている人

人 数：54人

回答者数：24人

回 答 率：44.4%

調査の方法：アンケート用紙を郵送し、返信用封筒により郵送回答。

イ) 18歳以上手帳所持者の援助者（以下、「援助者」と表記）

調査対象者：身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を所持している18歳以上64歳以下の人の援助者（家族等）

人 数：42人

回答者数：12人

回 答 率：28.6%

調査の方法：アンケート用紙を郵送し、返信用封筒により郵送回答。

ウ) 17歳以下の人（児童）の保護者（家族）（以下、「保護者」と表記）

調査対象者：身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳を所持している0歳以上17歳以下の人の保護者（家族）

人 数：9人

回答者数：3人

回 答 率：33.3%

調査の方法：アンケート用紙を郵送し、返信用封筒により郵送回答。

第2章 障がい者の状況

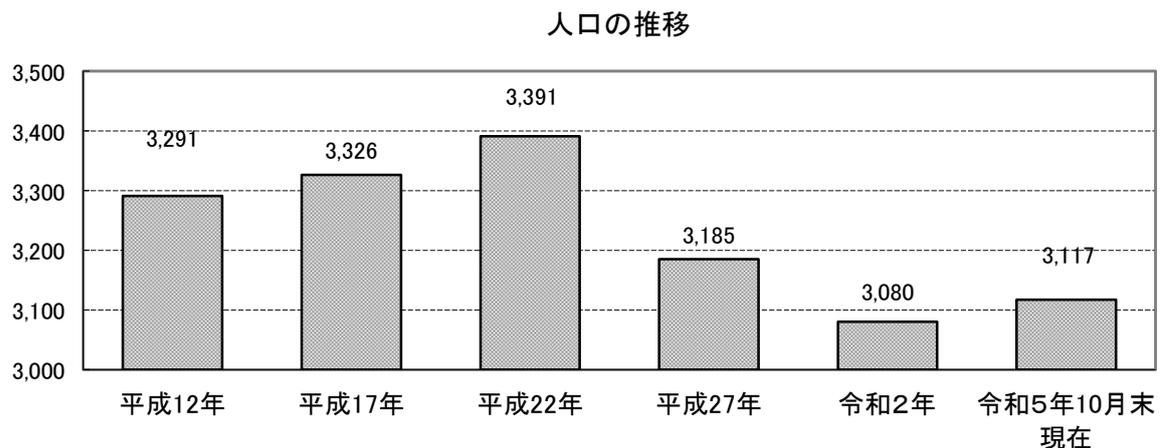
1 更別村の人口・世帯・年齢別人口構成

【人口】

更別村の人口は、昭和22（1947）年に開村して以来順調に増加し、ピーク時の昭和34（1959）年には6,055人を数えた後、徐々に過疎化が進み平成12（2000）年には3,291人まで減少しましたが、平成22（2010）年には3,391人と増加に転じています。

その後、死亡数が出生数を上回るとともに、転出者数が転入者数を上回る状況が続き、減少傾向となっています。

人口減少が全国的な課題となるなか、更別村でも人口減少対策として、平成27年に「更別村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来を担う次世代の育成を進めることとしており、平成29年12月に策定した第6期更別村総合計画では、定住や移住を促進し、出生数を確保することで、令和9（2027）年の目標人口を3,180人としています。

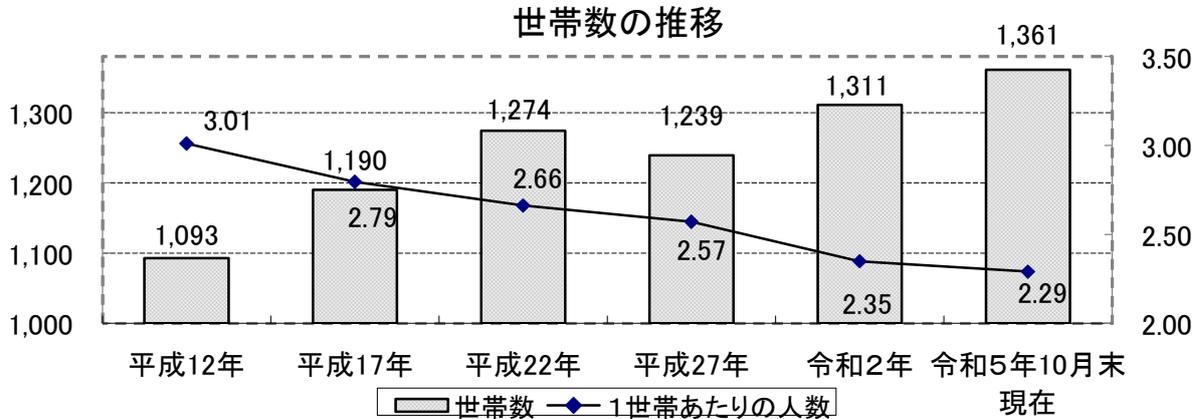


出典：国勢調査（総務省）

令和5年10月のみ、住民基本台帳人口

【世帯】

1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。今後も少子高齢化が進行し、高齢者のみの世帯増等により総人口に対する世帯数の割合は増えていくことが予想されます。



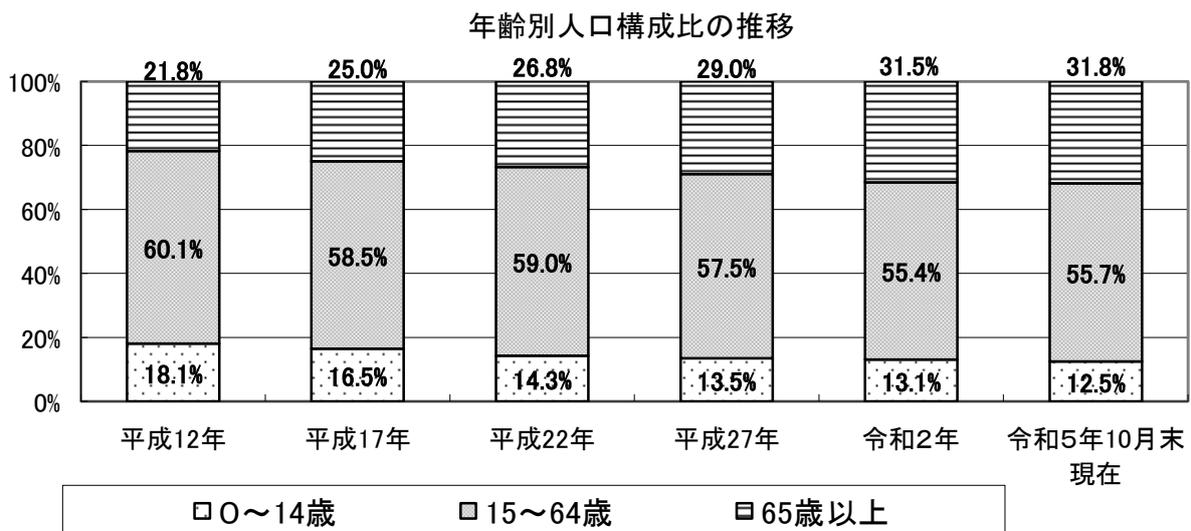
出典：国勢調査（総務省）

令和5年10月のみ、住民基本台帳人口

【年齢別人口構成】

年齢別人口構成は、令和5年10月末住民基本台帳人口では年少人口（0～14歳）が12.5%、生産年齢人口（15～64歳）が55.7%、老年人口（65歳以上）が31.8%となっています。

年少人口は徐々に減少し、生産年齢人口についても長期的に見て減少傾向にあり、13年前の平成22（2010）年の国勢調査人口と比較すると、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。



出典：国勢調査（総務省）

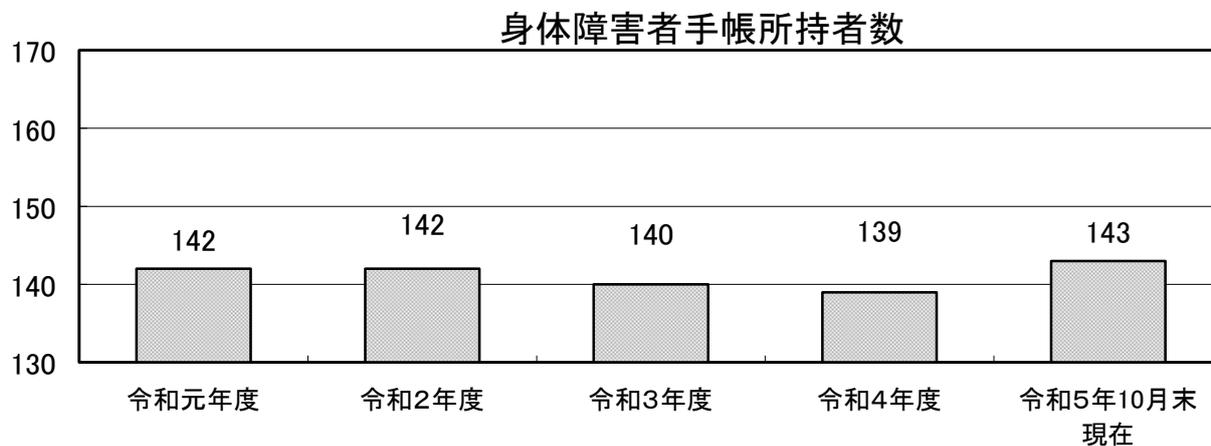
令和5年10月のみ、住民基本台帳人口

2 更別村の障がい者の状況

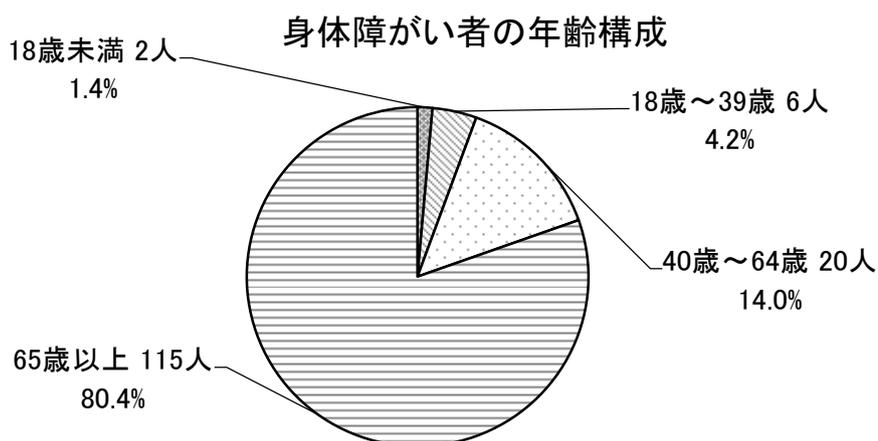
(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者 143 人は 5 年前の令和元年度と比較すると 1 人 (0.7%) 増加しており、毎年の増減は横ばいの状況となっています。

また、手帳所持者のうち、障がい者支援施設に入所されている方は 1 人です。

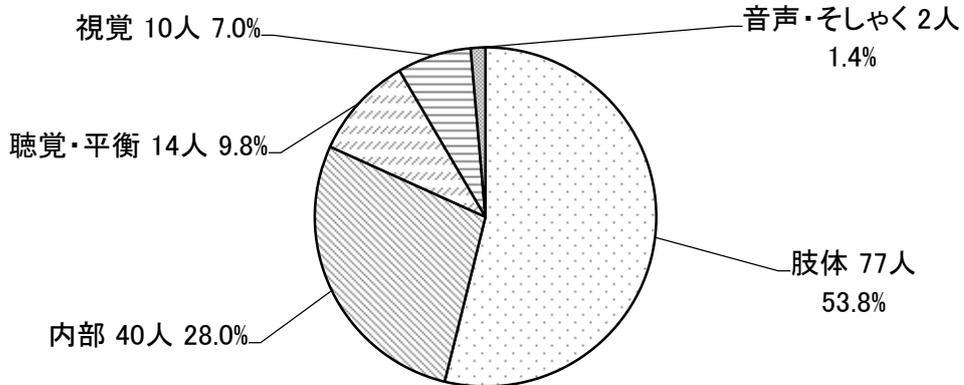


身体障がい者の年齢構成は、18 歳未満が 2 人 (1.4%)、18 歳から 39 歳までが 6 人 (4.2%)、40 歳から 64 歳までが 20 人 (14.0%)、65 歳以上が 115 人 (80.4%) となっており、65 歳以上の高齢者で 8 割を占めています。



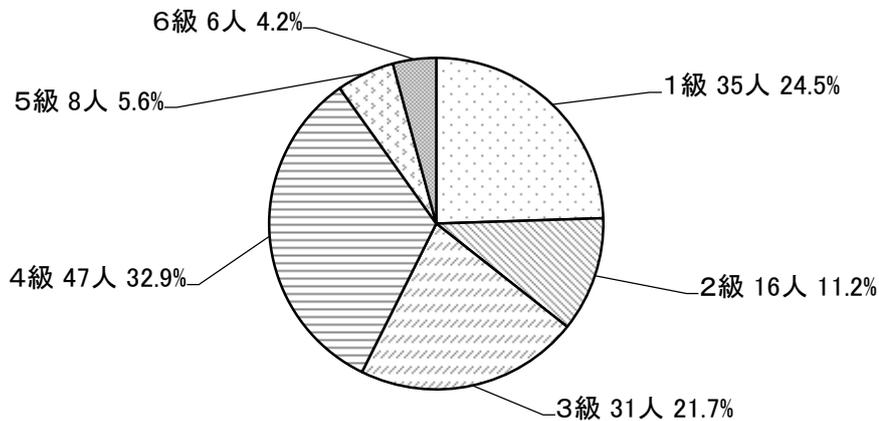
障がい種別では、肢体不自由者が77人(53.8%)、内部障がい者が40人(28.0%)、聴覚又は平衡機能障がい者が14人(9.8%)、視覚障がい者が10人(7.0%)、音声・そしゃく機能障がい者が2人(1.4%)となっています。

身体障がい者の種別状況



障害等級区分は、1級が35人(24.5%)、2級が16人(11.2%)、3級が31人(21.7%)、4級が47人(32.9%)、5級が8人(5.6%)、6級が6人(4.2%)となっており、1・2級の重度層が全体の35%程度となっています。

身体障がい者の等級区分状況

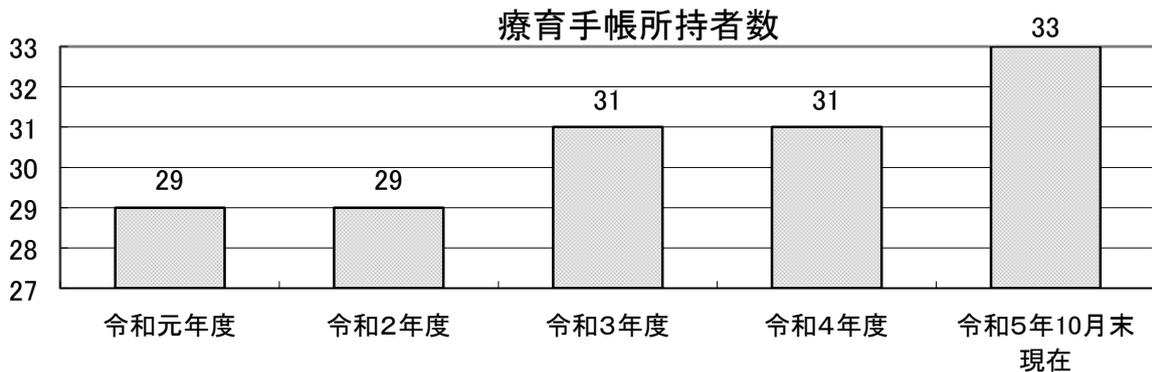


(2) 知的障がい者の状況

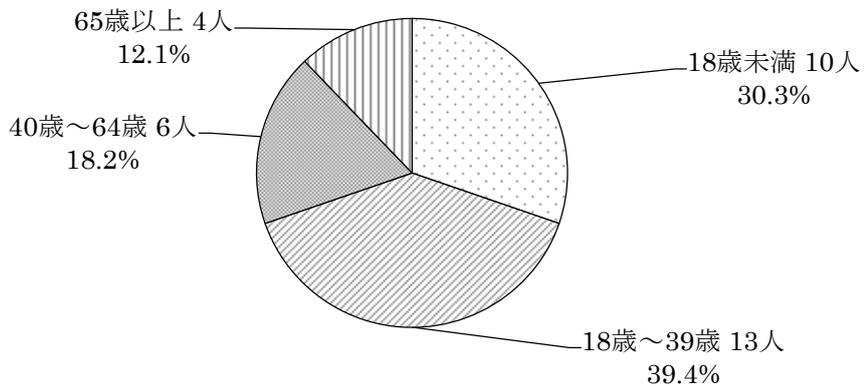
療育手帳の交付者数は、令和5年10月現在33人となっており、令和元年度から5年間では4人増加しました。

年齢構成は、18歳未満が10人(30.3%)、18歳から39歳が13人(39.4%)、40歳から64歳が6人(18.2%)、65歳以上が4人(12.1%)となっています。

なお、療育手帳所持者のうち、在宅者は23人、施設やグループホーム等利用者は10人となっています。

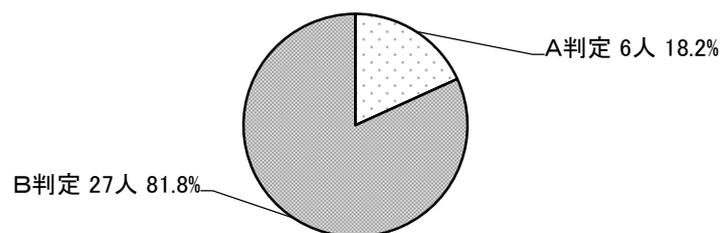


療育手帳所持者の年齢構成



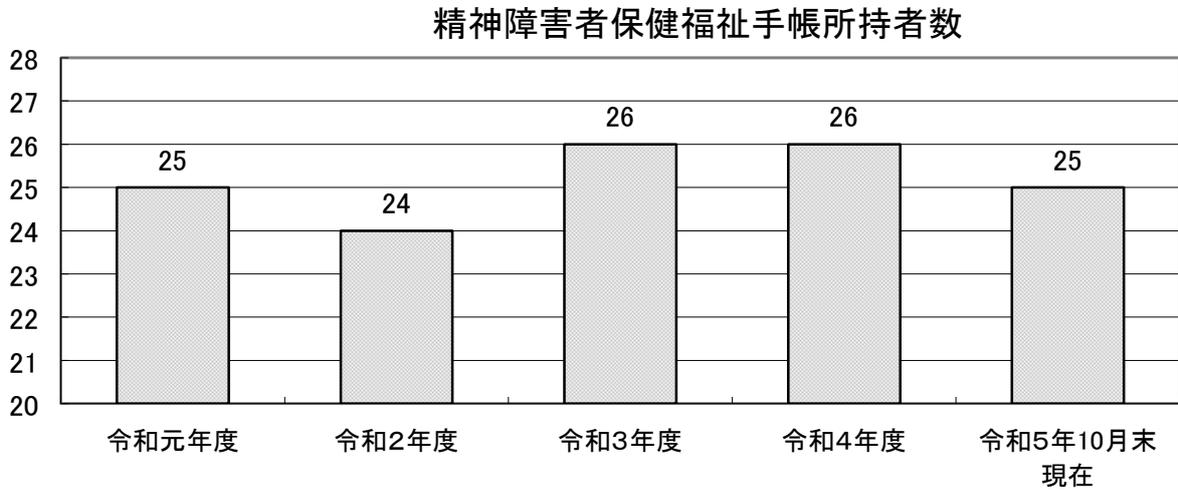
療育手帳の判定は、令和5年10月末現在でA判定(重度)が6人(18.2%)、B判定(重度以外)が27人(81.8%)となっています。

療育手帳判定区分



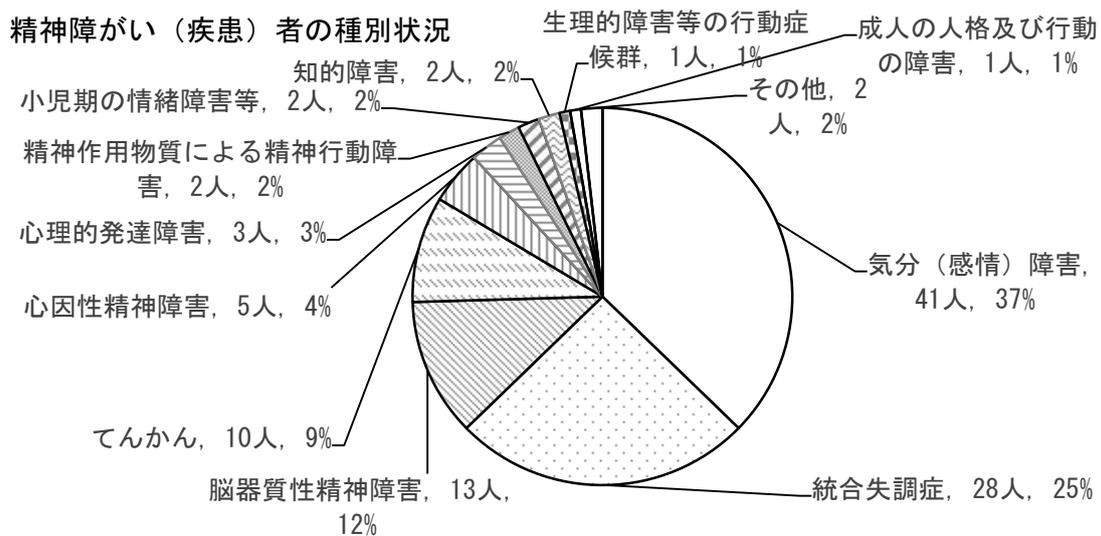
(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、令和5年10月現在25人となっており、令和元年度と比較すると毎年が増減がありつつ横ばいとなっています。



精神障害は、そううつ病、アルツハイマー病、アルコールなどによる中毒症を原因とする障害です。社会に適応できず、不安、ストレス等の背景から、精神疾患者は近年増加傾向にあります。

令和4年度末現在、更別村の疾病者数110人のうち、病類別に見ると気分（感情）障害（そううつ病）が最も多く41人（37%）、統合失調症が28人（25%）と続いています。



出典：精神障害者状況調査（帯広保健所）

精神障害者保健福祉手帳を所持していないものの、自立支援医療（精神通院）受給者及び精神疾患により入院をしている方の状況を含めて記載

第3章 施策の現状と課題・今後の方向と推進施策

1 地域生活の支援体制の充実

○生活支援

(1) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

◇現状と課題

障がいのある人が安心して地域で生活していくため、必要とするサービスの給付や支援を行い、自立した日常生活を営める地域社会づくりに努めています。

現在、更別村において在宅サービスとして、居宅介護事業（ホームヘルプサービス）や同行援護を居宅介護事業所コムニの里さらべつが実施し、就労継続支援（B型）についてはクローバーモアが実施しているところですが、村内で運営が確保できていないサービスについては、近隣市町村の事業所も利用できるようなサービスの確保に努めているところです。

また、地域の特性や利用者の状況に応じた事業である地域生活支援事業については、在宅で障がいのある人が日中軽作業や交流できる場所として平成23年度に日中活動支援事業として「サッチャル館」を開設しています。屋外で移動が困難な障害者に外出のための支援をする移動支援事業や移送サービス事業等も実施しています。

更別村での生活を希望する障がいのある人が自らの選択により、一人ひとりのニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、更別村での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが課題です。

今回のアンケートでの「本人」の回答結果では、「将来の生活で不安なこと」に関する問いに対し、「健康」と答えた人が27.0%と最も高いですが、3年前の32.4%より減っています。2番目が「生活費」で21.6%を占め、3番目に「仕事」が16.2%の割合となりました。

回答者の21.1%が収入により生活を支えている実態において、「就労支援施設クローバーモアの利用」の問いに対し、「利用している」と回答した人は3人、「今後、利用したい」と回答した人は2人のみでした。

「今後、更別村が障がい者福祉施策を充実させるために力を入れる点」についての問いに、「ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの場の確保」が17.0%と最も高く、次いで「障がいのある方のための各種手当の充実、医療費の軽減」が15.1%となっています。

将来の住居で「グループホーム」若しくは「障がい者支援施設」で暮らしたい

と回答した人は6人で、そのうち4人は更別村での暮らしを望んでいます。また、その時期については、「なるべく早く（すぐに）」が2人、「3～5年後」が1人、「わからない」が1人の回答でした。

「更別村に住居を建設する場合、希望するサービス」についての問いに、食事の提供が3人、住居内で日中活動支援事業の実施が1人の回答でした。

次に「援助者」の回答結果では、「就労支援施設クローバーモアの利用」の問いに対し、「今後、利用させたい」と回答した人は1人でした。

「今後、更別村が障がい者福祉施策を充実させるために力を入れる点」についての問いでは、「ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの場の確保」、「障がいのある方のための各種手当の充実、医療費の軽減」、「総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実」が12.5%の同率で最多回答となっています。

将来の住居で「グループホーム」若しくは「障がい者支援施設」で暮らしてほしいと回答した人は4人で、そのうち2人は更別村での暮らしを望んでいます。また、その時期については、「3～5年後」が1人、「同居する家族がいなくなったら」が1人、という回答でした。

次に「保護者」の回答結果では、「サービスの利用意向」の問いに対し「利用したい」と思っているサービスは、「就労移行支援」が3人、「児童デイサービス」「就労継続支援A型・B型」が2人ずつ、「行動援護」「短期入所」「自立支援【機能訓練・生活訓練】」「グループホーム」「就労定着支援」が1人ずつの回答でした。

「今後、更別村が障がい者福祉施策を充実させるために力を入れる点」についての問いでは、「障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実」「障がい児療育、教育の充実」「ホームヘルプサービス、短期入所などの在宅福祉サービスの充実」「ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの場の確保」「一般企業や事業所における障がい者雇用の促進」「授産施設や作業所などの福祉的な就労の場の確保」「障がいのある方のスポーツ、学習、文化活動に対する支援」「総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実」「成年後見制度の活用支援など障がいのある方の権利擁護の推進」が1人ずつとなっています。

将来の住居で「グループホーム」で暮らしてほしいと回答した人は1人で、村外での暮らしを望んでいます。

◇現行施策

1. 障がい福祉サービス

ア) 居宅介護（ホームヘルプ）サービス

～自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人・延べ利用回数0回

イ) 重度訪問介護

～重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、

食事等の介護や、外出時における移動支援などを総合的に行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人

ウ) 同行援護

～視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）移動の援護等の外出支援を行うもの。

・令和4年度実績 利用者1人・延べ利用回数110回

・サービス提供事業所 村内1事業所

エ) 行動援護

～自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人

オ) 重度障害者等包括支援

～介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に
行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人

カ) 放課後等児童デイサービス

～障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの。

・令和4年度実績 利用者2人・延べ利用回数89回

・サービス提供事業所 村外2事業所

キ) 短期入所

～自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人

ク) 療養介護

～医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人

ケ) 生活介護及び施設入所支援

～常に介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの。

・令和4年度実績 利用者12人

・サービス提供事業所 村外9事業所

コ) 共同生活介護（グループホーム）

～夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や、必要に応じて入浴、排せつ、食事等の介護を行うもの。

・令和4年度実績 利用者7人

- ・ サービス提供事業所 村外 5 事業所
- サ) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - ～自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 1 人
- シ) 就労移行支援
 - ～一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人
- ス) 就労継続支援（A 型・B 型）
 - ～一般企業等での就労が困難な人に働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 15 人
 - ・ サービス提供事業所 村内 1 事業所、村外 5 事業所

2. 地域生活支援事業

- ア) 相談支援事業
 - ～障がいのある人や保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人
- イ) コミュニケーション支援事業
 - ～聴覚、言語障がい、音声機能、視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人
- ウ) 日常生活用具給付等事業
 - ～障がいのある人等に対して、人工肛門を付けている方が使用する蓄便袋や入浴補助用具などの日常生活用具の給付又は貸与を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 5 人
- エ) 住宅改修費給付事業
 - ～重度の身体障がいをもつ人を介護するために、段差の解消や手すりの設置など住宅改修費の給付を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人
- オ) 移動支援事業
 - ～屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 5 人

- ・ サービス提供事業所 村内 1 事業所、村外 2 事業所
- カ) 地域活動支援センター
 - ～障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図るもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 1 人
 - ・ サービス提供事業所 村外 1 事業所
- キ) 日中一時支援事業
 - ～障がいのある人等に対して、日中の活動できる場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を確保し、身体的、精神的な負担を軽減するもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 1 人
- ク) 訪問入浴サービス事業
 - ～重度の身体障がいのある人の家庭に訪問し、入浴サービスの提供を行うもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人
- ケ) 更生訓練費給付事業
 - ～施設に入所しながら就労移行支援事業や自立訓練事業、更生訓練施設を利用している人に対し、訓練の経費や通所経費を支給するもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人

3. その他のサービス

- ア) 日中活動支援事業「サッチャル館」
 - ～障がいのある人が創作的活動又は生産活動を行う機会を提供し、社会参加の場の提供、交流の促進を図るもの（社会福祉法人博愛会に委託）。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 5 名・延利用者 247 人
毎週火、金曜日 98 日実施
- イ) 軽度生活援助事業（高齢者等生活支援事業）
 - ～日常生活を営むのに支障がある家庭に対して、外出の付き添い等の軽易な支援を行うもの（社会福祉協議会で実施）。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 0 人
- ウ) 補装具支給事業
 - ～身体障がい者等の職業その他の日常生活の能率向上を目的として使用される補装具の購入費や修理費を支給するもの（国の制度）。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 3 人
- エ) 在宅障害者通所・通院交通費助成事業
 - ～障がいのある人が、自宅から管内の自立訓練や就労支援施設への通所や、腎臓機能障害の治療のため通院している場合の交通費を助成するもの。
 - ・ 令和 4 年度実績 利用者 10 人、実助成額 740,900 円

◇今後の方向と推進施策

1. サービス基盤の整備

今後も障がいのある人が、住み慣れた村内で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携を図り、情報を共有する必要があります。住み続けられるよう障がいを少しでも取り除きながら、将来的には住まいの確保など整備をする必要があります。そのために、利用者の的確な把握や地域の実情に合ったサービス基盤の整備により、サービス提供事業者が安定して運営していけるよう協力関係を築いていきます。なお、住まいの場の整備についてはグループホームという形にこだわらず、障がい者の自立した生活を推進する施設として、必要な機能や規模など更別村自立支援協議会における協議も踏まえて検討していきます。

また、日中活動系サービスについては、運営事業者と希望する利用者が必要となるため、村内に設置することは厳しいことから、通所等によりサービスを利用することが可能な環境を調整していきます。

村の独自事業として実施している日中活動支援事業は、障がいのある人が創作的活動又は生産活動を行う機会を提供する場の機能を持つ、障がい者地域活動支援センター事業に準じた形態で始めましたが、利用者の減や高齢化といった要因もあり、必ずしも当初目的としていた就労支援につながっていない状況にあります。

一方で、障がい者の外出や社会参加、地域住民との交流の機会を確保することが必要であり、本事業を継続して実施することは意義があるものと考えられることから、今後も事業内容を見直しながら、社会参加活動と自立支援を兼ね備える形態で継続していくよう努めます。現在、事業に使用している施設の老朽化が進行していることから、将来的に事業を実施するための場所のあり方を検討していきます。

2. サービス内容の啓発活動

サービス利用対象やサービスの内容がわからないため利用できていない場合、自立した生活の継続に支障がでたり、生活の質の低下につながる可能性があるため、手帳等の交付時に説明を行うことや、広報さらべつを活用するなど広くわかりやすいサービス内容の啓発活動を推進します。

- 地域生活支援事業や日中活動支援事業などの在宅での障がい福祉サービスの充実、サービス事業に対する支援
- 近隣市町村との連携によるサービス利用の広域化の推進
- 広報さらべつや村のイベント、社会福祉協議会が主催する「ふれあい広場」等の事業を通じて、サービス内容の啓発に努める

(2) 相談支援体制の充実

◇現状と課題

保健福祉課においては、障がいの部門として、福祉係が担当しています。障がい介護給付に伴う区分認定から支給決定までの処理、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳の申請進達、自立支援医療費の受給者証の発行、補装具や日常生活用具の給付、重度心身障がい者年金や通院通所費の支給、NHK放送受信料免除や有料道路割引の手続きなどを行っています。また、民生委員児童委員の事務局を担当しており、地域の中にあるより身近な住民による相談を担当し、他に生活保護や生活困窮者の自立支援を受け持っています。自立支援協議会の開催もしています。

保健推進係（包括支援担当）では、平成27年3月に障がい者・児相談支援事業所を立ち上げ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、環境等に応じて、障がいのある方等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に受けられるよう、専門職で専門的な相談体制がとれるよう整備してきました。障がい者・児が介護給付や訓練給付を利用する際の区分認定調査や計画相談、モニタリングの実施などを行っています。包括支援センターとしての機能も併せ持っており、高齢者を含め、幅の広い相談業務に従事しています。平成31年4月からは「医療と介護の相談窓口」としてコーディネート業務も実施しており、令和4年4月からは家庭医療学センターの委託業務に変えてコーディネーター1名を村国民健康保険診療所に配置しています。

保健推進係（保健・栄養担当）では、健康相談や保健指導等の業務をしています。健康講座、健診、栄養指導のほか、精神保健患者に対する相談や指導、ひきこもり対策、薬物等の依存症、感染症関係、自殺対策等を保健師、栄養士が担当しています。

国保介護係においては、重度心身障害者医療費の扶助を実施しています。

子育て応援課では、課内に「更別村子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠から子育て期にわたり切れ目なくサポートできるよう総合相談窓口を設けています。保健師、栄養士、助産師、発達支援相談員などの専門職が子育てに関する不安や悩みに対し相談を受けています。認定こども園どんぐり保育園、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園、学童保育所（認定こども園どんぐり保育園併設）、こどもの森（同）、更別地域子育て支援センター（同）、上更別地域子育て支援センターc o t o r i（認定こども園上更別幼稚園併設）、上更別こどもセンター（同）も所管しています。平成29年1月1日には、子ども・子育て支援によりいっそう取り組み、子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、一人ひとりが輝く村、日本一の子育ての村を目指し「更別村子ども・子育て応援宣言」をしています。

今回のアンケートでの「本人」の回答結果で、「現在の生活の中で困っていること、不安なこと」に関する問いに対し、「特に困っていることはない」と答えた人が9人おり、最も多い人数でした。2番目が「相談できる人がいない」で6人を占め、3番目に「知人や地域住民との人間関係を築けない」「生活する住まいのこと」が5人でした。

次に「援助者」の回答結果で、「現在の生活の中で困っていること、不安なこと」に関する問いに対し、「手帳保持者が、同年代や地域住民との人間関係を築くのが難しい」「手帳保持者が、仕事をするのが不安」と答えた人が6人で最も多い人数でした。2番目が「手帳保持者の将来的な住まい、又は施設があるか不安」が5人で、次いで「手帳保持者が、一人で暮らしたり、結婚したり、自立できるか不安」と答えた人が4人でした。

次に「保護者」の回答結果では、「現在の生活の中で困っていること、不安なこと」に関する問いに対し、「お子さんの将来的な住まい、又は施設があるか不安」と答えた人が2人で最も多い人数でした。2番目が「お子さんが、同年代や地域住民との人間関係を築くのが難しい」「お子さんが、将来、仕事をするのが不安」「お子さんが、将来、一人で暮らしたり、結婚したり、自立できるか不安」「お子さんに係る経費で、生活が苦しい」「特に困っていることはない」と答えた人がそれぞれ1人でした。

◇現行の相談窓口

1. 更別村の相談窓口

ア) 保健福祉課

- ・福祉係
 - a) 障がい者・障がい児に関する相談全般
 - b) 生活保護、生活困窮者、福祉灯油に関する相談
 - c) 民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会に関連する相談
- ・国保介護係（介護保険担当）
 - a) 介護保険に関する相談（要介護認定など）
 - b) 在宅福祉に関する相談
- ・国保介護係（国保医療担当）
 - a) 国民健康保険や医療費（重度心身障がい者、ひとり親、乳幼児）に関する相談
- ・保健推進係（保健・栄養担当）
 - a) 健康・精神保健に関する相談
 - b) 各種健康診査に関する相談
- ・保健推進係（包括支援担当）
 - a) 高齢者全般の総合相談（地域包括支援センター）

b) 障がい福祉サービス提供にかかる計画作成（相談支援事業所）

イ) 子育て応援課

 （更別村子育て世代包括支援センター）

 a) 育児に関する相談

 b) 乳幼児健診に関する相談

 c) 児童福祉に関する相談

ウ) 住民生活課

 ・ 戸籍窓口係

 a) 年金に関する相談

エ) 民生委員児童委員

 地域社会の生活に困っている人々に対し、相談・援助・情報提供を行う厚生労働大臣及び北海道知事から委嘱を受けた身近な相談者です。民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼任しており、このほかに主任児童委員がいます（現員12人）。

2. その他の相談窓口

ア) 十勝障がい者総合相談支援センター（帯広市）

 ～障がいのある人や、家族、市町村、サービス事業所などに対し、障がいに関する総合的な相談を行っています。

イ) 十勝障がい者就業・生活支援センターだいち（帯広市）

 ～地域で暮らす障がいのある人の就労を促進するため、就労面と生活面を一体的に支援しています。

ウ) 南十勝子ども発達支援センター（大樹町）

 ～発達の遅れや障がいのある子どもとその家族に対する相談支援及び発達支援を行っています。

◇今後の方向と推進施策

 障がいのある人を長期的に支えるためにも、その一時だけでなく、総合的に安心して相談を受けられる情報の提供が必要です。

 また、将来の生活を想像した時に、仕事、住まいに不安を感じている人がいることから、親がいなくなった後に自立を考えるのではなく、その前から自立した生活を営むことができるよう、仕事と住まいの両立が図れる社会づくりが必要です。

 今後も相談支援、相談支援事業所、地域の体制づくり、専門的人材の確保・養成及びコーディネート業務等の機能を強化していくよう努めます。

 また、多岐にわたる総合相談が行えるような体制の強化を図るとともに、サービス事業者や関係機関との連携についても強化し、官民の連携による相談体制も整備していきます。

相談には、個々の悩みやケースが異なり、同じような事例であっても家庭環境、性格、社会資源、障がいの重さなどによりさまざまであり、時間を費やすことが多く、限られた職員で終始カバーできない状況です。問題解決の過程において一度は良くても、問題の再発により、解決できるケースは限られてきます。行政のみならず、家庭、地域、企業等の連携により、知恵と工夫、信用と信頼の関係を築いていくことが求められます。

- 障がいのある人や児童のための総合的な相談のほか、サービス事業者等の調整を行う機能も含めた相談体制の推進
- 将来の住まいに安心できる情報提供の推進

(3) 生活安定施策の推進

◇現状と課題

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活するためには、経済的な自立が必要です。

更別村では、重度心身障害者年金の給付をはじめとする給付事業を展開しています。但し、その支援は生活の一助となるものであって、生活の全てを賄うものではありません。その人の努力と向上心から、自分にあった生活や仕事を見つけ、その人らしい自分に適した生活スタイルにより自立していくことが大切であり、その一助となるよう支援を充実していきます。

アンケート調査において、「今後の障がい者施策の充実のために力をいれるべきか」との問いに、「本人」は「障がいのある方のための各種手当の充実、医療費の軽減」と回答が8人と望む声としては2番目に多い項目でした。

また、「援助者」に「手帳保持者にどのような援助をしているか」の問いに対して、「お金の支援（全部援助）・（一部援助）」と答えた人が4人と2番目に多い項目となりました。

◇現行施策

1. 重度心身障害者及びひとり親家庭医療費の助成事業（再掲）
（更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例）
～重度心身障がい者とひとり親家庭等の母及び父及び児童に対し、医療費の一部を助成するもの。
・令和4年度実績 利用者 障がい者 27人
2. 障害基礎年金・障害厚生年金
～年金加入中に障がい者になった人に、障害基礎年金・障害厚生年金を支給するもの。（国の制度）

◇今後の方向と推進施策

1. 生活安定施策の推進

生活費、医療費の補助、減免については、国の政治状況及び経済や景気などを鑑み適正な割合を把握し、国に対し、不利益の生じないよう働きかけるとともに要請していきます。

また、更別村独自の支援としては、障がいのある人が地域で暮らしていく一助となるよう重度心身障害者年金の支給、冬期間の燃料が不可欠であることから、購入するための経費に対し福祉灯油等の助成など、継続して経済的支援を図ります。

- 現在の各種年金等制度や医療費助成の継続実施、普及啓発、村民への相談対応
- 各種制度の普及促進

○保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、保健・医療の推進

《乳幼児・児童》

◇現状と課題

1. 障がいのある子どもについては、発達の段階や個々の障がい特性に応じて、関係機関が連携し、障がいのあることが大きな不安や負担とならないよう、子どもとして健全に育つ権利を保障することが必要です。
2. 障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、その気づきの段階から、身近な地域で子ども本人の最善の利益を考慮することが重要です。
3. 障がいのある子どもへの対応については、可能な限り早期に療育を開始し、基本的な生活習慣の習得や運動機能の発達などに配慮が必要です。
4. 障がいのある子どもが個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、支援を必要とする乳幼児・児童を早期発見し、必要な療育へ繋げていくことが大切です。また障がいの重度化・重複化の防止のためには専門機関との連携を図ることが重要となります。

◇現行施策

1. 健康診査

ア) 妊婦一般健康診査

～妊婦高血圧症候群、妊婦糖尿病等の早期発見のため、妊婦一般健康診査費の助成を行うもの。

・令和4年度実績 受診者 36人

イ) 乳児健康診査

～発育、身体・精神発達状況の確認、異常の早期発見、育児支援を目的とし

て、生後3か月から4か月児、6か月から7か月児、9か月から10か月児、11か月から12か月児を対象として実施しているもの。

・令和4年度実績 延べ受診者 123人

ウ) 1歳6か月児健康診査

～発育、身体・精神発達状況の確認、異常の早期発見、育児支援、早期療育を目的として実施しているもの。

・令和4年度実績 受診者 19人

エ) 3歳児健康診査

～発育、身体・精神発達状況の確認、異常の早期発見、育児支援、早期療育を目的として実施しているもの。

・令和4年度実績 受診者 31人

オ) 幼児歯科検診

～1歳6か月から就学前までの子どもを対象とし、むし歯予防を目的として実施しているもの。

・令和4年度実績 受診者数 129人

2. 保健指導・相談

ア) 妊産婦相談

～妊娠中の生活や健康管理等、出産に向けての相談を行うもの。

・令和4年度実績 相談件数 82件

イ) 乳幼児・児童相談

～電話及び来所にて、発育の相談や発達・栄養等の健康に関する相談を行うもの。

・令和4年度実績 相談件数 102件

ウ) 妊婦訪問

～ハイリスク妊婦、親子支援システムにより連絡のあった妊婦を訪問するもの。

・令和4年度実績 訪問件数 0件

エ) 産婦・出生児訪問

～全産婦、全出生児、親子支援システムにより連絡のあった産婦・出生児(村外)を訪問し、産後の体調や子どもの発育の確認、母子事業の説明を行うもの。

・令和4年度実績 訪問件数 41件

オ) 乳幼児訪問

～健康診査後のフォローや子育て支援必要者の訪問を行うもの。

・令和4年度実績 訪問件数 7件

カ) こころる一む(母子健康相談)

～妊産婦及び乳幼児期の子どもを持つ家庭を対象に、保健師や栄養士の相談

や家庭同士で交流を図るもの。

- ・令和4年度実績 延べ利用者 333人

キ) 発達相談

～子どもの関わり方や子どもの成長に不安などのある方を対象に、発達支援相談員による相談を受けるもの。

- ・令和4年度実績 延べ利用者 91人

ク) 巡回児童相談

～帯広児童相談所から、来所が容易でない地域の児童、保護者を対象に、児童福祉司・心理判定員などを派遣し、療育手帳の判定を目的とした相談に応じるもの。

- ・令和4年度実績 相談件数 0件

3. その他の保健事業

ア) 母子保健手帳の交付

- ・令和4年度実績 交付者 20人

イ) 各種予防接種の実施

- ・令和4年度実績 接種者 844人

ウ) 健康教育等の実施（令和4年度実績）

- ①育児学級（延べ参加者 52人）
- ②離乳食教室（延べ参加者 34人）
- ③母親学級（延べ参加者 21人）
- ④両親学級（延べ参加者 6組）
- ⑤離乳食完了期教室（ぱくぱく教室）（延べ参加者 33人）

4. 医療機関において実施する検査

ア) 先天性代謝異常等検査（北海道・札幌市実施事業）

障がいが発生する可能性のある病気を早期に発見し治療するため、血液検査により行われるもの（新生児マス・クリーニング）。

イ) 新生児聴覚検査

出産した医療機関において、生後2日～退院前に行われ、赤ちゃんが眠っている間にヘッドホンのような機械を当てて、その反応を記録する方法で行われるもの。

◇今後の方向と推進施策

1. 相談支援体制の充実

障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、乳幼児健康診査などの母子保健サービスや子育て支援等の中での早期相談、制度や資源につなげるつなぎの支援など、包括的な子ども発達支援体制の整備を図

られるよう、支援を必要とする乳幼児・児童の早期発見のための事業の充実を図ります。

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。訪問により乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ機会とし、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげていくことを目指します。

養育支援を保護者本人が判断できない場合や相談をためらうケースなどに対応するため、専門の職員が家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上していきます。

また、医療機関や教育委員会、幼稚園、認定こども園、南十勝子ども発達支援センターなどの関係機関と連携し、早期対応に努めます。

妊娠期から子育て期における支援ネットワークを構築するため、村では子育て世代包括支援センターを設置しておりますが、子育てに係る相談や関係機関との連携体制を推進します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○各種健康診査、保健相談・家庭訪問等の相談体制の充実○医療機関等の関係機関との連携強化による早期発見、早期対応 |
|--|

《成人・高齢者》

◇現状と課題

成人期においては、生活習慣病等の障がいの原因となる疾病予防に加え、超高齢化社会に対応するため、高齢者の介護予防対策を充実することが重要です。

また、平成25年4月からは障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に変更となり、支援対象者がこれまでの身体障がい及び知的障がい、精神障がいのほかに難病において支援が必要となる人も加わっており、今まで以上の健康診査等の体制が重要となります。

更別村では、障がいの早期発見や認知症の早期発見・悪化防止のために健康診査、健康相談、訪問指導、介護予防事業などを実施しています。

このほか、生活習慣病、特に糖尿病が重症化することで、腎不全を起こし、人工透析へ移行し、重度の身体障がいを引き起こすことにつながることから、定期的に医療機関を受診し、食生活の改善や運動を取り入れることで、血糖値をコントロールして、病気の悪化を防止することが必要です。

また、社会環境の多様化によるストレス増大により、心の健康が損なわれやすい状況にあるため、心の健康づくりにも取り組む必要があります。

◇現行施策

1. 健康診査（令和4年度実績）

- ア) 総合健康診査（20歳以上 受診者 283人）
- イ) 高齢者健康診査（75歳以上 受診者 157人）
- ウ) 人間ドック（40歳以上 受診者 286人）
- エ) 脳ドック（40歳以上 受診者 33人）
- オ) 各種がん検診（30歳以上 延べ受診者 1,627人）
- カ) 骨粗しょう症検診（20歳以上 受診者 52人）

2. 健康相談・訪問等（令和4年度実績）

- ア) 健康教育
 - (a) 健康づくり講座（8日間 延べ参加者 76人）
 - (b) こころの健康づくり講演会（参加者 43人）
 - (c) 依頼による健康教育（参加者 74人）
- イ) 定期健康相談（延べ利用者 2人）
- ウ) 家庭訪問（延べ訪問回数 36回）
- エ) 電話及び来所による健康相談（一般・栄養）（延べ利用者 43人）

3. 更生医療の支給

一般医療ですでに治癒したと考えられている障がいに対して、日常生活をしていく上で便利のように障がいを軽くしたり、回復させたりする手術や治療を行い、身体障がい者が更生するために必要な医療を受けたものに対して支給しています。

更別村では、腎機能障害による慢性腎不全に対する人工透析療法に支給している現状です。

- ・令和4年度実績 受給者6人

4. 介護予防

ア) まる元運動教室（旧貯筋塾）

～65歳以上の人で、運動器の機能低下が見られる人を対象に、健康チェック、筋力トレーニングなどを行い、健康の保持増進を図るもの。

- ・令和4年度実績 延べ利用者 2,037人

イ) 健康増進クラブ

～65歳以上の人を対象に、健康運動指導士が健康増進室の器具等を活用しながら指導し、身体機能の低下防止と体力の向上を図るもの。なお、まる元運動教室との統合により、令和2年度をもって事業を終了しております。

- ・令和2年度実績 延べ利用者 556人

ウ) スマイル講座（旧元気アップ講座）

～歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士による指導、講話、実習等を行い、お口の機能と栄養の維持・改善を図るもの。

・令和4年度実績 延べ利用者 71人

エ) 元気クラブ(旧いきいき健康クラブ)

～65歳以上の人を対象にレクリエーション、体操などを行い生きがいづくりの場を提供し、心身の健康や生活機能の維持を図るもの(社会福祉協議会へ委託)。

・令和4年度実績 延べ利用者 952人

エ) 大人のまなびや

～脳のトレーニング教材を用いて脳の活性化を促し、認知機能の低下防止を図るもの(社会福祉協議会へ委託)。

・令和4年度実績 延べ利用者 645人

◇今後の方向と推進施策

1. 各種健康診査の充実

生活習慣病や難病などの障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、現在実施している妊婦及び乳幼児に対する健康診査等の充実を図ります。より受診しやすい環境の工夫にも力を入れ、日常生活に過度の影響を与えることがなく受診できるようにしていきます。

疾病が発見された場合、病状が悪化しないよう専門的な医療機関を紹介するなどの体制づくりを進めていきます。

2. 健康相談・家庭訪問等の充実

保健・医療の正しい知識の普及のため、各種保健事業の充実を図ります。

日頃からの健康に関する不安や疑問を軽減するための場として、来所による定期健康相談を実施します。

また、保健師、管理栄養士による家庭訪問を実施し、それぞれの心身の状況、家庭環境、生活状況に応じた情報提供、保健相談、栄養相談をすることで、健康維持、増進、重症化の予防を図ります。

心の健康づくりや精神疾患等に関する問題に対して、関係機関と連携し、相談しやすい体制づくりを進めます。

○各種健康診査の充実、早期発見・治療に向けた体制づくりの推進

○健康相談・家庭訪問等の充実

(2) 精神障がいのある人や難病のある人など障がいの特性に応じた支援の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◇現状と課題

精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じ

た地域生活支援体制の充実に加え、地域の精神保健、医療、福祉関係団体等が連携した一体的な取組の推進が必要です。

また、入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるためには、地域の理解と医療機関を含めた関係機関の連携による継続的な支援が必要です。

更別村では、平成 30 年度に「医療と介護の相談窓口」を設置し、平成 31 年 4 月には「在宅医療・介護連携コーディネーター」の職員（保健師）を配置し、令和 4 年 4 月からは家庭医療学センターの委託業務に変えてコーディネーター 1 名を村国民健康保険診療所に配置しています。医療・介護・福祉関係機関からの相談をはじめ、村国民健康保険診療所や村外の医療機関に入院した人の入退院の支援・調整を図っております。

難病については、原因不明で、治療が極めて困難で、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、障害福祉サービス等を利用できるようになっています。

対象となる疾病については、令和 3 年 1 月には 366 疾病に拡大されています。

今後、難病等である人に対する地域の支援体制づくりが必要であるとともに、これらの疾病をもった方々が円滑に制度を利用できるよう周知に努める必要があります。

◇今後の方向と推進施策

1. 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人の地域生活を支援するため、住まいの場の確保や就労継続支援などの生涯生活を維持できる生活スタイルを確保することが必要です。

また、障がいのある人が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療である自立支援医療を適切に受けられるよう、制度の周知や利用者の支援に努めます。

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域住民、保健、医療、福祉関係者による支援ネットワークづくりに努め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

精神障がいのある人に対する地域住民の理解促進のための研修会を行うなど、地域における受入環境向上のための普及啓発に努めます。

2. 入退院時のカンファレンスの実施

在宅医療・介護連携コーディネーターと各医療機関の地域連携室や病棟看護

師が連携を取りながら、本人や家族が安心して退院し、在宅生活をスタートできるように支援していきます。

3. 難病対策の充実

難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。

- 自立支援医療などの制度の周知や難病に対する理解の推進
- 就労継続支援などによる地域生活の支援
- 日中活動による居場所の確保
- 精神障がいに関する保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
- 病院から地域へ安心して移行生活するための支援

2 自立と社会参加の促進

○教育・療育

(1) 教育相談・就学指導体制の充実

◇現状と課題

更別村では、心身に障がいのある幼児・児童・生徒が、持っている能力や可能性を引き出せるよう、障がいの状態や発達段階に応じた教育が受けられるように支援する教育支援委員会が組織されています。この委員会は教育委員会・保健福祉課・子育て応援課・各小中学校・幼稚園・認定こども園の関係者により構成され、障がいの種別、程度を総合的に判断し、十勝教育局や児童相談所等の関係機関と連携し、保護者とどのような教育が望ましいかなどの相談を行い、適切な教育の場を選択できるように支援するものです。

また、各小・中学校には特別支援委員会が設置されており、学校現場における内部検討が行われています。

近年、障がいの程度や内容も多様化・複雑化していることから、保護者の意向を配慮しながら就学に関する検討・指導をする環境について、より一層の充実が必要になります。

また、更別村では、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けることのできない難聴児（軽度難聴児）に対しては、補聴器にかかる費用を支給することとしており、言語訓練及び生活適応訓練の促進、学校での授業における学習効果が高まるとされていることから、制度が有効活用されることが求められます。

障がいのある子どもへの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があります。連携を密にし、情報を共有することにより、障がいのある子どもに対する理解を深めることが必要です。

◇現行施策

1. 更別村教育支援委員会（更別村教育支援委員会規約）
～教育・保健等各分野の職員により構成され、幼児・児童・生徒の就学及び指導方法等について、調査結果や診断に基づいて検討するもの。
 - ・令和4年度実績 4回開催
2. 特別支援委員会
～村内各小・中学校に設置しており、児童・生徒の状況等を細部にわたり検討し、更別村教育支援委員会や教育相談の機会の充実を図るもの。
 - ・各学校で開催
3. 更別村特別支援教育連携協議会
～教育、福祉、保育等関係機関の職員より構成され、特別支援を必要とする幼児・児童・生徒に適切な支援を行うため、実態把握や情報交換及び協力等を行うもの。
 - ・令和4年度実績 2回開催
4. 軽度難聴児補聴器支給事業（再掲）
～聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付ができない軽度の難聴をもつ児童に対し、補聴器を支給するもの。
 - ・令和4年度実績 利用者0人

◇今後の方向と推進施策

1. 相談支援体制の強化
障がいや発達の遅れなどのある児童の幼児期からの情報や指導経過を伝達するための体制強化に努めるとともに、就学前、学齢期、卒業時などを通じて一貫した指導や支援が行われるよう、教育委員会、学校、福祉の連携体制の構築に努めます。
2. 関係機関の連携
子どもの発達の遅れの気づきは、乳幼児健康診査の場や子育て世代包括支援センター、子育て支援センター等による発達相談、幼稚園、認定こども園、学校等の利用等を通して気づく場合があり、気づきの段階から継続的な支援を行い、障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策を行うとともに、保健福祉課、子育て応援課、教育委員会等関係部局による連携を密に図ります。
3. 軽度難聴児補聴器費支給制度の活用
「更別村軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱」に基づき支給するとともに、制度の周知を図ります。

- 特別支援教育連携協議会等による関係機関との連携強化
- 乳児期からの指導経過及び支援状況の情報一元化システムの調査研究
- 障がいのある方や児童のための総合的な相談のほか、サービス事業者等の調整を行う機能も含めた相談体制の推進（再掲）
- 軽度難聴児補聴器支給事業の活用促進

（２）障がい児支援の充実

◇現状と課題

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、発達支援を行う地域支援体制を構築することが必要です。

発達障がい等の判定は受けていないものの、今後の養育に不安のある子どもは増加傾向にありますが、早い段階から適切な支援につなげていくことが求められます。南十勝子ども発達支援センター等に通所するなど、専門的な支援を受けることができる環境を整えるため、今後も関係機関との連携を図っていきます。

障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の一貫した総合的な取り組みを推進し、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、幼稚園教諭や保育士、教員など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。障がいのある幼児・児童・生徒に対し、障がいに応じた専門性に基づく教育や支援を行うため、北海道教育委員会では特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）を、小・中学校では特別支援学級を設置しています。

近年、障がいの多様化や内容の複雑化、また発達障がい等の対応が困難な障がいが増加しているため、全校的な協力体制のもと、実態把握や支援方策の検討を行い、指導方法を工夫するなど、学校教育の充実を図っています。

小中学校においては、障がいのある児童・生徒の一人ひとりの状態に応じた個別の支援・指導計画を作成したのち、個別ケース検討会議を実施し、今後の教育方針

について検討を行い、普通学級との交流・連携、一体感を持ちつつ、必要な教科では個別に授業を行っています。

また、幼稚園、認定こども園、小中学校においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、保護者の障がいに対する受容及びその後の円滑な支援につなげていくことを目指します。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることも求められています。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされるように適切な情報の周知が必要であり、さらに家族で適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制の整備を行うことが重要です。

障がいのある幼児・児童・生徒が持っている能力や可能性を引き出し、将来自立した生活が送れるよう支援するため、教職員等関係者の理解や資質向上が必要となります。

◇現行施策

1. 療育訓練施設通所交通費助成事業

～機能回復等の療育訓練のため、通所施設等へ通所する場合に要する交通費の助成を行い、保護者の負担軽減を図るもの。

・令和4年度実績 申請者 15人

2. 特別支援学級の設置及び職員の配置

	更別小学校			上更別小学校			更別中央中学校		
	学級数	児童数	教員数	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数
H30	4	20	6	3	4	4	3	10	4
R1	4	21	6	1	1	1	4	11	5
R2	5	18	7	2	3	2	3	8	4
R3	5	17	7	2	4	2	3	10	5
R4	5	17	7	2	4	2	3	13	4

◇今後の方向と推進施策

1. 障がいの有無に関わらない保育・教育の推進

障がい児が障がい児支援を利用しながら、一人ひとりの利用ニーズの目標と達成の評価により特別な支援の調整を図っていきます。

障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

2. 特別支援教育の取り組み

障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持っている能力や可能性を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、

個別の学習プログラムが必要な場合には、自立、共生、社会参加に向けた本人の主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、早い段階からの適切な指導を実施するため、一人ひとりに応じた支援体制を図ります。

特別な支援が必要な子どもの受入れについて、円滑な教育、保育が利用できるように、関係部局と調整、連携を図り、必要な配慮をしながら適切な教育、保育の提供体制を確保します。

3. 関係職員等研修の充実

障がいのある幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸ばしていくためには、関わる職員等の障がいや発達の遅れに対する理解が必要なことから、研修の機会の充実を図ります。

4. 健康診査の実施

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を実施し充実を図ります。

乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していきます。

- 必要に応じた特別支援体制の整備
- 関係職員等に対する研修機会の充実
- 各種健康診査、保健相談・家庭訪問等の相談体制の充実（再掲）

(3) 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援

◇現状と課題

現在、更別村には、医療的ケアを必要とする子どもはおりませんが、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、関係機関が連携を図り、子どもから大人まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、育成医療をはじめとする自立支援医療などを適切に提供します。

◇現行施策

育成医療の対象者に対する自立支援医療の給付を行っています。

◇今後の方向と推進施策

地域・関係機関における連携体制の構築

医療的ケアなど必要とする重度の障がいのある子どもへの支援の充実を図るため、関係機関での協議の場の設置を進めるなど、連携体制の構築に努め、医療的ケ

アを必要とする子どもに対する知識、認識を共有し、理解と対応策を広めます。

専門的なコーディネーターを確保し配置することは難しいところですが、相談支援事業所の職員が専門の研修を受講し、専門的な知識による助言、指導ができるように努めます。

- 医療的ケア児に対する保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議の場の設置
- 医療的ケア児に対する専門的な知識・理解の共有

○就労支援

(1) 就労に向けた体制づくり

◇現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、経済的に安定した生活をするためには就労できる環境が求められます。

現在、経済情勢が厳しい中、就労を希望する障がいのある人を取り巻く本村の雇用情勢は厳しい状況にあります。障がい者雇用の理解、普及は広まりつつありません。

このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がいの特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、より一層の障がい者雇用の理解、応援する体制づくりが求められます。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では障害者雇用率制度が設けられており、令和3年3月からは法定雇用率は、従業員数が45.5人以上から43.5人以上に広がり、民間事業所の場合、2.3%以上、地方公共団体の場合、2.6%以上（2.5%から引上げ）に引き上げられ、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を雇用しなければならないことになっています。

そのため、障がい者を雇用することに不安等がある事業主や就労することに不安のある障がいを持つ人に対して、帯広公共職業安定所（ハローワーク）や十勝障がい者就業・生活支援センターが雇用・就労に関する相談や支援を行っています。

今回の就労についてのアンケートでは「本人」から、「現在、仕事をしていないが、これからは仕事をしたい」と回答した人が4人でした。就労支援としては「職場の障がい者の理解」「本人のスキルアップの研修や訓練」がそれぞれ17.1%と最も高く、次いで「仕事についての職場外での相談対応、支援」が14.3%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚の仕事のサポート」が12.9%でした。「就労支援施設クローバーモア」の利用意向では、「今後、利用したい」と回答した人は2人でした。

「援助者」からの回答では、「現在、仕事をしていないが、これからは仕事をし

てほしい」と答えた人が3人でした。就労支援としては「職場の障がい者の理解」が15.4%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「職場の上司や同僚の仕事のサポート」が13.5%でした。「就労支援施設クローバーモア」の利用意向では、「今後、利用させたい」と回答した人は1人でした。

「保護者」では、「お子さんの進路の希望について、更別村内で働く」ことに希望をもっている人からの回答が1人でした。

◇現行施策

1. 南十勝障がい者就労支援ネットワークセミナーの実施
～十勝圏域内に居住する障がい者が地域で継続して生活できるよう、生活面と就労の面において地域ぐるみで一体となった支援を行うとともに、地域を問わず相談を受けられるもの。
2. 障がい者雇用納付金制度に基づく各種助成金
～独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による、障害者雇用納付金を財源とし、障がい者の雇用が促進されるための各種助成金の給付を行うもの。
3. 障害者試行雇用（トライアル雇用）事業
～公共職業安定所の紹介によって障がいのある人等を短期間の試用期間を設けて雇用し、就職に対する不安の軽減や事業主と障がいのある方の相互の理解を深め、その後の常用就労を目指すもの。
4. 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業
～事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある人や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を実施するもの。
5. 帯広若者サポートステーション（サポステ）
～15歳から49歳までの働きたいと思っている人で、現在お仕事（アルバイトを含む）をされていない人を対象に就職活動を応援、サポートするもの
面談、就活の準備、実践的な就職活動、セミナーなどを開催しています。
6. 障害者就労施設等からの物品等調達
～障害者優先調達法に基づき、物品等調達方針を定め、村における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進するもの
村では、音更町にある障がい者支援施設からゴミ袋、クローバーモアからは配食サービスの食事の購入をしています。
(令和4年度実績 4件 5,809,370円)
7. 北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」への登録
～障がい者の就労支援に対する理解の促進を図ることを目的として、北海道が取り組んでいる製品の調達等を応援するもので、平成27年度から参加しており、障がい者就労支援事業所に対し、販売場所を提供しています。
村では、帯広市にある障がい者支援施設とクローバーモアに対して物資販売

の協力をしています。

◇今後の方向と推進施策

今後も関係機関との協力のもと、障がいのある方が働く意欲と能力に応じて、適した職場で職場の理解のもとに働けるようになることが求められます。

また、自立支援協議会の開催により、より多くの団体や企業などに障がい者の就労の現状、理解を共有し、村内における障がい者雇用の促進につなげていくよう努めます。

障がい者の就労継続支援事業所（B型）クローバーモアの利用者から一般就労へつながっていくよう企業体験、施設外就労の機会を提供していきます。

1. 働ける場の拡大

事業主に各種制度や障害者雇用率制度の周知を図り、障がい者の雇用拡大に向けた働きかけを行います。

2. 障がい者就労支援事業所の利用促進

就労継続支援事業所（B型）クローバーモアが、障がい者が就労するための支援の拠点として機能するとともに、さらに一般就労へ結びつくような取組みへ進展するよう、関係機関とも連携しながら支援します。

また、企業が発注する業務を事業所へ受注することにより、事業所の活発な活動と利用者の職業訓練となることから、作業発注のマッチングを推進します。

3. 農福連携の促進

農福連携など福祉と産業との連携に関する理解を図り、新たな就労の場の創出と各事業所に対する支援に努めます。

4. 障がい者就労施設等からの物品等調達

障がい者の就労支援を促進するため、物品等調達方針に基づき、優先的に障がい者就労施設等からの物品、役務の提供を調達するよう努めます。

5. 北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」の取り組み

障がい者の就労支援を促進するため、製品の販売場所の提供を継続します。

○各種制度の啓発・促進

○一般就労、農福連携に向けた関係機関との連携強化

○障がい者就労施設等からの物品等の購入促進

○障がい者就労支援事業所の利用促進

○北海道障がい者就労支援プログラム「アクション」の継続的取り組み

(2) 多様な就労体験の推進

◇現状と課題

障がいを持つ人の中には、障がいの重度化が原因で働く意欲や自信が持てず、自

宅に引きこもるなど、規則正しい生活を送れなくなる場合があります。

そのため、障がいを持つ人が、少しずつでも就労に向けた活動ができるようになるためには、個人に合わせた多様な就労メニューが必要となりますが、就労のための条件を満たすことが困難な厳しい面があるのが現実です。個人の心身の状況と就労のマッチングを実施した時には、村内という限られた就労先において、完全なマッチングを得ることは難しいことがあげられます。

現在、社会福祉協議会において就労体験やボランティア活動を行う「H. E. A. R. T 事業」を実施しています。

また、障がい者が訓練や職場の理解なしに一般就労すると、結果、長く続かないことも少なくありません。障がい者の事業所において、本人の能力やスキルを磨き、就労に向けた移行訓練をすることで、一般就労する時の障がいを少しでも軽減することにつながれば事業所の利用者の意欲向上に結び付いていくものです。就労継続支援事業所（B型）クローバーモアには、多彩な就労の場を提供するよう、村からの委託事業を始め、施設外就労の場の提供をしています。

今後もこのような事業を継続的に実施できるよう、関係機関との調整を図りながら体験内容の確保や啓発活動が必要となります。

今回のアンケートにおいて「本人」からの回答では、「普段どのくらい外出しているか」の問いに対し、「月に2～3日」若しくは「ほとんど外出しない（月に1日以下）」と回答した人が3人でした。「日中を主にどのように過ごしているか」の問いには、「自宅で過ごしている」と回答した人が6人でした。「就労」について、「仕事ができない」「仕事をする必要がない」「仕事をしたくない」と回答した人は7人で、その理由は「やりたい仕事がない」「気力がわかない」が3人、「病気、障がい重い」「仕事をするストレスがたまる」が2人、「通勤の手段がない」「賃金などの労働条件があわない」が1人でした。

「援助者」からの回答で仕事ができないとする理由は、「やりたい仕事がない」が3人、「病気、障がい重い」「気力がわかない」が2人、「通勤の手段がない」が1人でした。

◇現行施策

1. H. E. A. R. T 事業

～就労体験やボランティア活動を通じて、規則正しい生活や働く体験による達成感や生きがいを見つけるもの（社会福祉協議会が実施）。

2. 就労の場の提供

～障がい者の事業所に作業的な事業を委託することにより、障がい者への仕事の提供と能力の向上を図るもの。また、その商品の販売場所として役場等を提供することにより、事業所内だけの活動でなく社会の中での活動にもつながるも

の。施設外就労として発注可能なものについても委託するもの。

◇今後の方向と推進施策

現在行われている H.E.A.R.T 事業の見直しにより、参加したいプログラムの提供を図りながら、体験しやすい環境の整備や事業促進に向けての啓発活動を推進します。

また、障がいのある人に対して就労の機会、訓練の場となる簡易的で短時間労働となるような参加しやすい就労の場の提供を目指します。

- 参加者拡大に向けての啓発活動の推進
- 就労体験・ボランティア体験内容の拡充

○社会参加

(1) 社会参加の促進

◇現状と課題

障がいのある人が地域社会の一員として、行政区活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。

さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

今回のアンケートでは「本人」の回答から、「普段どのくらい外出しているか」の問いに対し、「ほぼ毎日」と回答した人が 34.8%と最も多い結果でしたが、反面、週に 1 回未満と回答した人も 13.0%でした。「主にどのような時に外出するか」の問いに対して、「買い物」「通院」「通学・通勤」と回答した人が大半でしたが、余暇活動（散歩・旅行・友人宅訪問・ドライブ・スポーツなど）と回答した人が 7.0%でした。「外出する時の主な交通手段」については、「自家用車」が最も多く、次いで「家族などの送迎」「徒歩」という結果でした。

◇現行施策

1. コミュニケーション支援事業（再掲）

～聴覚、言語障がい、音声機能、視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行うもの。

2. 移動支援事業（再掲）

～屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うもの。

- ・令和4年度実績 利用者5人
- ・サービス提供事業所 村内1事業所、村外2事業所

3. 日中活動支援事業「サッチャル館」(再掲)

～障がいのある方が創作的活動又は生産活動を行う機会を提供し、社会参加の場の提供、交流の促進を図るもの。(社会福祉法人博愛会に委託)

- ・令和4年度実績 利用者5名・延利用者247人
毎週火、金曜日 98日実施

4. 軽度生活援助事業(高齢者等生活支援事業)(再掲)

～日常生活を営むのに支障がある家庭に対して、外出の付き添い等の軽易な支援を行うもの。(社会福祉協議会が実施)

5. 移送サービス事業

～高齢者等の外出手段を確保するため、自動車を運行し日常生活の行動範囲を拡大するもの。(社会福祉協議会に委託)

- ・令和4年度実績 延べ利用件数 2,389件(うち障がい者172件)

6. 在宅障害者通所・通院交通費助成事業(再掲)

～障がいのある人が、自宅から管内の自立訓練や就労支援施設への通所や、臓臓機能障害の治療のため通院している場合の交通費を助成するもの。

- ・令和4年度実績 利用者10人、実助成額740,900円

【関係団体】

1. 十勝地区身体障害者福祉協会更別村分会

～身体に障がいを持つ人を対象に、研修会や交流会を通じて会員相互の親睦や福祉増進を図る活動を行っています。(事務局：社会福祉協議会)

- ・令和4年度会員数 19人

2. 更別村手をつなぐ親と子の会

～主に障がいを持つ人、その家族が会員となり、研修や情報交換を通じ、誰もが安心して暮らせる地域となるよう活動を行っています。(事務局：社会福祉協議会)

- ・令和4年度会員数 11名

◇今後の方向と推進施策

1. 社会参加のための関係団体への支援推進

障がいのある人の社会参加を促進するため、今後も関係団体活動を支援します。

2. 各種サービスの確保・啓発

障がいのある人が積極的に地域社会の活動に参加できるよう、移動支援やコミュニケーション手段の確保・啓発に努めます。

3. 社会参加に向けた訓練機会の提供

障がい者を理由に引きこもりがちな人に対して、自立した生活が送れるよう創作的活動や地域との交流を通じて、社会参加に向けた訓練等ができる場の提供を推進します。

4. 障がい者スポーツの普及啓発

平成30年度には更別村で「十勝管内身体障がい者スポーツ大会」を開催しました。更別村ふるさと館を会場に、軽スポーツが中心ではありましたが、多くの参加者とふれあいました。こうした機会を通じて障がい者がスポーツに親しめるよう取り組みを進めます。

5. 引きこもり者に対する相談支援

引きこもり当事者や家族等からの相談に対応し、支援していきます。

- 関係団体への継続した活動支援
- 各種サービスの啓発促進
- 日中活動支援事業の利用促進
- 障がい者スポーツの普及啓発

3 バリアフリー社会の実現

○権利擁護・理解の促進

(1) 権利擁護の推進

◇現状と課題

社会には障がいのある人に対する理解の不足や誤解、接点がないために動揺したり馴れない対応になったりなど、これらが原因となり障がい者との距離が存在する場合があります。

障がいのある人が不快な思いを感じることがないように、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図る必要があります。

また、障がいのある人が日常生活を営む上でトラブルに巻き込まれるケースがあるため、日常的に支援が必要な方を対象に、成年後見制度の活用などにより地域で支えあう必要があります。

◇現行施策

1. 成年後見制度利用支援事業

～自らの判断が不十分な高齢者や障がいのある人を対象に、成年後見制度を利用する場合に必要な費用の助成を行うもの。

2. 広報誌等による啓発

ア)「広報さらべつ」や社会福祉協議会が発行している「社協だより」を利用し、障がいに関する情報提供を行うとともに、村内施設を活用した啓発活動（発達障がい者に係るパネル展の実施）を実施するもの。

イ)北海道が作成した「障がいを理由とする差別の解消に向けた合理的配慮事例集」を配布することにより、障がいのある人への対応方法に対する理解を促進するもの。

ウ)ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を促進するもの。

ヘルプマークは、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりにくい方が援助を得やすくなるよう、東京都が作成したデザイン（赤地に白いハートマーク、十字が入っています。）に基づき作成したもので、ヘルプカードは、必要な支援や配慮の内容及び緊急連絡先等を記載し、周囲の方々に提示することにより、必要な援助を求めるために作るカードです。

◇今後の方向と推進施策

1. 相談体制の整備

差別等により生活に不安を抱えて生活することのないよう、障がいのある人が気軽に相談できる相談体制の整備を図ります。

また、成年後見制度が必要な場合には関係機関と連携し、迅速に対応できる体制の整備を図ります。

2. 障がいに対する理解の促進

広報さらべつ等を利用した障がいに対する理解の促進を継続して行います。

また、ヘルプマークやヘルプカードの普及を国の地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業として推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、住民の障がいへの理解を促進します。

○気軽に相談できる相談体制の整備

○広報さらべつやヘルプマーク等を利用した障がいに対する理解の促進

(2) 成年後見制度等の利用促進

◇現状と課題

平成12年4月より、高齢化の進行と障がい者福祉におけるノーマライゼーション思想の浸透を受け、判断能力が不十分また、著しく低下した方の意思決定を支援、保護するために、民法が改正され、禁治産制度、準禁治産制度に代わり、新たに成年後見制度が創設されました。

成年後見制度は、精神上的の障がいによって判断能力が十分ではない人について、家庭裁判所に申立てを行い、契約の締結等を変わって行う代理人等を選任してもらい、本人が誤って判断に基づいて契約をした場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、本人を保護する制度です。

村では、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人を対象として、成年後見制度利用支援事業を実施し、審判の申し立てにかかる費用や後見人等への報酬を助成することとしています。

現在、村では社会福祉法人更別村社会福祉協議会に成年後見制度の運営委託を行い制度の普及、理解に取り組んでいます。また、「さらべつ成年後見センター」を設置し、法人による後見体制を構築しているところです。

また、現在村内に市民後見人の養成研修を受講した人がいますが、制度がまだ十分に知られていない状況であるとともに、制度を利用するためには、弁護士、司法書士など法律の専門家に依頼する場合もあり、利用の仕方がわかりづらい面があると考えられます。

今回のアンケートでは「本人」からの回答で、「成年後見制度について知っているか」の問いに対し、「名前も内容も知らない」と回答した人が40.9%と最も多い結果となり、「名前も内容も知っている」は31.8%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」は27.3%という結果でした。「成年後見制度を利用したいと思うか」の問いに対しては、「利用したい」が9.1%、「利用したくない」が18.2%、「わからない」が72.7%という結果でした。

「援助者」からの回答では「成年後見制度について知っているか」の問いに対し、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が50.0%と最も多い結果となり、「名前も内容も知っている」「名前も内容も知らない」はそれぞれ25.0%という結果でした。「成年後見制度を利用したいと思うか」の問いに対しては、「利用したい」「利用したくない」がそれぞれ16.7%、「わからない」が66.7%という結果でした。

「保護者」からの回答では「成年後見制度について知っているか」の問いに対し、「名前も内容も知らない」が66.7%と最も多い結果となり、「名前も内容も知っている」と回答した人が33.3%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」は0.0%という結果でした。「成年後見制度を利用したいと思うか」の問いに対しては、「利用したい」が66.7%、「わからない」が33.3%という結果でした。

◇現行施策

1. 成年後見体制の構築

～日頃からの相談窓口としての機能を社会福祉協議会が担うことで、より地域に身近な福祉団体で「さらべつ成年後見センター」による相談事業を行い、

成年後見制度を普及するもの。

2. ネットワークの構築

～親族や法律、福祉、医療、地域の関係者が連携して関わり、地域連携ネットワークによる協力活動のほか、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをするもの。

3. 後見人等の育成・活動の推進

～身近な支援員として担い手となる後見人等の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図るもの。

◇今後の方向と推進施策

1. 法人後見機関の整備

より地域に身近な機関である社会福祉法人更別村社会福祉協議会において後見機関を充実させ、丁寧な相談と住民が利用しやすい環境づくりを行います。

2. 成年後見制度の利用促進

知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）により判断能力が十分ではない人の成年後見制度の利用を促進するため、必要な経費について成年後見制度利用支援事業による助成を引き続き実施するとともに、後見人、補佐人に対する報酬等の助成についても支援します。

- 法人後見機関の充足
- 成年後見制度の利用促進

（3）虐待の防止

◇現状と課題

障がいのある方に対する偏見などのほかに、近年では家族や就職先の事業主などからの虐待、その他福祉サービスの事業者から虐待を受けるという問題が起きています。

そのため、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。

その中では虐待の内容が示され、①身体的虐待（暴力や身体拘束等）、②性的虐待（わいせつな行為をする、見せる等）、③心理的虐待（暴言、無視等）、④ネグレクト（介護等の放棄、食事を与えない等）、⑤経済的虐待（年金等を搾取する、不利な取引等）の虐待を発見した場合、市町村に設置する障害者虐待防止センター（更別村では保健福祉課で対応）に通報し、事実確認を行い、関係機関と調整を図りながら適切な対応をすることとなっています。

更別村においては、平成29年12月に「更別村高齢者・障害者 虐待防止・対応マニュアル」を作成し、虐待の発見から対応策の検討に関する関係機関による協議、

支援計画の策定等に関する取扱いを具体的に定めたところです。

誰もが虐待を受けることのない地域を今後も続けられるよう、関係機関と連携を図りながら啓発活動等を行い、万が一、虐待等の事例が発生した場合には早急に対応できるよう必要な体制を整備する必要があります。

◇今後の方向と推進施策

1. 相談体制の整備

差別の対応と同様に、障がいのある人が気軽に相談できる体制を整備し、「更別村高齢者・障害者 虐待防止・対応マニュアル」などに基づき、障がいのある人と関わりのある関係機関と連携を図りながら虐待防止を図ります。

2. 虐待に関する啓発活動の推進

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」に則して、虐待や差別の解消に取り組む、日頃より虐待につながらないよう啓発活動を推進します。

○気軽に相談できる相談体制の整備

○広報さらべつ等を利用した虐待防止に関する啓発活動の推進

○生活環境

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

◇現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、安全で快適に生活できるような施設や道路の整備が必要となります。

更別村では、これまでも公共施設の整備・改修や公営住宅建設において障がいのある人や高齢者に配慮し、段差の解消やスロープの設置、多目的トイレの整備等を進めてきています。

今後も公共施設の整備や改修を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」に基づきながら進める必要があります。

また、障がいのある人や高齢者が地域で様々な活動を行うため村民バス等の運行や移送サービスを行い、交通手段の確保に努めてきました。

令和元年度と令和2年度には、地域交通実証運行を実施し、農村地域においては予約運行型タクシーを、予め利用登録をし事前に予約をすることで、自宅から市街地の主要施設までジャンボタクシーに乗り合って移動する仕組みを試みました。市街地域においては、村民バスの巡回便数を増やし、より利便性の高い時刻表としました。また、専用のアプリをインストールすることで、車両の現在位置情報を確認できるものとして運用しました。

現在でも障がいのある人のうち、65歳以上の高齢者の占める割合がおよそ8割

近いことから、既存事業の継続した実施とともに、移動手段を確保することができるよう、内容の充実を図る必要があります。

◇現行施策

〈生活環境〉

1. 公共施設の改修等

～障がい等に対応するため、段差の解消やスロープ・手すりの設置等、居住環境に配慮した整備を行う。

2. 生活福祉資金貸付制度（再掲）

～低所得者や高齢者、障がいのある人が生活しやすいよう、住宅の増改築や改修を行う場合の費用の貸し出しを行うもの（北海道社会福祉協議会事業）。

3. 住宅改修費給付事業（再掲）

～重度の身体障がいをもつ人を介護するために、段差の解消や手すりの設置など住宅改修費の給付を行うもの。

・令和4年度実績 利用者0人

〈交通・移動〉

1. 福祉バス運行事業（更別村福祉バス運行要領）

～福祉団体等が実施する各種研修事業等の推進を目的にバスを運行し、福祉団体の育成・支援を図るもの。

・令和4年度運行回数 84回

・令和4年度利用人数 延べ1,842人

2. 村民バス運行事業（更別村村民バス運行要領）

～村民の日常生活上の移動手段として村内にバスを運行することにより、医療機関への通院、福祉施設などへの移動を支援するもの。

・令和4年度運行日数 246日

・令和4年度利用人数 延べ3,524人

3. 移動支援事業（再掲）

～屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うもの。

・令和4年度実績 利用者5人

・サービス提供事業所 村内1事業所、村外2事業所

4. 移送サービス事業（再掲）

～高齢者等の外出手段を確保するため、自動車を運行し日常生活の行動範囲を拡大するもの（社会福祉協議会に委託）。

・令和4年度実績 延べ利用件数 2,389件（うち障がい者172件）

5. リフト付福祉車両貸出事業

～障がい者等の行動範囲を拡大するため、家族介護者等が運転することを条件に、リフト付福祉車両の貸し出しを行うもの（社会福祉協議会事業）。

・令和4年度実績 延べ利用件数 1件

◇今後の方向と推進施策

1. 公共施設の整備・改修に伴うバリアフリー化

新設や改修計画のある公共施設については、誰もが利用しやすいよう「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を進め、民間建設業者に対しても制度に関する周知を進めます。

2. 外出支援関係事業の継続

現在行っている移動支援事業や移送サービスを今後も継続し、必要に応じ事業の拡充を検討します。

- 公共施設等のバリアフリー化の促進
- 外出支援事業による移動手段の確保
- より住民ニーズに適合した村民バス等の運行
- 外出しやすい道路の整備と除排雪の実施

(2) 共生による地域の体制づくりの推進

◇現状と課題

介護保険制度において、地域支援事業が重要視され、予防に力を入れる施策となっています。生活支援体制整備事業においても、生活支援コーディネーターを中心に、地域に支え合いの協議体を結成し、地域で地域を支え合う仕組みづくりの構築を進めており、地域での支えあい活動を推進してきています。

地域の支え合いは、誰もが住み慣れた地域で地域の支えにより、安心して生活していくためには必要不可欠なものです。

社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動、有志によるボランティア活動、ささえ愛さらべつの集い、サラリによる公益通貨を利用した地域活性化事業など、住民同士が支え合いながら生活できる活動が積極的に行われています。

今後も関係団体と連携、協力しながら安心して生活できる地域づくりを推進していく必要があります。

また、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障がいをもつ人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要です。

障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できる

よう障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりが必要です。

◇現行施策

1. 小地域ネットワーク活動推進事業

～高齢者や障がい者等を地域で助け合うシステムとして、見守りや援護活動を行う「地区福祉委員」を各行政区に配置しているもの（社会福祉協議会事業）。

2. 生活支援体制整備事業

～在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担いながら、支援体制の充実・強化を図るもの。住民の協議体による「ささえ愛さらべつ」による活動の集いも一環（社会福祉協議会事業）。

3. 公益通貨「サラリ」

～会員制による住民同士の交流や相互扶助を通じて地域づくりの活性化が図られるもの。（NPO法人どんぐり村サラリ事業）

4. 高齢者等緊急通報機器設置事業（再掲）

～高齢者や障がい者に緊急通報機器を貸与し、急病、災害時等の緊急事態が発生した場合に、地域の協力員等に連絡し迅速に救援体制を図るもの。

5. 日中活動支援事業「サッチャル館」（再掲）

～障がいのある方が創作的活動又は生産活動を行う機会を提供し、社会参加の場の提供、交流の促進を図るもの（社会福祉法人博愛会に委託）。

◇今後の方向と推進施策

ともに支えあう地域づくりの推進、誰もが安心して生活できる地域を実現するため、関係機関と連携しボランティア活動等を支援します。

また、障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりに取り組むとともに、各種サービスを安心して利用できるよう、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりを推進します。

○住民同士が共に支えあう共生・協働のまちづくりの推進

○ボランティア活動の推進

（3）安全確保に備えた地域づくりの推進

◇現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要なときにその障がいの特性に応じた適切な支

援が受けられる地域の体制づくりを進めることが必要です。

災害時において避難支援の実効性の確保に向け、災害時要支援者名簿を作成しておりますが、情報伝達、安否確認、物資支給、避難などの迅速な対応が求められます。

また、障がいのある人が避難所において安心して生活できるよう、一般避難所とは別に福祉避難所の確保を促進し、道や関係機関からの協力を得ながら、設置・運営に必要な機材や人材を確保する必要があります。

更に、今日、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスに感染しないように、迅速な情報の伝達と予防の徹底をする必要があります。

今回のアンケートでは「本人」の結果から、「災害時の避難方法」の問いに対し、「一人で避難できる」と回答した人が15人と最も多い結果となり、「家族や親族に介助してもらおう」が5人、次に「避難できない」が2人、「近所の人に支援してもらおう」が1人という結果となりました。「今後、更別村の障害者福祉施策を充実させるために、どのような点に力を入れるとよいと思うか」の問いに対して、「災害時、緊急時の情報提供及び安否確認、避難誘導対策の充実」と回答した人は2人という結果でした。

「援助者」からの回答では、「今後、更別村の障害者福祉施策を充実させるために、どのような点に力を入れるとよいと思うか」の問いに対して、「災害時、緊急時の情報提供及び安否確認、避難誘導対策の充実」と回答した人は0人でした。

「保護者」からの回答では、「今後、更別村の障害者福祉施策を充実させるために、どのような点に力を入れるとよいと思うか」の問いに対して、「災害時、緊急時の情報提供及び安否確認、避難誘導対策の充実」と回答した人は、同じく0人という結果でした。

◇今後の方向と推進施策

高齢者や障がい者などの要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有等の避難誘導體制の整備など、更別村地域防災計画で定める事項を踏まえた態勢づくりを推進します。

また、近年の大型災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、安全・安心できる環境整備に努めるとともに、障がい者事業所に対し防災や感染症対策について周知と支援体制づくりを推進します。

災害や感染症の発生時に必要な物資を最低限確保し、不足するものには道や関係団体との協定を促進し、また、障がい者事業所に対する支援・応援体制を整備していきます。

- 更別村地域防災計画に基づく要配慮者に関する情報の把握・共有等の避難誘導体制の整備などの推進
- 要支援者に配慮した避難所の確保
- 感染症対策の徹底と支援
- 応援体制の構築

○情報・コミュニケーション

(1) コミュニケーションの推進

◇現状と課題

視覚や聴覚、言語に障がいのある人への情報格差の解消を図り、コミュニケーションを確保するため、音声による情報伝達や、点字、手話、要約筆記の普及が求められています。

更別村では、北海道や日本広報協会が作成している点字広報誌や音声広報を活用した情報提供や、防災無線システムを利用した行政情報の提供及び地域生活支援事業でのコミュニケーション支援や日常生活用具の給付を行っています。

また、更別村では、聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付を受けることのできない難聴児(軽度難聴児)に対しては、補聴器にかかる費用を支給することとしており、言語訓練及び生活適応訓練の促進、学校での授業における学習効果が高まるとされていることから、制度が有効活用されることが求められます。

今後も引き続きコミュニケーション支援に対する普及促進や確保に努め、情報格差が生じない体制を図ります。

◇現行施策

1. 点字図書や音声広報を活用した情報提供
～政府広報、北海道や日本広報協会が作成している点字広報誌や音声広報を活用した情報提供を行うもの。
2. 防災無線システムによる情報提供
～全戸に貸し付けしている防災無線機を活用し、災害時等緊急情報の伝達や行政情報の提供を行うもの。
3. コミュニケーション支援事業(再掲)
～聴覚、言語障がい、音声機能、視覚障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行うもの。
4. 日常生活用具給付等事業(再掲)
～障がいのある人等に対して、意思疎通支援用具などの日常生活用具の給付又は貸与を行うもの。

◇今後の方向と推進施策

1. 情報提供の確保・充実

現在行っている情報提供の確保と充実を図り、コミュニケーション支援に関するサービス普及促進に努めます。

2. 軽度難聴児補聴器費支給制度の活用（再掲）

「更別村軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱」に基づき支給するとともに、制度の周知を図ります。

○様々なコミュニケーション支援を活用した情報提供の拡充

○軽度難聴児補聴器支給事業の活用促進（再掲）

第4章 障がい福祉サービス、障がい児福祉サービス及び 地域生活支援事業の利用状況と必要見込量

1 第6期更別村障がい福祉計画の進捗状況と令和8年度に向けて目指す方向

(1) 更別村における障がい福祉サービス利用者の状況

ア 年齢別の利用割合

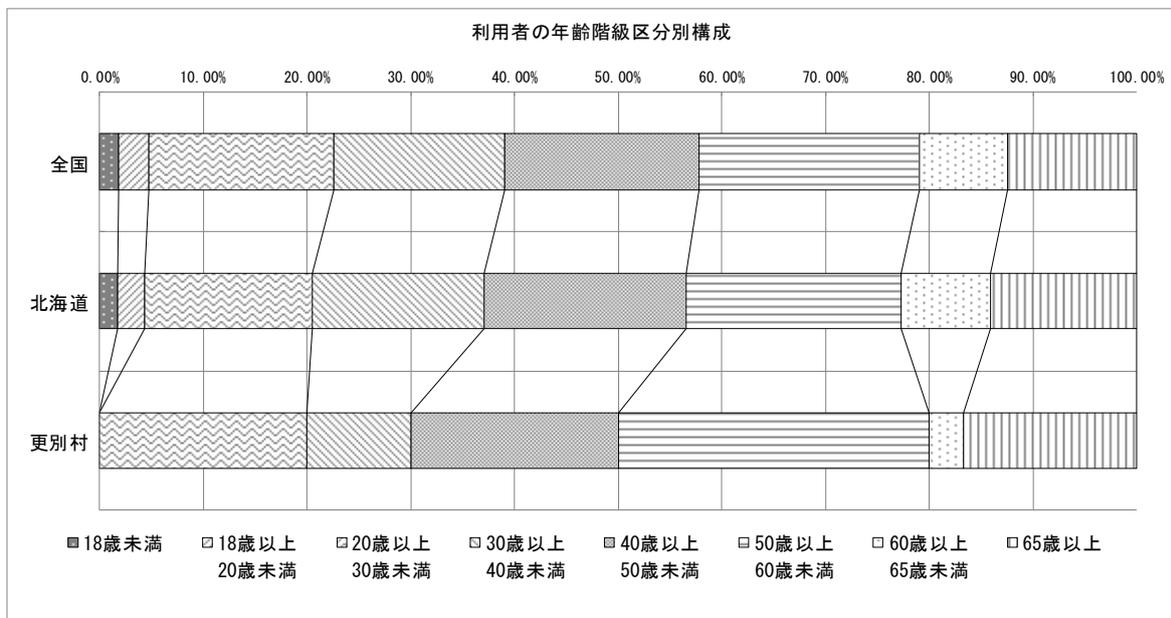
更別村における障がい福祉サービス（以下同様）の利用状況を年齢階層別でみると、全国・北海道ともに利用者は、50歳以上60歳未満の人の割合がそれぞれ一番高い比率を占めており、更別村においても50歳以上60歳未満の人が最も多くサービスを利用している状況です。

なお、障がい福祉サービスの利用者の中には、施設入所者やグループホーム入居者で住所が更別村外にある方も含まれています。

障害福祉サービス 年齢階層別利用者数（国・道・村との比較）

令和5年8月時点

項目	利用者数 (人)	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
全国	1,021,749	19,040	28,785	182,177	168,820	191,753	216,819	87,184	127,171
(構成比)	100.00%	1.86%	2.82%	17.83%	16.52%	18.77%	21.22%	8.53%	12.45%
北海道	62,188	1,047	1,611	10,049	10,343	12,142	12,838	5,360	8,798
(構成比)	100.00%	1.68%	2.59%	16.16%	16.63%	19.52%	20.64%	8.62%	14.15%
更別村	30	0	0	6	3	6	9	1	5
(構成比)	100.00%	0.00%	0.00%	20.00%	10.00%	20.00%	30.00%	3.33%	16.67%



出典：厚生労働省 市町村集計モジュール

イ 障害区分別の利用割合

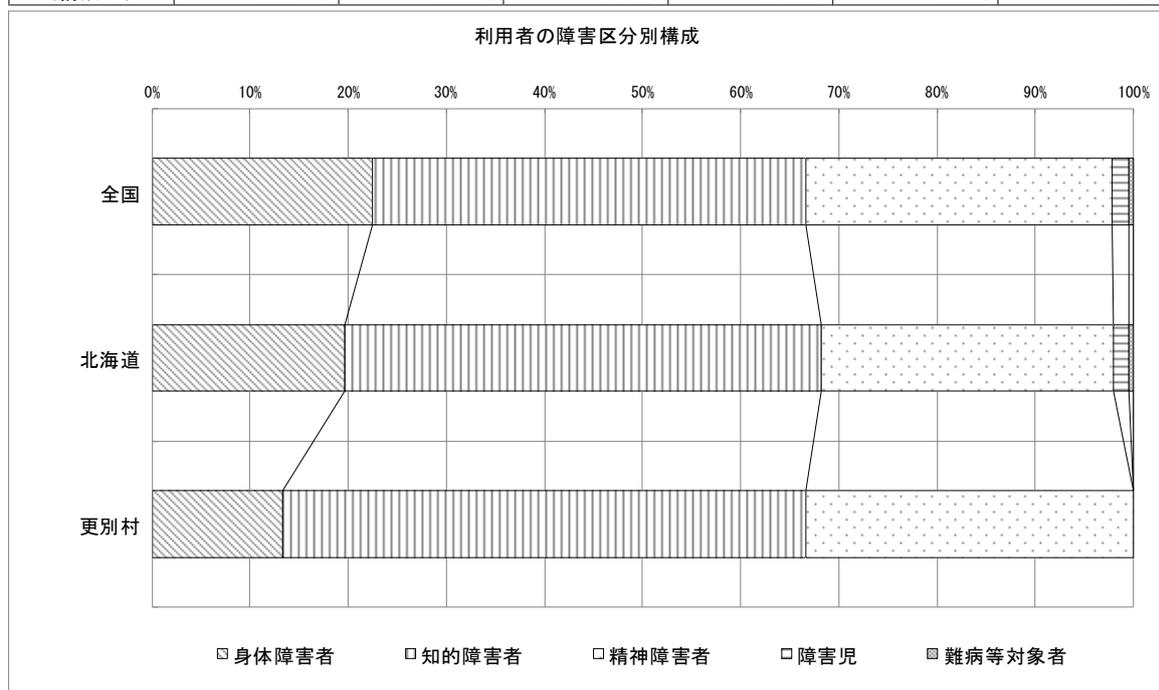
障がい福祉サービスの障害区分別利用者では、全国・北海道・更別村ともに知的障がい者が一番多い割合を示しています。

なお、3年前と比較すると、精神障がい者の利用が、全国・北海道・更別村ともに増えてきています。

障害福祉サービス 障害区分別利用者数（国・道・村との比較）

令和5年8月時点

項目	利用者数(人)	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者
全国	1,021,749	229,193	451,371	319,295	17,383	4,507
(構成比)	100.00%	22.43%	44.18%	31.25%	1.70%	0.44%
北海道	62,188	12,210	30,212	18,501	967	298
(構成比)	100.00%	19.63%	48.58%	29.75%	1.55%	0.48%
更別村	30	4	16	10	0	0
(構成比)	100.00%	13.33%	53.33%	33.33%	0.00%	0.00%



出典：厚生労働省 市町村集計モジュール

ウ 一人当たり費用額の推移

障がい福祉サービスの利用者を、令和5年8月時点で訪問系サービス、日中活動系サービス、施設・居住系サービス、訓練・就労系サービス、相談支援系サービスに分類した費用額です。

全国、北海道と比較すると、更別村は訓練・就労系サービスにおいて、一人あたりの費用額が高くなっています。

また、更別村における一人当たりの費用額は令和2年1月時点で267,520円であったのに対し、令和5年8月では243,255円と下がっています。

なお、費用については、国1/2、道1/4、村1/4で負担することとなっています。

障害福祉サービス サービス種類別利用者費用額

令和5年8月時点

サービス種類	利用者数	費用額	小計		利用者1人あたり費用額
			利用者数	費用額	

全国

訪問系

サービス種類	利用者数	費用額	利用者数	費用額	利用者1人あたり費用額
居宅介護	201,961	21,631,959,421			
重度訪問	12,709	11,679,682,785			
行動援護	14,302	1,776,828,935			
重度包括	46	46,194,036			
同行援護	25,658	1,769,507,175			
			254,676	36,904,172,352	144,906

日中活動系

サービス種類	利用者数	費用額	利用者数	費用額	利用者1人あたり費用額
療養介護	21,009	5,880,434,150			
生活介護	303,125	72,265,435,854			
短期入所	55,483	4,244,521,568	379,617	82,390,391,572	217,036

施設・居住系

サービス種類	利用者数	費用額	利用者数	費用額	利用者1人あたり費用額
自立生活	1,216	23,905,743			
GH(包括)	150,463	29,131,917,331			
施設入所	123,848	17,964,826,520			
GH(外部)	14,830	1,290,239,059			
GH(日中)	13,042	4,012,195,309	303,399	52,423,083,962	172,786

訓練・就労系

サービス種類	利用者数	費用額	利用者数	費用額	利用者1人あたり費用額
宿泊訓練	2,910	403,467,306			
機能訓練	2,282	241,696,875			
生活訓練	14,540	1,980,062,238			
就労移行	38,093	6,863,834,274			
就労養成	75	2,828,981			
就労継続A	87,580	14,922,296,326			
就労継続B	340,172	42,971,891,856			
就労定着	15,573	473,961,179	501,225	67,860,039,035	135,388

相談支援系

サービス種類	利用者数	費用額	利用者数	費用額	利用者1人あたり費用額
計画相談	227,343	3,598,660,776			
地域移行	640	25,526,522			
地域定着	4,289	40,564,757	232,272	3,664,752,055	15,778

北海道

訪問系

居宅介護	9,190	895,674,526	11,806	1,580,160,284	133,844
重度訪問	632	550,494,516			
行動援護	1,106	86,111,693			
重度包括	0	0			
同行援護	878	47,879,549			

日中活動系

療養介護	1,257	360,235,760	21,063	4,731,503,781	224,636
生活介護	17,911	4,196,228,195			
短期入所	1,895	175,039,826			

施設・居住系

自立生活	77	1,451,266	24,414	3,926,087,654	160,813
G H (包括)	12,330	2,120,832,923			
施設入所	9,005	1,319,783,146			
G H (外部)	2,130	217,082,500			
G H (日中)	872	266,937,819			

訓練・就労系

宿泊訓練	179	25,900,074	32,604	4,449,650,919	136,476
機能訓練	12	815,619			
生活訓練	345	44,776,074			
就労移行	1,484	261,497,679			
就労養成	2	65,880			
就労継続 A	5,012	786,596,853			
就労継続 B	24,998	3,313,435,489			
就労定着	572	16,563,251			

相談支援系

計画相談	10,479	172,640,861	10,692	174,700,109	16,339
地域移行	18	720,736			
地域定着	195	1,338,512			

更別村

訪問系

居宅介護	1	16,510	2	59,010	29,505
重度訪問	0	0			
行動援護	0	0			
重度包括	0	0			
同行援護	1	42,500			

日中活動系

療養介護	0	0	12	2,630,900	219,242
生活介護	12	2,630,900			
短期入所	0	0			

施設・居住系

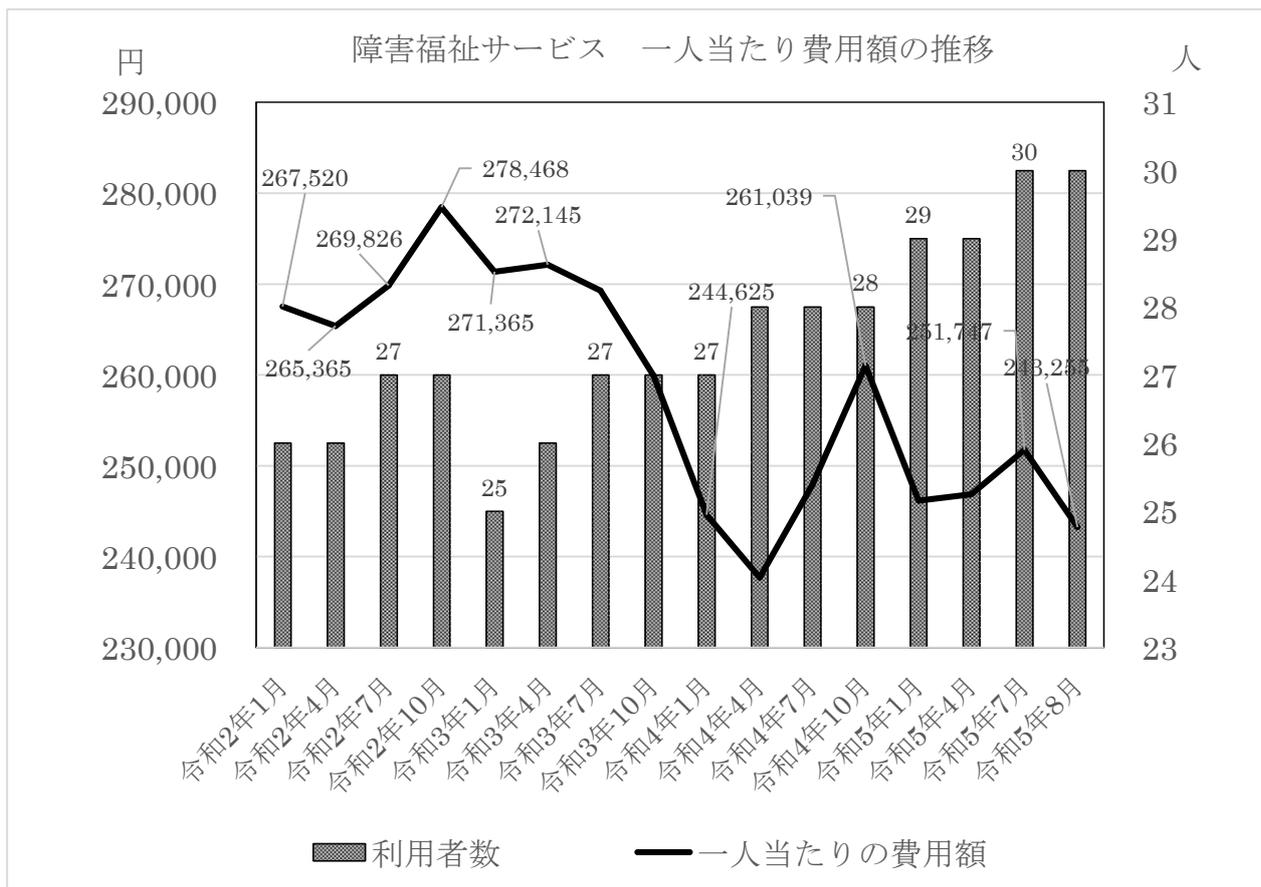
自立生活	0	0	16	2,443,522	152,720
G H (包括)	3	569,742			
施設入所	9	1,434,330			
G H (外部)	2	142,130			
G H (日中)	2	297,320			

訓練・就労系

宿泊訓練	0	0	15	2,164,220	144,281
機能訓練	0	0			
生活訓練	0	0			
就労移行	1	195,320			
就労養成	0	0			
就労継続 A	1	174,810			
就労継続 B	13	1,794,090			
就労定着	0	0			

相談支援系

計画相談	9	131,600	9	131,600	14,622
地域移行	0	0			
地域定着	0	0			



出典：厚生労働省 市町村集計モジュール

エ 障害支援区分認定の状況

障害者総合支援法では、公平なサービスの利用となるように、一人ひとりの障がいの多様な特性、心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いに応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます。

認定に当たっては、全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、審査会の審査で決定されます。

介護給付サービスを利用するためには、必ず認定を受けるもので、訓練等給付のみを利用される場合には、必ずしも認定を受ける必要はありません。

障害支援区分認定の状況 (令和5年11月)

(単位：人)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
在宅	—	—	2	—	—	—	2
施設入所 (GH利用者)	—	2 (2)	1 (1)	2 (2)	5 (1)	5	15 (6)
計	0	2	3	2	5	5	17

※GH～グループホーム

出典：村調べ

(2) 第6期更別村障がい福祉計画の進捗状況

ア 毎年度、サービス利用の実績を集計し、第6期計画で定めた数値目標については、自立支援協議会と保健福祉推進委員会に報告し、情報を共有するものとします。

イ 第6期計画期間中の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の利用状況については、今後も必要なサービスが利用できるよう、また近隣市町村や北海道の状況を確認しながら、サービス提供体制の維持と確保に努めます。

(3) 令和8年度に向けて目指す方向

すべての障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、安心して地域で暮らせる社会づくりを推進し、必要とするサービスなどの支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るための障がい福祉サービスの提供体制を確保していくものとします。

2 令和8年度までの数値目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、施設入所者等の地域生活や一般就労への移行を推進するため、令和8年度を目標年度として、次にあげる事項について目標数値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行目標

令和4年度末の施設入所者数を基準とし、現在施設入所支援を利用する方について、前述したとおり、高齢化や障害支援区分の重度化が進んでいることから、直ちには地域生活への移行体制を構築することが困難であることが見込まれます。そのため、目標を設定しませんが、障がいの状態や本人の希望等を考慮しながら、適切なサービス利用を推進します。

また、障がいのある児童に関しても、新規の施設入所者をゼロとすることを目標とします。

【施設入所者の地域生活への移行目標】

項 目	平成 27 年度～ 平成 29 年度		平成 30 年度～ 令和 2 年度		令和 3 年度～ 令和 5 年度		令和 6 年度～ 令和 8 年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
①新規入所者	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
②地域移行者 数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
③その他の 退所	0人	2人	0人	3人	0人	1人	0人
④差引削減数 (①－②－③)	0人	△2人	0人	△2人	0人	△1人	0人
期末の 入所者数	14人	12人	12人	10人	11人	9人	9人

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

福祉施設(※)利用者について、第5期いきいきふれあい計画期間である令和3年度から令和5年度の間では、移行を達成することはできませんでした。しかし、更別村役場では障がいのある人を積極的に採用する動きがありました。

今後、平成30年4月から村内に開設している就労継続支援事業所クローバーモアの利用者が、一般就労へ移行できることを目指していきます。

(福祉施設から一般就労への移行目標)

項 目	平成 27 年度～ 平成 29 年度		平成 30 年度～ 令和 2 年度		令和 3 年度～ 令和 5 年度		令和 6 年度～ 令和 8 年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
一般就労移行 者数	1人	1人	1人	0人	1人	0人	1人

※福祉施設～就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練(機能訓練及び生活訓練)

(3) 地域生活支援拠点の整備目標

ア 地域生活支援拠点の機能

地域生活支援拠点は、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある児童が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みとして整備するも

のです。

「地域生活支援拠点」については、次の2つの機能を持ち合わせます。

①居住支援機能

共同生活援助（グループホーム）などを活用した住まいの場の提供

②地域支援機能

（ア）相談支援機能（地域移行の推進や親元からの自立）

（イ）体験の機会・場の提供（1人暮らし、共同生活援助（グループホーム）への入居）

（ウ）緊急時の受け入れ・対応（短期入所（ショートステイ）の利便性の確保・対応の能力向上等）

（エ）専門性の確保（人材の確保・養成、連携等）

（オ）地域の体制づくり（サービス拠点の整備、地域づくりコーディネーターの配置等）

イ 整備の方向性

北海道からの支援や指導に基づき、地域の実情にあったものを整備するよう努めます。拠点として様々な機能を有していることや運営するための人材の確保なども必要であることから、更別村としては、近隣町村との共同整備を中心として、今後の市町村間の協議なども踏まえながら検討します。

（４）障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

介護サービス事業者等が多く運営されていることから、地域包括ケアシステムは介護が進んでいます。障がいに対しても事業者間の連携を強化し、幅広く障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設けていきます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

北海道が策定する第1期ほっかいどう障がい福祉プランにおいて、次の施設を圏域に1箇所以上整備することを目標としています。

ア 児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センター

イ 保育所等訪問支援事業所

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

エ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

これらについても、前述の地域生活支援拠点同様、整備のあり方を今後の市町村間の協議なども踏まえながら検討します。

（６）医療的ケア児等の支援体制の整備等

北海道が策定する第1期ほっかいどう障がい福祉プランにおいて、医療的ケア児

等支援のための関係機関の協議の場を圏域に1箇所及び市町村に設置することを目標としています。

今後、医療的ケアを必要とする在宅の障がいのある人を支援するため、医療的ケア児に関する保健、医療、福祉、保育、教育等の関係者による協議の場を設置するよう努めていきます。

また、医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターについて、研修などの受講を積極的に実施していきます。

3 障がい福祉サービスの利用状況及び今後の必要見込量

第6期いきいきふれあい計画期間（令和6年度から令和8年度）における障がい福祉サービスの利用状況及び今後の必要見込量は、次のとおりです。

※数値は1箇月あたりの時間、人数、日数等で表しています。なお、令和5年度の数値は令和5年11月末までの数値です。

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの種類と内容】

サービス名	内 容
①居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事等の介護を行います。
②重度訪問介護	重度の障がいにより、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事介助や外出の移動の支援を行います。
③同行援護	視覚の障がいにより、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動に必要な介助や外出の支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、介護の必要性が非常に高いと認められる人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【訪問系サービスの利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 居 宅 介 護	計 画	時間/月	10	10	10	10	10	10
		人	1	1	1	1	1	1
	実 績	時間/月	0	0	4	—	—	—
		人	0	0	1	—	—	—

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
② 重度訪問介 護	計画	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	時間/月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—
③ 同行援護	計画	時間/月	30	30	30	30	30	30
		人	1	1	1	1	1	1
	実績	時間/月	12	9	9	—	—	—
		人	1	1	1	—	—	—
④ 行動援護	計画	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	時間/月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—
⑤ 重度障害者 等包括支援	計画	時間/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	時間/月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—

(2) 日中活動系サービス

【日中活動系サービスの種類と内容】

サービス名	内 容
① 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護を行うと共に、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
② 自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練等（理学療法、作業療法など）を行います。
③ 自立訓練（生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、入浴、食事等に関して自立した日常生活又は社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労移行支援	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
⑤ 就労継続支援（A型）	一般企業などへの就労が困難な人に、雇用型の働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上に必要な訓練

	を行います。
⑥ 就労継続支援（B型）	一般企業などへの就労が困難な人に、非雇用型の働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
⑦ 就労定着支援	一般就労へ移行した人に就労の継続のために企業、自宅等への訪問や来所により必要な指導や助言を行います。 ※ 平成30年度から新設されたサービスです。
⑧ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
⑨ 短期入所 （福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間を含め施設での入浴、排泄、食事の介護などを行います。

【日中活動系サービスの利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 生活介護	計画	日／月	308	308	308	264	264	264
		人	14	14	14	12	12	12
	実績	日／月	256	230	250	—	—	—
		人	12	12	12	—	—	—
② 自立訓練 （機能訓練）	計画	日／月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日／月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—
③ 自立訓練 （生活訓練）	計画	日／月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日／月	21	21	0	—	—	—
		人	1	1	0	—	—	—
④ 就労移行支援	計画	日／月	66	66	66	22	22	22
		人	3	3	3	1	1	1
	実績	日／月	5	0	20	—	—	—
		人	1	0	1	—	—	—
⑤ 就労継続支援 （A型）	計画	日／月	44	44	44	66	66	66
		人	2	2	2	3	3	3
	実績	日／月	22	40	22	—	—	—
		人	1	2	1	—	—	—

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
⑥ 就労継続支 援（B型）	計画	日／月	220	220	220	286	286	286
		人	10	10	10	13	13	13
	実績	日／月	158	189	239	—	—	—
		人	9	13	13	—	—	—
⑦ 就 労 定 着 支 援	計画	人	0	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0	—	—	—
⑧ 療 養 介 護	計画	日／月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日／月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—
⑨ 短期入所 (ショートステイ)	計画	日／月	10	10	10	10	10	10
		人	1	1	1	1	1	1
	実績	日／月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—

(3) 居住系サービス

【居住系サービスの種類と内容】

サービス名	内 容
① 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等行います。 ※ 平成30年度から新設されたサービスです。
② 共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排泄、食事の介護を行います。

【居住系サービスの利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 自立生活 援助	計画	人	0	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0	—	—	—

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
② 共同生活 援助	計画	人	6	7	8	7	7	7
	実績	人	7	7	7	—	—	—
	整備 見込	人	—	—	—	—	—	—
③ 施設入所 支援	計画	人	11	11	11	9	9	9
	実績	人	10	10	9	—	—	—

(4) 相談支援事業

【相談支援事業の種類と内容】

サービス名	内 容
① 計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人にサービス利用計画を作成するなど、サービス事業者との連絡調整を行います。
② 地域移行支援	精神科病院や施設に入院・入所している人に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談、援助を行います。
③ 地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人などに、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

【相談支援の利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 計画相談 支援	計画	人	26	26	26	30	30	30
	実績	人	25	29	29	—	—	—
② 地域移行 支援	計画	人	0	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0	—	—	—
③ 地域定着 支援	計画	人	0	0	0	0	0	0
	実績	人	0	0	0	—	—	—

(5) 障がい児通所支援

【障がい児通所支援の種類と内容】

サービス名	内 容
①児童発達支援	身体や知的、又は精神に障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応のための訓練等を行います。
②医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹機能に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導や、集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童等が、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
④保育所等訪問支援	障がい児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し障がいのある児童やスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問してサービスを行います。 ※平成 30 年度から新設されたサービスです。

【障がい児通所支援の利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 児童発達支援	計画	日/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日/月	—	—	—	—	—	—
		人	—	—	—	—	—	—
② 医療型児童 発達支援	計画	日/月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日/月	—	—	—	—	—	—
		人	—	—	—	—	—	—
③ 放課後等デ イサービス	計画	日/月	44	44	44	16	16	16
		人	2	2	2	2	2	2
	実績	日/月	10	7	6	—	—	—
		人	2	2	2	—	—	—

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
④ 保育所等訪問支援	計画	日／月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日／月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	計画	日／月	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	日／月	0	0	0	—	—	—
		人	0	0	0	—	—	—

(6) 障がい児相談支援

【障がい児相談支援の種類と内容】

サービス名	内 容
①障がい児相談支援	障がいのある児童等が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行います。

【障がい児相談支援の利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい児相談支援	計画	人	2	2	2	2	2	2
	実績	人	1	1	1	—	—	—

4 地域生活支援事業の利用状況及び今後の必要見込量

第6期いきいきふれあい計画期間（令和6年度から令和8年度）における地域生活支援事業の利用状況及び今後の必要見込量は、次のとおりです。

※数値は延べ時間、実人数等で表しています。

なお、令和5年度の数値は令和5年11月末までの数値です。

【地域生活支援事業の種類と内容】

サービス名	内 容
① 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除き、研修・啓発を通じて障がいのある人に対する理解を深めます。

② 相談支援事業	<p>障がいのある人や児童の保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うと共に、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>また、自立支援協議会を設置し、中立公平な相談支援事業の実施と、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発、改善を推進します。</p>
③ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用に係る経費を助成して、権利擁護を図ります。
④ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、権利擁護を図ります。
⑤ 意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣します。
⑥ 日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に対し、自立した日常生活を支援する用具の給付やレンタルを行います。
⑦ 移動支援事業	障がいのある人が円滑に外出できるよう、移動を支援します。
⑧ 福祉ホームの運営事業	障がいのある人に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。
⑨ 地域活動支援センター事業	障がいのある人が、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などを行う場として地域生活を支援します。
⑩ 日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援及び一時的な休息を目的として支援します。
⑪ 訪問入浴サービス事業	地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
⑫ 更生訓練費給付事業	就労移行支援又は自立訓練事業を利用して更生訓練を受ける方に、社会復帰促進のために更生訓練費を支給します。

【地域生活支援事業の利用状況及び今後の見込量】

サービス名		単位	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
①理解促進研修・啓発事業	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	有無	無	無	無	－	－	－
②相談支援事業								
(7)障がい者相談支援事業	計画	箇所	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	－	－	－
基幹相談支援センター設置	計画	箇所	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－
(4)市町村相談支援機能強化事業	計画	箇所	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－
(ウ)住宅入居等支援事業	計画	箇所	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－
③成年後見制度利用支援事業	計画	利用	1	1	1	1	1	1
	実績	者数	1	1	1	－	－	－
④成年後見制度法人後見支援事業	計画	設置	1	1	1	1	1	1
	実績	箇所	0	0	0	－	－	－
⑤意思疎通支援事業								
(7)手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	利用者数	1	1	1	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－
(4)手話通訳者設置事業	計画	設置見込者数	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－
⑥日常生活用具給付等事業								
(7)介護・訓練支援用具	計画	給付件数	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－
(4)自立生活支援用具	計画	給付件数	1	1	1	1	1	1
	実績		0	2	0	－	－	－
(ウ)在宅療養等支援用具	計画	給付件数	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	－	－	－

(イ)情報・意思疎通支援用具	計画	給付件数	1	1	1	1	1	1	
	実績	給付件数	2	2	1	—	—	—	
	(オ)排泄管理支援用具	計画	給付件数	48	48	48	42	42	42
		実績	給付件数	42	12	30	—	—	—
	(カ)居宅生活活動補助用具	計画	給付件数	0	0	0	0	0	0
		実績	給付件数	0	0	0	—	—	—
⑦移動支援事業	計画	実利用者数	5	5	5	4	4	4	
		延利用時間	155	155	155	42	42	42	
	実績	実利用者数	5	5	2	—	—	—	
		延利用時間	90	49	17	—	—	—	
⑧福祉ホームの運営事業	計画	利用者数	—	—	—	—	—	8	
	実績	利用者数	—	—	—	—	—	—	
	整備計画	居室数	—	—	—	—	—	10	
⑨地域活動支援センター事業 (他市町村の利用状況は下段()書き)	計画	箇所	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	
		実利用者数	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	
	実績	箇所	0 (1)	0 (1)	0 (1)	—	—	—	
		実利用者数	0 (1)	0 (1)	0 (1)	—	—	—	
⑩日中一時支援事業	計画	箇所	1	1	1	1	1	1	
		実利用者数	7	7	7	1	1	1	
	実績	箇所	1	1	1	—	—	—	
		実利用者数	1	1	1	—	—	—	
⑪訪問入浴サービス	計画	箇所	0	0	0	0	0	0	
		実利用者数	0	0	0	0	0	0	

事業	実績	箇所	0	0	0	—	—	—
		実利用者数	0	0	0	—	—	—
⑫ 更生訓練費給付 事業	計画	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	—	—	—

第5章 計画推進の体制と評価

1 円滑な計画の推進

本計画策定後の推進管理については、国や道との連携のもとに実施していきますが、障がい福祉の施策は、行政のみで推進することはできません。

障がいのある人、親族、障がい福祉事業所、団体、企業等の多くの関係者に配慮しつつ意見を確認し、協働による推進に努めます。

また、関係する事業所、更別村自立支援協議会等との連携を密に図りながら事業展開に努めていきます。

2 計画の達成状況の評価

(1) 計画の進捗状況を共有するため、更別村保健福祉推進委員会と更別村自立支援協議会に報告し確認していきます。

計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとし、PDCAサイクルによる取組の推進に努めることとします。

【PDCAサイクル】

計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
計画 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

(2) 障がい者施策の立案及び推進に当たっては、障がいのある人の参画を基本とし、幅広い関係者や地域住民との対話を重視しながら施策の推進を図ります。

(3) 障がい者施策は保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等多くの分野にまたがっているため、福祉の枠を超えて、幅広い関係者や関連する施策と連携・協働し、障がい特性やライフステージに応じた適切なサービスが提供できるよう総合的な取組を推進します。

3 計画の周知

本計画を更別村役場、福祉の里総合センター、更別村老人保健福祉センター、更別村農村環境改善センター図書室に配架するほか、更別村ホームページや広報さらべつへの掲載などにより、村民への周知を行います。

資料

第6期いきいきふれあい計画

〈更別村障がい福祉計画〉

策定に係るアンケート結果

- 15歳以上在宅者本人
- 18歳以上手帳保持者の援助者
- 17歳以下の人（児童）の保護者（家族）

※回答結果は本編5ページ参照

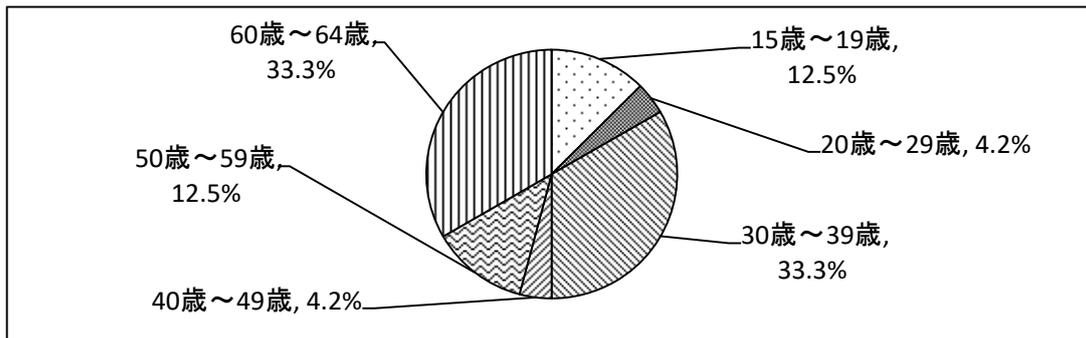
アンケート対象者ご本人のことについておたずねします

問1 アンケートの回答者はどなたですか。

- | | | |
|-----------------------|----|--------|
| 1. 本人が答える | 23 | 回答数 23 |
| 2. 本人の意見を家族や介助者などが答える | 0 | |

問2 あなたの年齢は、次のどれに当てはまりますか(9月1日現在)。

- | | | | | | | |
|------------|---|------------|---|------------|---|--------|
| 1. 15歳～19歳 | 3 | 2. 20歳～29歳 | 1 | 3. 30歳～39歳 | 8 | 回答数 24 |
| 4. 40歳～49歳 | 1 | 5. 50歳～59歳 | 3 | 6. 60歳～64歳 | 8 | |



問3 あなたが認定を受けている手帳の種類と等級は次のうちどれですか。(当てはまるものすべてに○)

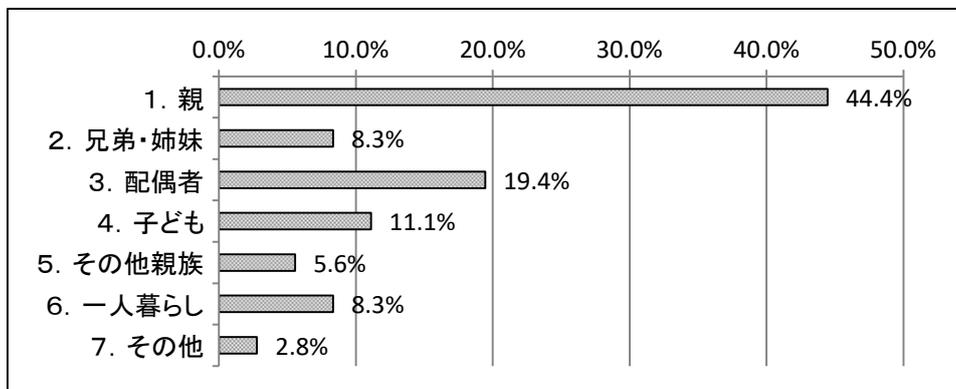
- | | | | | | | |
|-----------|--------|---|--------|---|-------|---|
| 身体障がい者手帳 | 1. 1級 | 2 | 2. 2級 | 0 | 3. 3級 | 5 |
| | 4. 4級 | 4 | 5. 5級 | 1 | 6. 6級 | 0 |
| 療育手帳 | 1. A判定 | 0 | 2. B判定 | 7 | | |
| 精神保健福祉手帳 | 1. 1級 | 0 | 2. 2級 | 3 | 3. 3級 | 1 |
| 手帳は持っていない | | 1 | | | | |

住まいや暮らしについておたずねします

問4 現在、どなたと暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

回答数 36

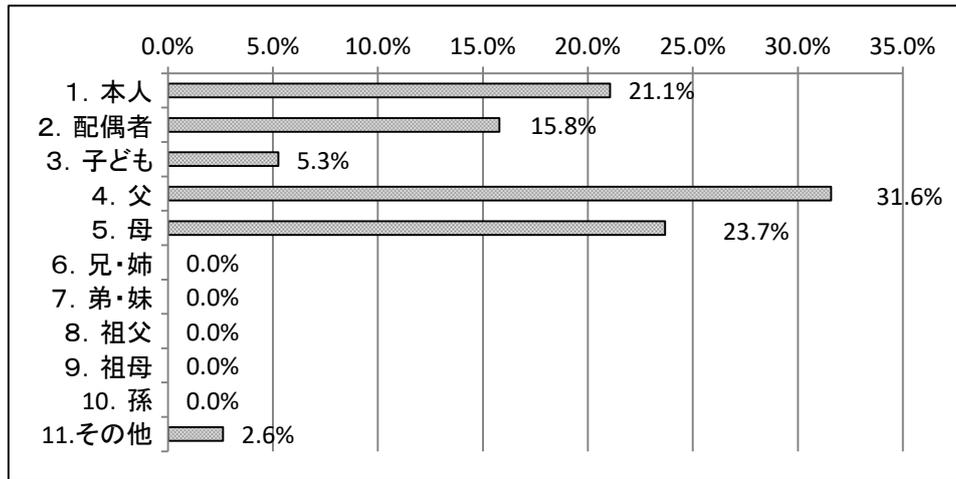
- | | | |
|----------|----|--------|
| 1. 親 | 16 | 44.4% |
| 2. 兄弟・姉妹 | 3 | 8.3% |
| 3. 配偶者 | 7 | 19.4% |
| 4. 子ども | 4 | 11.1% |
| 5. その他親族 | 2 | 5.6% |
| 6. 一人暮らし | 3 | 8.3% |
| 7. その他 | 1 | 孫 2.8% |



問5 収入を得て生活を支えている方は誰ですか。(当てはまるものすべてに○)

回答数 38

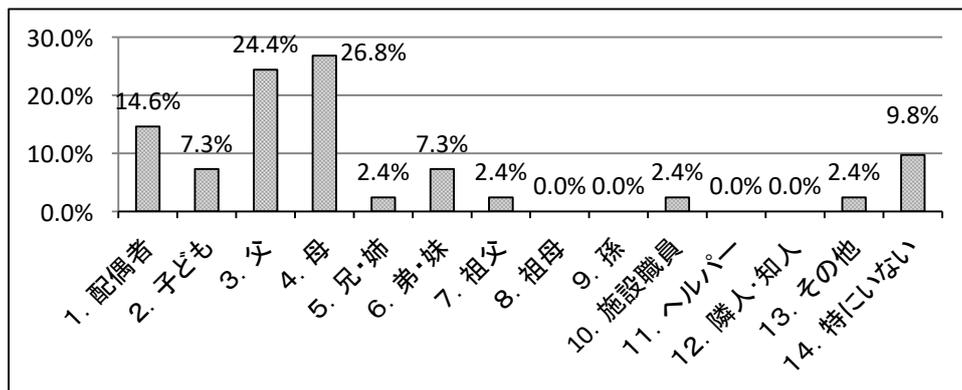
1. 本人	8	21.1%	
2. 配偶者	6	15.8%	
3. 子ども	2	5.3%	
4. 父	12	31.6%	
5. 母	9	23.7%	
6. 兄・姉	0	0.0%	
7. 弟・妹	0	0.0%	
8. 祖父	0	0.0%	
9. 祖母	0	0.0%	
10. 孫	0	0.0%	
11. その他	1	年金	2.6%



問6 あなたを手助けしているのはどなたですか。(○は主な方1つだけ)

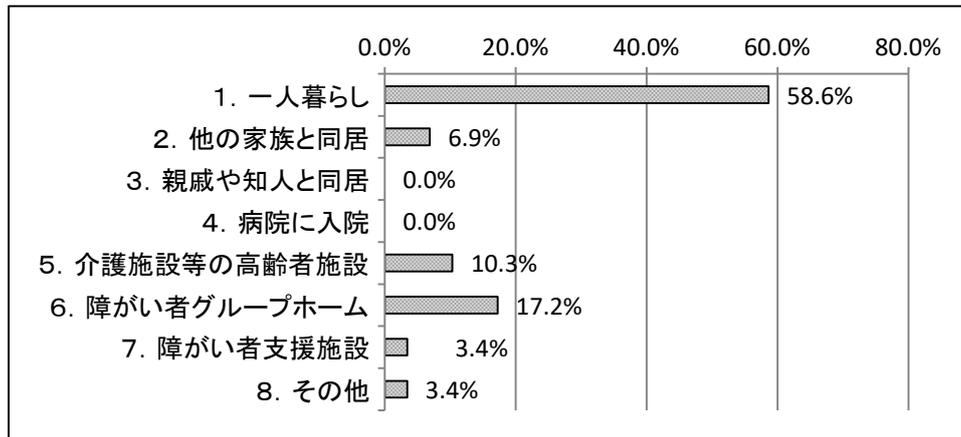
回答数 41

1. 配偶者	6	14.6%	
2. 子ども	3	7.3%	
3. 父	10	24.4%	
4. 母	11	26.8%	
5. 兄・姉	1	2.4%	
6. 弟・妹	3	7.3%	
7. 祖父	1	2.4%	
8. 祖母	0	0.0%	
9. 孫	0	0.0%	
10. 施設職員	1	2.4%	
11. ヘルパー	0	0.0%	
12. 隣人・知人	0	0.0%	
13. その他	1	医者	2.4%
14. 特にいない	4	9.8%	



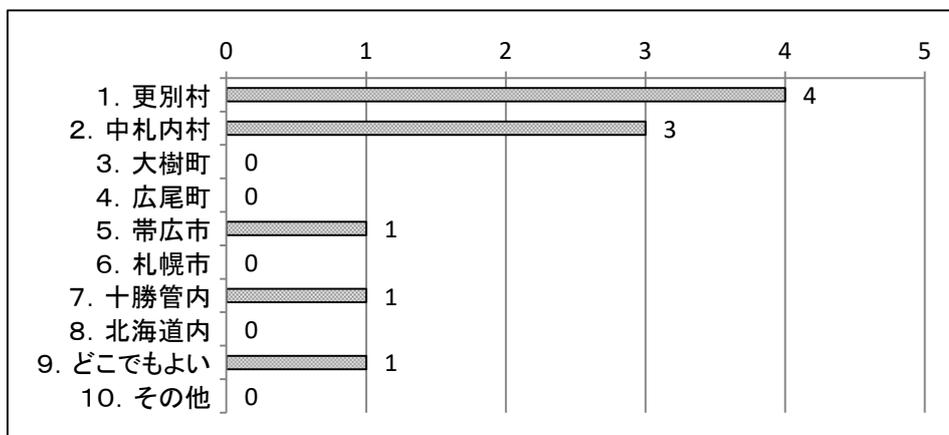
問7 あなたを手助けしてくれている方が、いなくなった(あなたが自立を希望する場合も含む)場合、
どのような住居で暮らしたいと思いますか。(〇は2つまで)

1. 一人暮らし	17	58.6%	回答数 29
2. 他の家族と同居	2	6.9%	
3. 親戚や知人と同居	0	0.0%	
4. 病院に入院	0	0.0%	
5. 介護施設等の高齢者施設	3	10.3%	
6. 障がい者グループホーム	5	17.2%	
7. 障がい者支援施設	1	3.4%	
8. その他	1	3.4%	



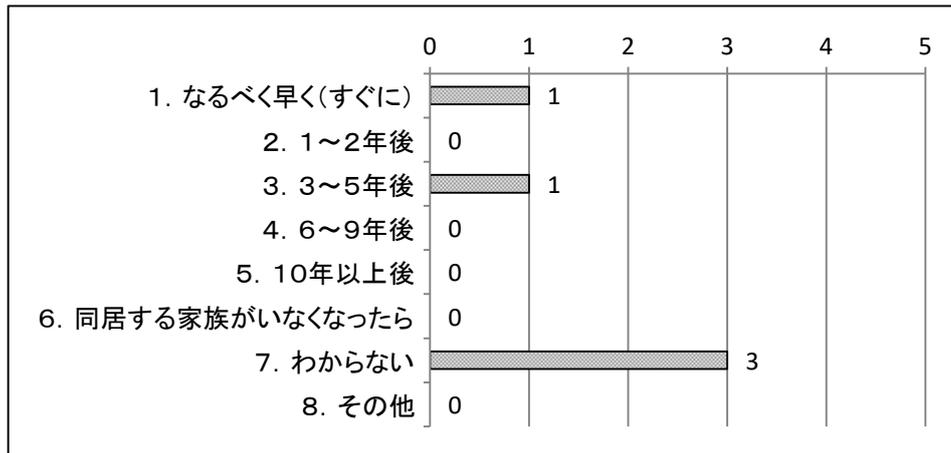
問8 問7で、「6. 障がい者グループホーム」「7. 障がい者支援施設」と回答した方にお尋ねします。
どこの市町村の住居に入居したいですか。(〇は2つまで)

1. 更別村	4	40.0%	回答数 10
2. 中札内村	3	30.0%	
3. 大樹町	0	0.0%	
4. 広尾町	0	0.0%	
5. 帯広市	1	10.0%	
6. 札幌市	0	0.0%	
7. 十勝管内	1	10.0%	
8. 北海道内	0	0.0%	
9. どこでもよい	1	10.0%	
10. その他	0	0.0%	



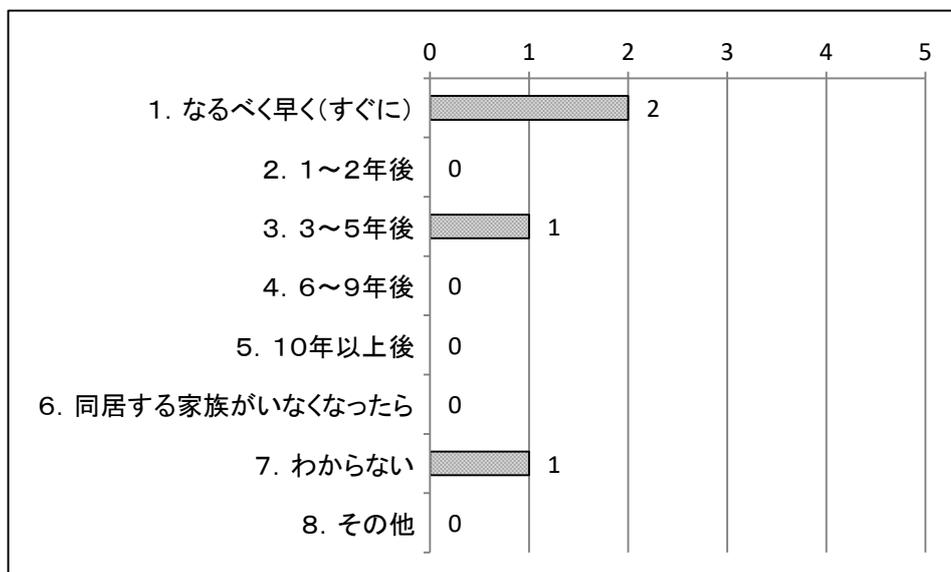
問9 問7で、「6. 障がい者グループホーム」「7. 障がい者支援施設」と回答した方にお尋ねします。
その時期はいつごろを予定していますか。(○は1つだけ)

1. なるべく早く(すぐに)	1	20.0%	回答数 5
2. 1~2年後	0	0.0%	
3. 3~5年後	1	20.0%	
4. 6~9年後	0	0.0%	
5. 10年以上後	0	0.0%	
6. 同居する家族がいなくなったら	0	0.0%	
7. わからない	3	60.0%	
8. その他	0	0.0%	



問10 問8で、「1. 更別村」と回答した方にお尋ねします。
現在、更別村にはそのような住居はありませんが、もし、そのような住居が建設された場合には、いつごろの入居を予定しますか。(○は1つだけ)

1. なるべく早く(すぐに)	2	40.0%	回答数 4
2. 1~2年後	0	0.0%	
3. 3~5年後	1	20.0%	
4. 6~9年後	0	0.0%	
5. 10年以上後	0	0.0%	
6. 同居する家族がいなくなったら	0	0.0%	
7. わからない	1	20.0%	
8. その他	0	0.0%	

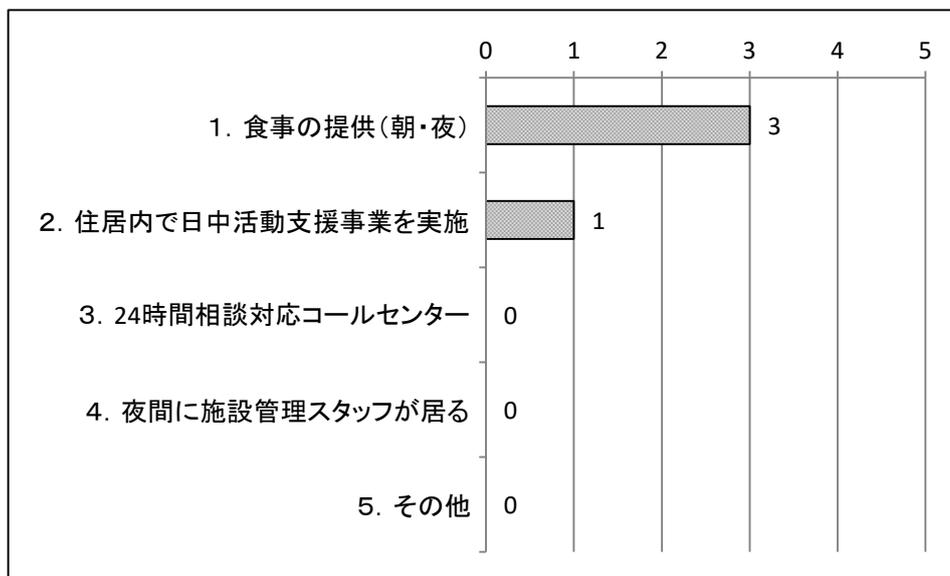


問11 問8で、「1. 更別村」と回答した方にお尋ねします。

更別村に住居を建設する場合、どのようなサービスがあると入居したいと思いますか。

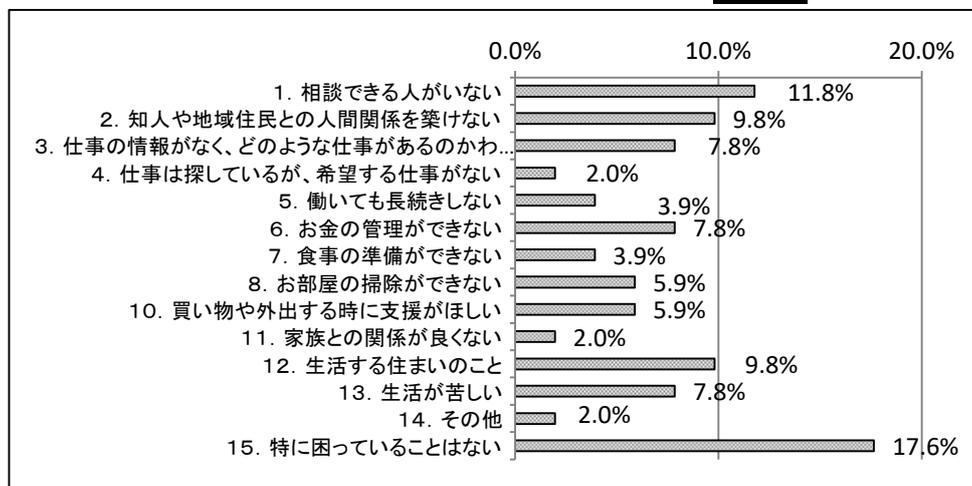
(〇は1つだけ)

1. 食事の提供(朝・夜)	3	60.0%	回答数 4
2. 住居内で日中活動支援事業を実施	1	20.0%	
3. 24時間相談対応コールセンター	0	0.0%	
4. 夜間に施設管理スタッフが居る	0	0.0%	
5. その他	0	0.0%	



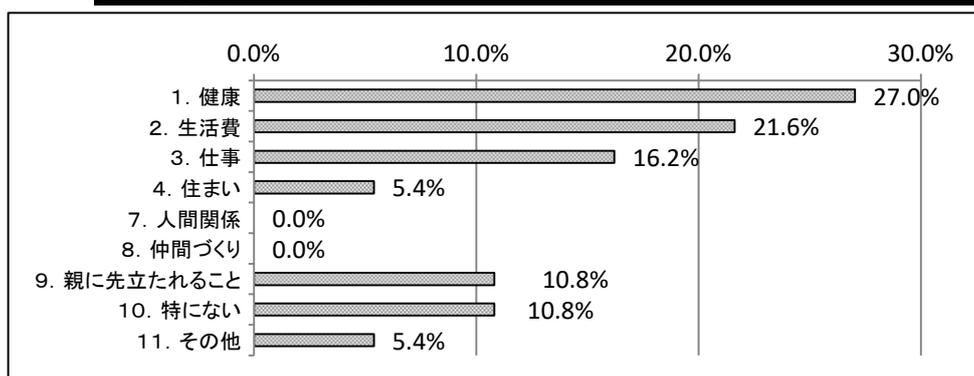
問12 現在の生活の中で困っていること、不安に思っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 相談できる人がいない	6	11.8%	回答数 51
2. 知人や地域住民との人間関係を築けない	5	9.8%	
3. 仕事の情報がなく、どのような仕事があるのかわからない	4	7.8%	
4. 仕事は探しているが、希望する仕事がない	1	2.0%	
5. 働いても長続きしない	2	3.9%	
6. お金の管理ができない	4	7.8%	
7. 食事の準備ができない	2	3.9%	
8. お部屋の掃除ができない	3	5.9%	
9. 服薬管理ができない	1	2.0%	
10. 買い物や外出する時に支援がほしい	3	5.9%	
11. 家族との関係が良くない	1	2.0%	
12. 生活する住まいのこと	5	9.8%	
13. 生活が苦しい	4	7.8%	
14. その他	1	2.0%	
15. 特に困っていることはない	9	17.6%	



問13 あなたは、将来の生活で不安なことはありますか。(○は2つまで)

1. 健康	10	27.0%	回答数 37
2. 生活費	8	21.6%	
3. 仕事	6	16.2%	
4. 住まい	2	5.4%	
5. 結婚	1	2.7%	
6. 介護者	0	0.0%	
7. 人間関係	0	0.0%	
8. 仲間づくり	0	0.0%	
9. 親に先立たれること	4	10.8%	
10. 特にない	4	10.8%	
11. その他	2	5.4%	

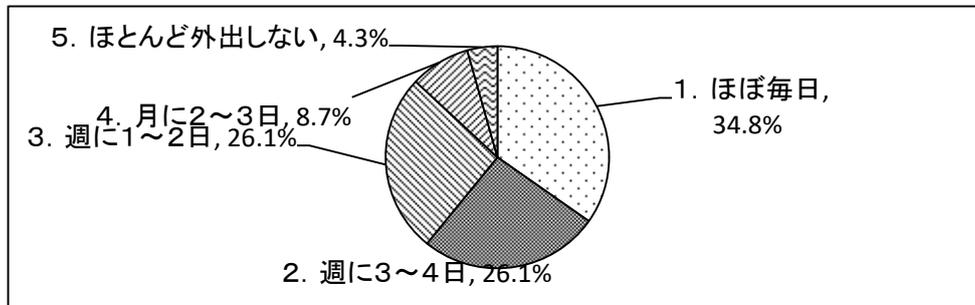


日中活動や就労についておたずねします

問14 あなたは、普段どのくらい外出しますか。(○は1つだけ)

1. ほぼ毎日	8	34.8%
2. 週に3~4日	6	26.1%
3. 週に1~2日	6	26.1%
4. 月に2~3日	2	8.7%
5. ほとんど外出しない(月に1日以下)	1	4.3%

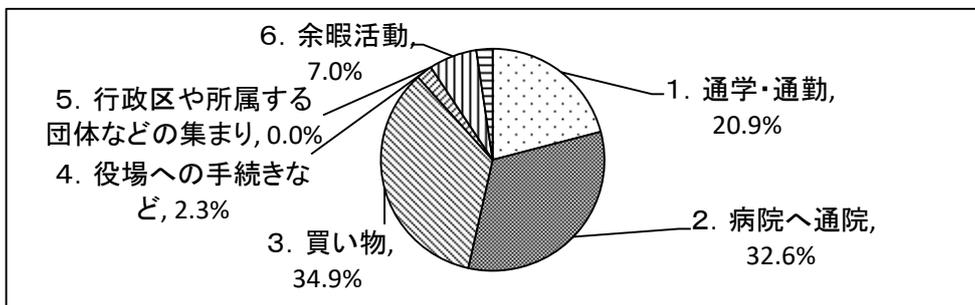
回答数 23



問15 あなたは、主にどのようなときに外出しますか。(○は2つまで)

1. 通学・通勤	9	20.9%
2. 病院へ通院	14	32.6%
3. 買い物	15	34.9%
4. 役場への手続きなど	1	2.3%
5. 行政区や所属する団体などの集まり	0	0.0%
6. 余暇活動(散歩・旅行・友人宅訪問・ドライブ・スポーツなど)	3	7.0%
7. その他	1	2.3%

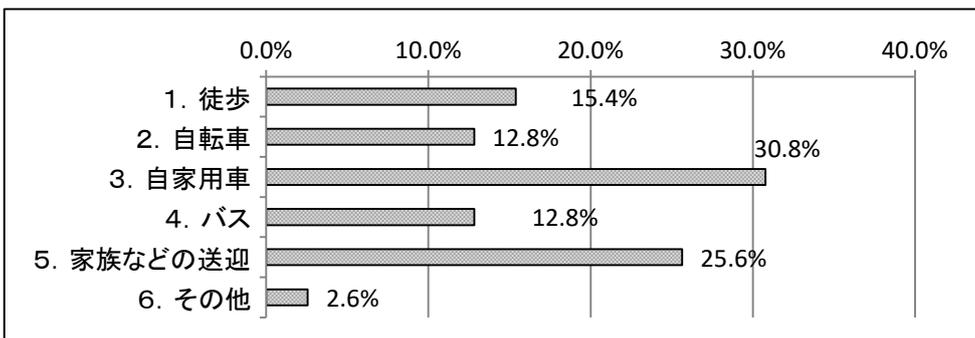
回答数 43



問16 外出する時の主な交通手段は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

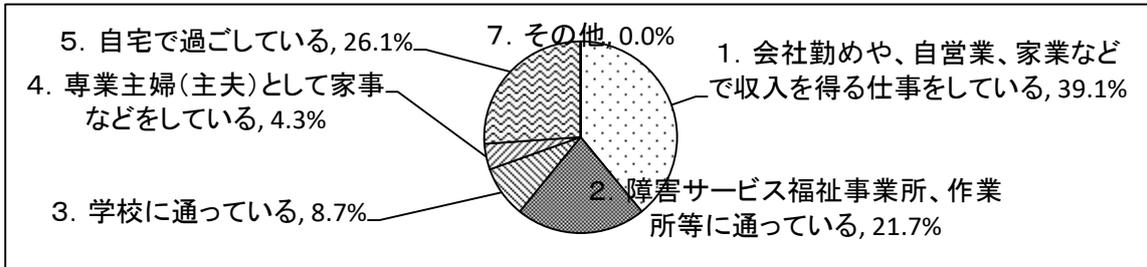
1. 徒歩	6	15.4%
2. 自転車	5	12.8%
3. 自家用車	12	30.8%
4. バス	5	12.8%
5. 家族などの送迎	10	25.6%
6. その他	1	2.6%

回答数 39



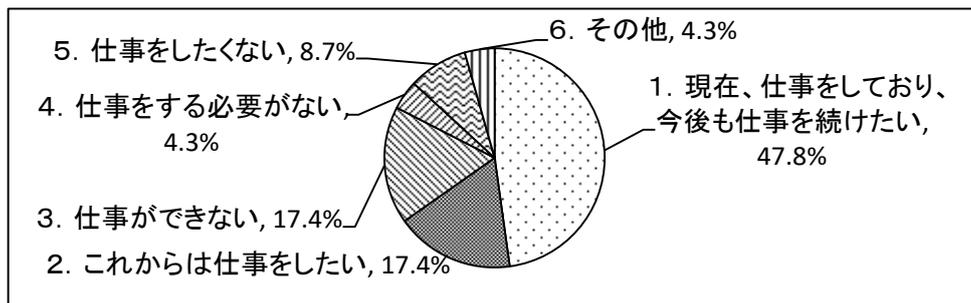
問17 あなたは、日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)

1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	9	39.1%	回答数 23
2. 障害サービス福祉事業所、作業所等に通っている	5	21.7%	
3. 学校に通っている	2	8.7%	
4. 専業主婦(主夫)として家事などを行っている	1	4.3%	
5. 自宅で過ごしている	6	26.1%	
6. 病院で過ごしている	0	0.0%	
7. その他	0	0.0%	



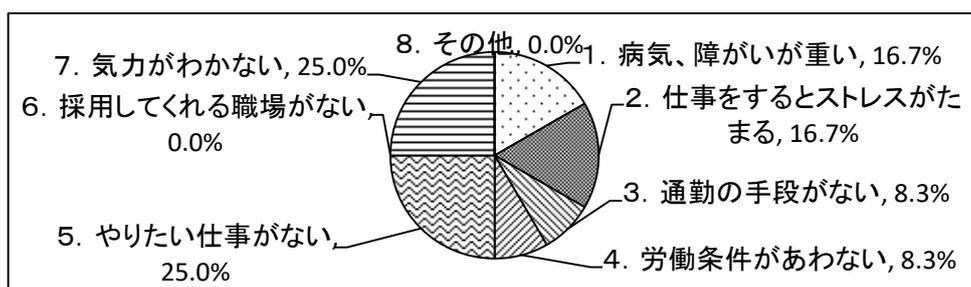
問18 就労についてどのように思っていますか。(○は1つだけ)

1. 現在、仕事をしており、今後も仕事を続けたい	11	47.8%	回答数 23
2. 現在、仕事をしていないが、これからは仕事をしたい	4	17.4%	
3. 仕事ができない	4	17.4%	
4. 仕事をする必要がない	1	4.3%	
5. 仕事をしたくない	2	8.7%	
6. その他	1	未記入	



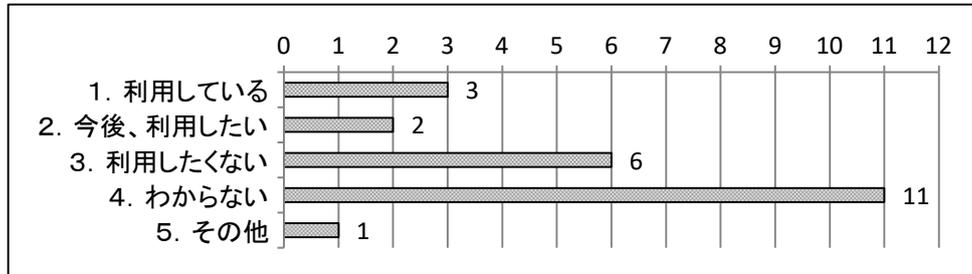
問19 問18で「3. 仕事ができない」「4. 仕事をする必要がない」「5. 仕事をしたくない」と回答した方にお尋ねします。お答えした理由はなんですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 病気、障がい重い	2	16.7%	回答数 12
2. 仕事をするストレスがたまる	2	16.7%	
3. 通勤の手段がない	1	8.3%	
4. 賃金などの労働条件があわない	1	8.3%	
5. やりたい仕事がない	3	25.0%	
6. 採用してくれる職場がない	0	0.0%	
7. 気力がわかない	3	25.0%	
8. その他	0	0.0%	



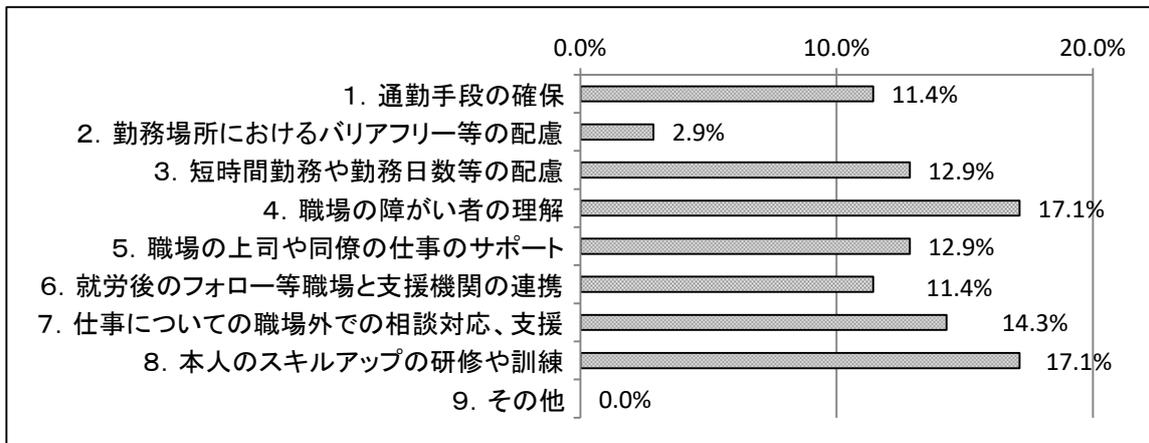
問20 平成30年4月から村内に障がい者が通う「就労支援施設クローバーモア」ができていますが、利用したいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 利用している	3	13.0%	回答数 23
2. 今後、利用したい	2	8.7%	
3. 利用したくない	6	26.1%	
4. わからない	11	47.8%	
5. その他	1	4.3%	



問21 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべて)

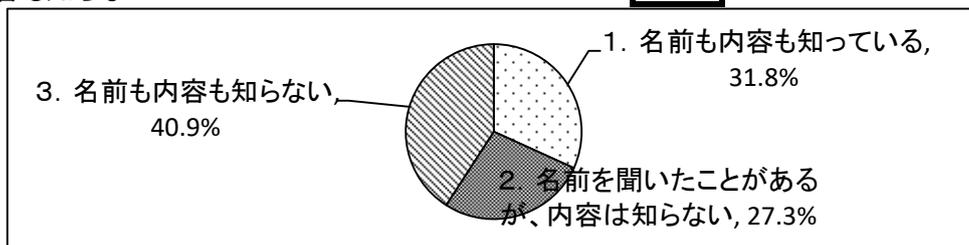
1. 通勤手段の確保	8	11.4%	回答数 70
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	2	2.9%	
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	9	12.9%	
4. 職場の障がい者の理解	12	17.1%	
5. 職場の上司や同僚の仕事のサポート	9	12.9%	
6. 就労後のフォロー等職場と支援機関の連携	8	11.4%	
7. 仕事についての職場外での相談対応、支援	10	14.3%	
8. 本人のスキルアップの研修や訓練	12	17.1%	
9. その他	0	0.0%	



権利擁護についておたずねします

問22 成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

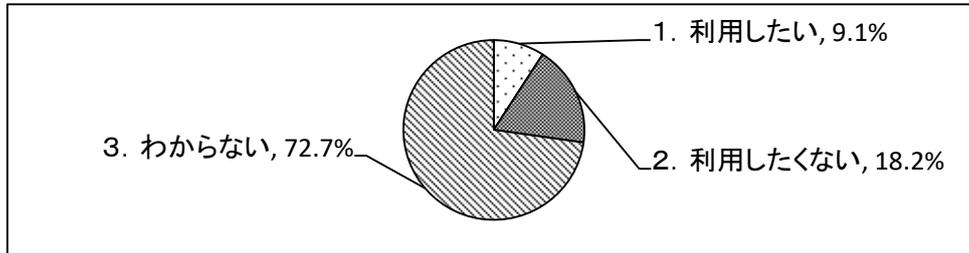
1. 名前も内容も知っている	7	31.8%	回答数 22
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	6	27.3%	
3. 名前も内容も知らない	9	40.9%	



問23 成年後見制度を利用したいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 利用したい	2	9.1%
2. 利用したくない	4	18.2%
3. わからない	16	72.7%

回答数 22

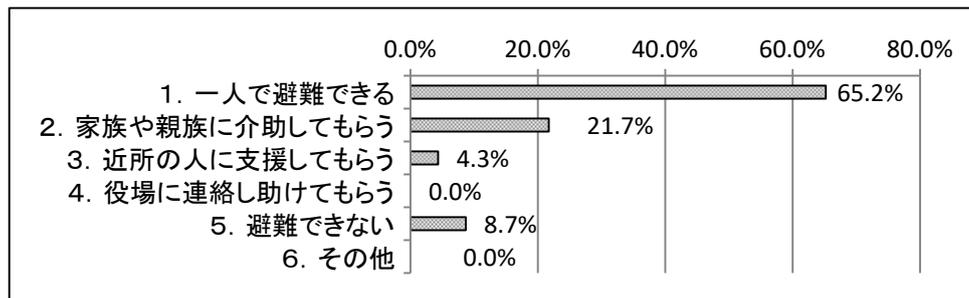


災害時の対応についておたずねします

問24 災害時の避難の方法についてお伺います。(○は一つだけ)

1. 一人で避難できる	15	65.2%
2. 家族や親族に介助してもらおう	5	21.7%
3. 近所の人に支援してもらおう	1	4.3%
4. 役場に連絡し助けてもらおう	0	0.0%
5. 避難できない	2	8.7%
6. その他	0	0.0%

回答数 23



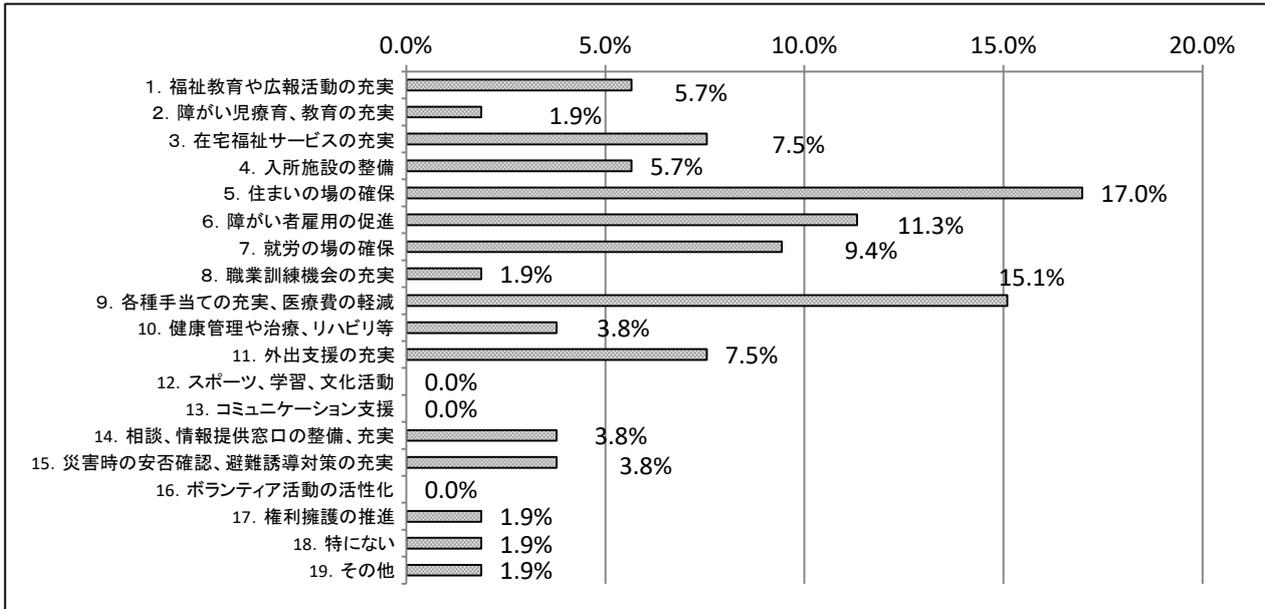
障がい者福祉施策についておたずねします

問25 今後、更別村の障がい者福祉施策を充実させるために、どのような点に力を入れるとよいと思いますか。(○は3つまで)

1. 障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実	3	5.7%
2. 障がい児療育、教育の充実	1	1.9%
3. ホームヘルプサービス、短期入所などの在宅福祉サービスの充実	4	7.5%
4. 障がいのある方のための入所施設の整備	3	5.7%
5. ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの場の確保	9	17.0%
6. 一般企業や事業所における障がい者雇用の促進	6	11.3%
7. 作業所などの福祉的な就労の場の確保	5	9.4%
8. 障がいのある方を対象とした職業訓練機会の充実	1	1.9%
9. 障がいのある方のための各種手当の充実、医療費の軽減	8	15.1%
10. 健康管理や治療、リハビリ等の機会の確保	2	3.8%
11. 利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなどの外出支援の充実	4	7.5%
12. 障がいのある方のスポーツ、学習、文化活動に対する支援	0	0.0%
13. 点字、手話、インターネットの活用などコミュニケーション支援	0	0.0%
14. 総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実	2	3.8%
15. 災害時、救急時の情報提供及び安否確認、避難誘導対策の充実	2	3.8%
16. 地域におけるボランティア活動の活性化	0	0.0%
17. 成年後見制度の活用支援など障がいのある方の権利擁護の推進	1	1.9%
18. 特にない	1	1.9%
19. その他	1	1.9%

回答数 53

1 傷害保険の手続きに行ったとき、職員が理解できていなかった。 1.9%



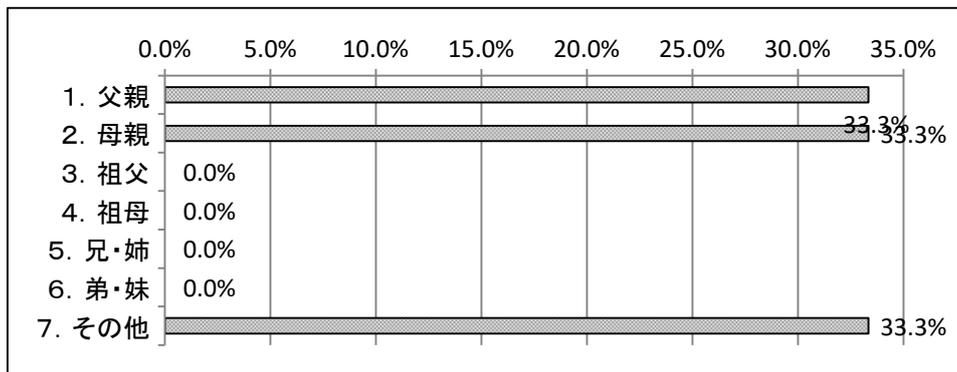
問26 障がいのある方に対して国や道、更別村が実施する施策について、ご意見やご要望がありましたら、下の記載欄に自由に記載して下さい。(空欄でも結構です)

- ・自分の家からバス停や、帯広空港までの送迎があったらみんな助かると思います。お金払ってもいいので。
- ・施設やグループホームなど充実、医療費の軽減などの支援があると、とても助かります。更別村在住で、自宅建築リホームの援助もあるといいと思います。リホームをするとき、地元の業者を使わなければ助成金が出ないと言われ、高齢者と障害者がいても無理と言われました。地元でリホームを相談すると、カタログを見てショールームへ行くと、説明もありませんでした。地元の業者は忙しいのか、修理を頼んでもなかなか来てくれません。他の地区の業者でも更別に在住しているので、建築リホームなど援助してほしいです。
- ・障害者手帳の使い方がわからない。(医療機関で使うのは理解しています。)医療機関で帯広市の「手帳の使い方」をいただいて少しはわかりましたが、さらべつではないのですか？と聞かれ無いと話しました。ETCの手続きなど、職員が理解していないと困ります。

アンケート対象者ご本人のことについておたずねします

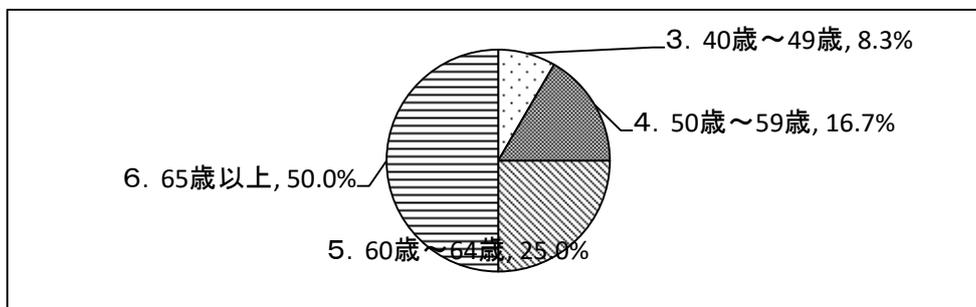
問1 アンケートの回答者はどなたですか。

1. 父親	4	33.3%	回答数 12
2. 母親	4	33.3%	
3. 祖父	0	0.0%	
4. 祖母	0	0.0%	
5. 兄・姉	0	0.0%	
6. 弟・妹	0	0.0%	
7. その他	4	夫、妻、本人	



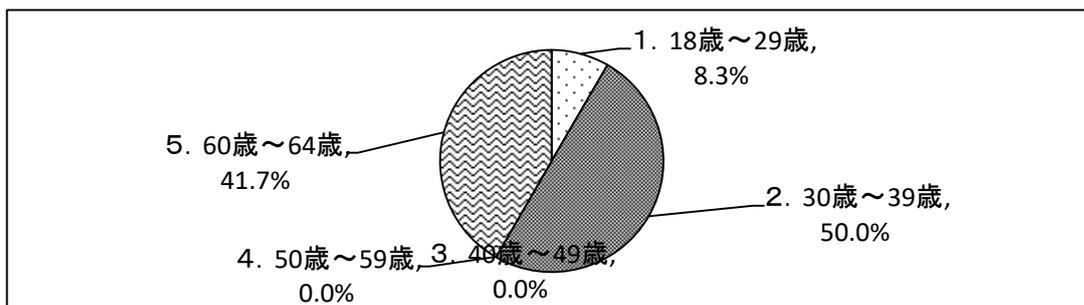
問2 あなたの年齢は、次のどれに当てはまりますか(9月1日現在)。

1. 18歳～29歳	0	2. 30歳～39歳	0	3. 40歳～49歳	1	回答数 12
4. 50歳～59歳	2	5. 60歳～64歳	3	6. 65歳以上	6	



問3 手帳保持者の年齢は、次のどれに当てはまりますか(9月1日現在)。

1. 18歳～29歳	1	2. 30歳～39歳	6	3. 40歳～49歳	0	回答数 12
4. 50歳～59歳	0	5. 60歳～64歳	5			



問4 手帳保持者が認定を受けている手帳の種類と等級は次のうちどれですか。

(当てはまるものすべてに○)

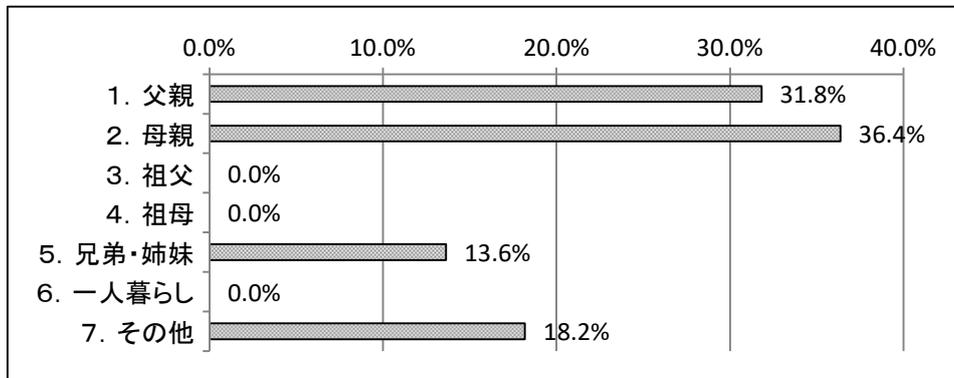
身体障がい者手帳	1. 1級	2	2. 2級	0	3. 3級	1
	4. 4級	3	5. 5級	0	6. 6級	0
療育手帳	1. A判定	0	2. B判定	3		
精神保健福祉手帳	1. 1級	0	2. 2級	2	3. 3級	1

普段の生活(住まいや暮らし)についておたずねします

問5 現在、どなたと暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

回答数 22

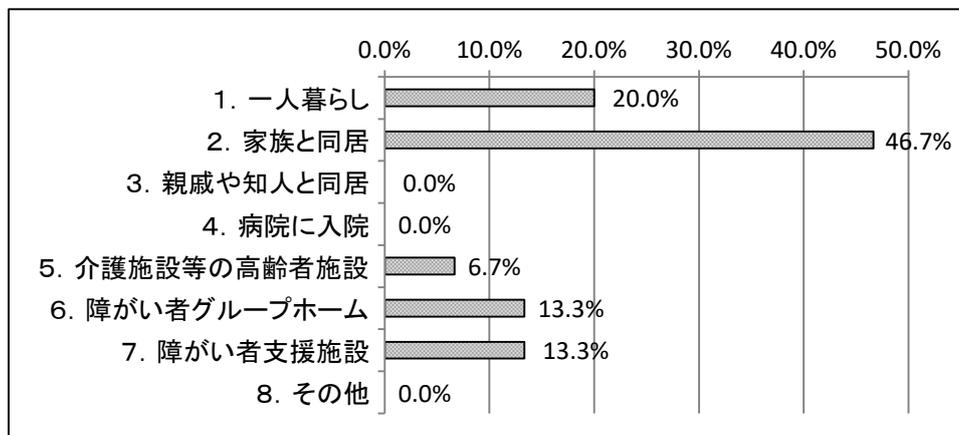
1. 父親	7	31.8%	
2. 母親	8	36.4%	
3. 祖父	0	0.0%	
4. 祖母	0	0.0%	
5. 兄弟・姉妹	3	13.6%	
6. 一人暮らし	0	0.0%	
7. その他	4	夫、妻、親	18.2%



問6 手帳保持者には将来、どのように暮らしてほしいと思っていますか。(○は2つまで)

回答数 15

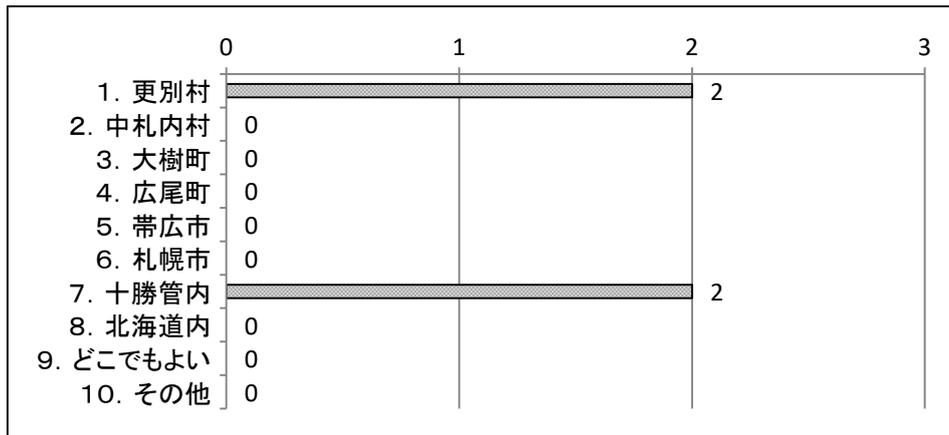
1. 一人暮らし	3	20.0%
2. 家族と同居	7	46.7%
3. 親戚や知人と同居	0	0.0%
4. 病院に入院	0	0.0%
5. 介護施設等の高齢者施設	1	6.7%
6. 障がい者グループホーム	2	13.3%
7. 障がい者支援施設	2	13.3%
8. その他	0	0.0%



問7 問6で、「6. 障がい者グループホーム」「7. 障がい者支援施設」と回答した方にお尋ねします。

どこの市町村の住居に入居してほしいですか。(〇は2つまで)

1. 更別村	2	50.0%	回答数 4
2. 中札内村	0	0.0%	
3. 大樹町	0	0.0%	
4. 広尾町	0	0.0%	
5. 帯広市	0	0.0%	
6. 札幌市	0	0.0%	
7. 十勝管内	2	50.0%	
8. 北海道内	0	0.0%	
9. どこでもよい	0	0.0%	
10. その他	0	0.0%	



問8 問6で、「6. 障がい者グループホーム」「7. 障がい者支援施設」と回答した方にお尋ねします。

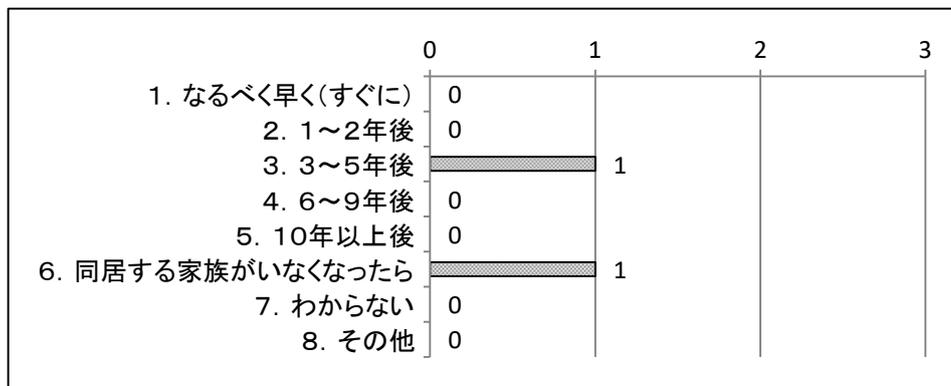
その時期はいつごろを予定していますか。(〇は1つだけ)

1. なるべく早く(すぐに)	0	0.0%	回答数 2
2. 1~2年後	0	0.0%	
3. 3~5年後	1	50.0%	
4. 6~9年後	0	0.0%	
5. 10年以上後	0	0.0%	
6. 同居する家族がいなくなったら	1	50.0%	
7. わからない	0	0.0%	
8. その他	0	0.0%	



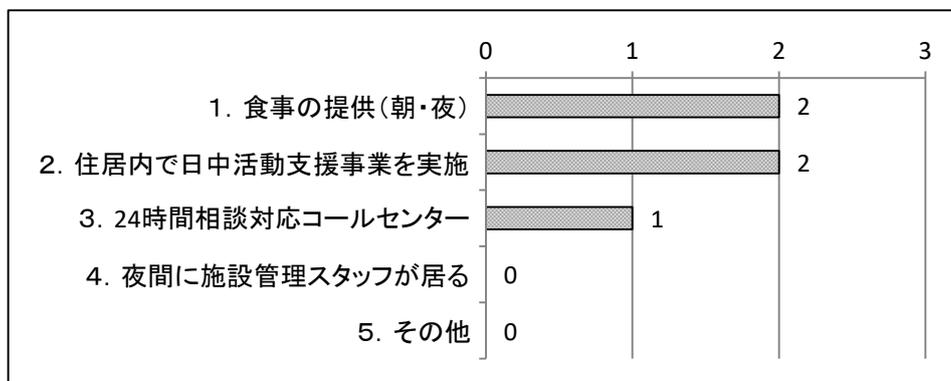
問9 問7で、「1. 更別村」と回答した方にお尋ねします。
 現在、更別村にはそのような住居はありませんが、もし、そのような住居が建設された場合には、
 いつごろの入居を予定しますか。(〇は1つだけ)

1. なるべく早く(すぐに)	0	0.0%	回答数 2
2. 1～2年後	0	0.0%	
3. 3～5年後	1	50.0%	
4. 6～9年後	0	0.0%	
5. 10年以上後	0	0.0%	
6. 同居する家族がいなくなったら	1	50.0%	
7. わからない	0	0.0%	
8. その他	0	0.0%	



問10 問7で、「1. 更別村」と回答した方にお尋ねします。
 更別村に住居を建設する場合、どのようなサービスがあると入居したいと思いますか。
 (〇は1つだけ)

1. 食事の提供(朝・夜)	2	#####	回答数 5
2. 住居内で日中活動支援事業を実施	2	#####	
3. 24時間相談対応コールセンター	1	50.0%	
4. 夜間に施設管理スタッフが居る	0	0.0%	
5. その他	0	0.0%	



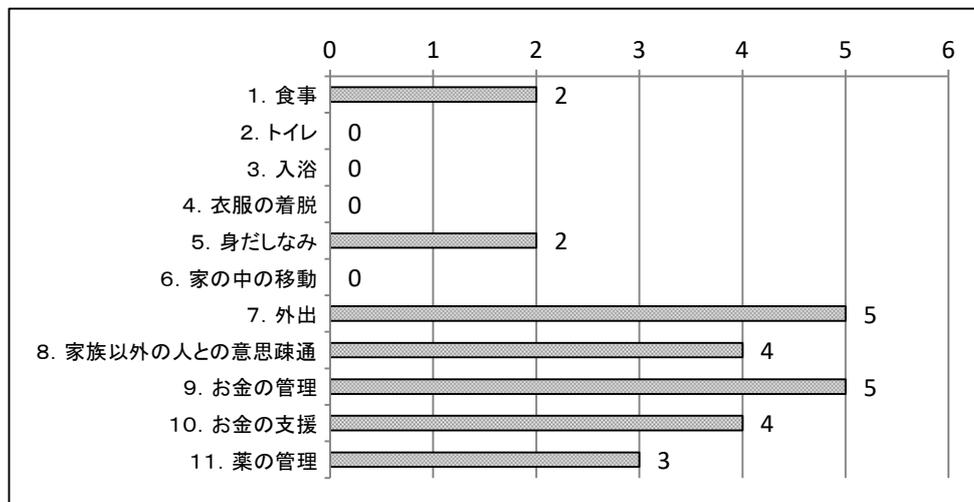
問11 あなたは、手帳保持者にどのような援助をしていますか。①から⑪のそれぞれにお答えください。
 (①から⑪それぞれに○を1つ)

- 1. 食事
- 2. トイレ
- 3. 入浴
- 4. 衣服の着脱
- 5. 身だしなみ
- 6. 家の中の移動
- 7. 外出
- 8. 家族以外の人との意思疎通
- 9. お金の管理
- 10. お金の支援
- 11. 薬の管理

	なし	一部援助	全部援助	
1. 食事	10	2	0	2
2. トイレ	12	0	0	0
3. 入浴	12	0	0	0
4. 衣服の着脱	12	0	0	0
5. 身だしなみ	10	2	0	2
6. 家の中の移動	12	0	0	0
7. 外出	7	5	0	5
8. 家族以外の人との意思疎通	8	4	0	4
9. お金の管理	7	5	0	5
10. お金の支援	8	3	1	4
11. 薬の管理	9	3	0	3

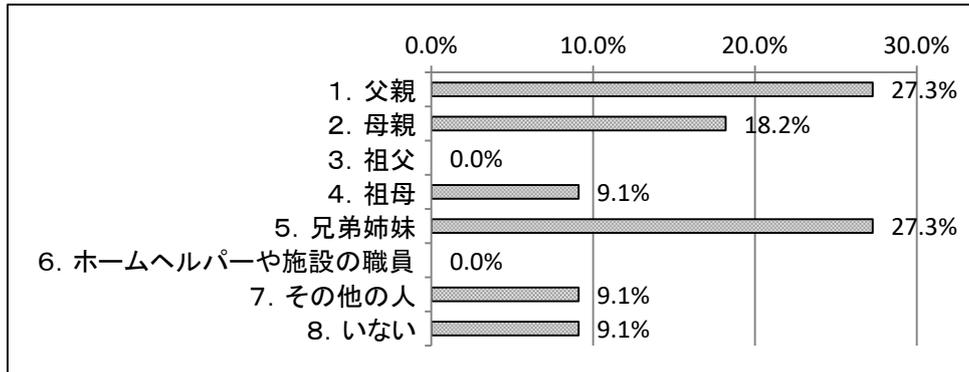
回答数 132

25



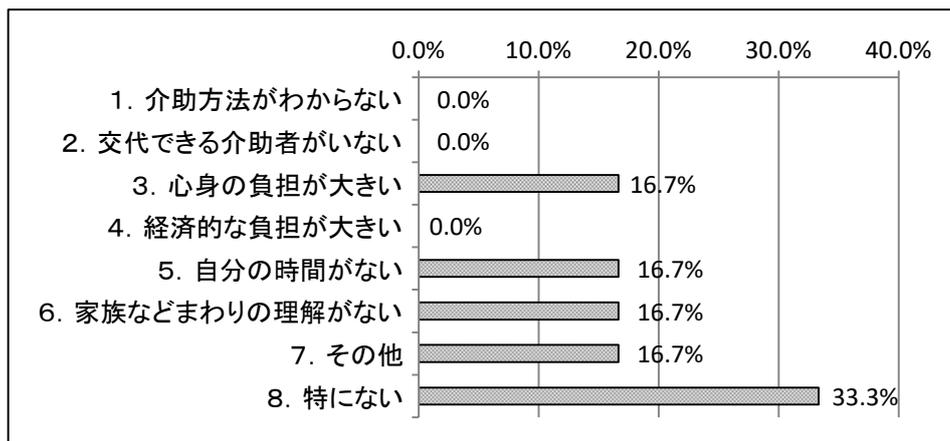
問12 問11で、「1. 一部援助(介助)が必要」又は「全部援助(介助)が必要」と回答した方にお尋ねします。
あなた以外の方で援助(介助)している方はいますか。(当てはまるものすべてに○)

1. 父親	3	27.3%	回答数 11
2. 母親	2	18.2%	
3. 祖父	0	0.0%	
4. 祖母	1	9.1%	
5. 兄弟姉妹	3	27.3%	
6. ホームヘルパーや施設の職員	0	0.0%	
7. その他の人	1	保健師・医師 9.1%	
8. いない	1	9.1%	



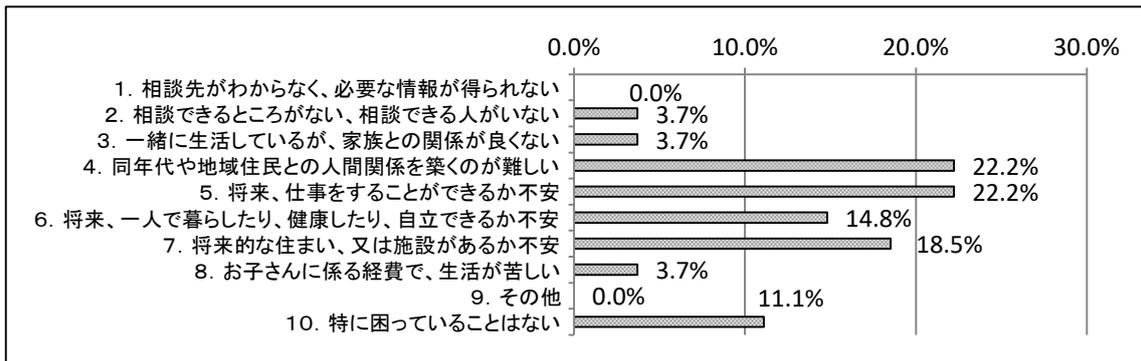
問13 問11で、「1. 一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した方にお尋ねします。
援助(介助)するうえで困っていることがありますか。(当てはまるものすべてに○)

1. 介助方法がわからない	0	0.0%	回答数 6
2. 交代できる介助者がいない	0	0.0%	
3. 心身の負担が大きい	1	16.7%	
4. 経済的な負担が大きい	0	0.0%	
5. 自分の時間がない	1	16.7%	
6. 家族などまわりの理解がない	1	16.7%	
7. その他	1	現在はそれほどではないが、自分が年老いたときが不安 16.7%	
8. 特にない	2	33.3%	



問14 現在の生活の中で困っていること、不安に思っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

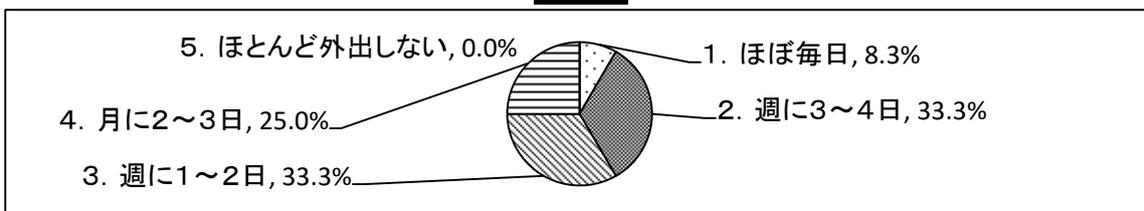
1. どこに相談してよいのかわからなく、必要な情報が得られない	0	0.0%	回答数 27
2. 相談できるところがない、相談できる人がいない	1	3.7%	
3. 一緒に生活しているが、家族との関係が良くない	1	3.7%	
4. 手帳保持者が、同年代や地域住民との人間関係を築くのが難しい	6	22.2%	
5. 手帳保持者が、仕事をする事ができるか不安	6	22.2%	
6. 手帳保持者が、一人で暮らしたり、結婚したり、自立できるか不安	4	14.8%	
7. 手帳保持者の将来的な住まい、又は施設があるか不安	5	18.5%	
8. 手帳保持者に係る経費で、生活が苦しい	1	3.7%	
9. その他	0	0.0%	
10. 特に困っていることはない	3	11.1%	



外出の状況についておたずねします

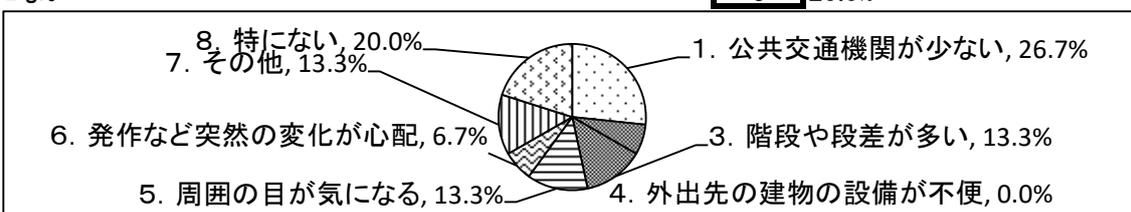
問15 手帳保持者は、普段どのくらい外出しますか。(○は1つだけ)

1. ほぼ毎日	1	8.3%	回答数 12
2. 週に3~4日	4	33.3%	
3. 週に1~2日	4	33.3%	
4. 月に2~3日	3	25.0%	
5. ほとんど外出しない(月に1日以下)	0	0.0%	



問16 手帳保持者が外出するときに困ることはどのようなことですか。(当てはまるものすべてに○)

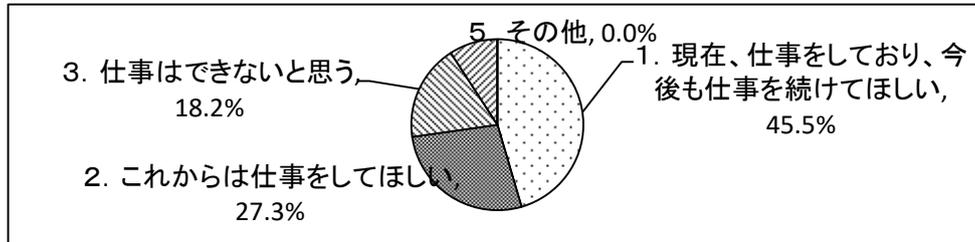
1. 公共交通機関が少ない	4	26.7%	回答数 15
2. バスの乗り降りが困難	1	6.7%	
3. 道路や駅に階段や段差が多い	2	13.3%	
4. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	0	0.0%	
5. 周囲の目が気になる	2	13.3%	
6. 発作など突然の変化が心配	1	6.7%	
7. その他	2	13.3%	
8. 特にない	3	20.0%	



就労についておたずねします

問17 あなたは、手帳保持者の就労についてどのように思っていますか。(○は1つだけ)

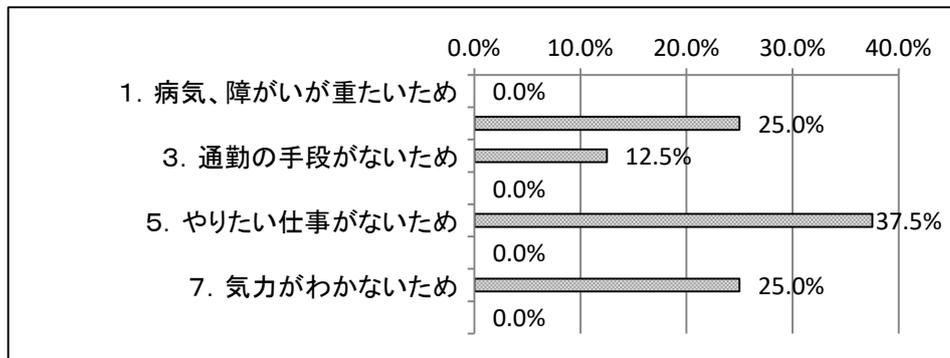
1. 現在、仕事をしており、今後も仕事を続けてほしい	5	45.5%	回答数 11
2. 現在、仕事をしていないが、これからは仕事をしてほしい	3	27.3%	
3. 仕事はできないと思う	2	18.2%	
4. 仕事をする必要がない	1	9.1%	
5. その他	0	0.0%	



問18 問17で「3. 仕事はできないと思う」「4. 仕事をする必要がない」と回答した方にお尋ねします。

お答えした理由はなんですか。(当てはまるものすべてに○)

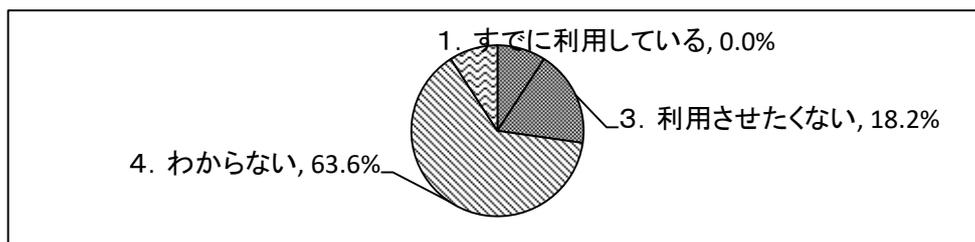
1. 病気、障がいが重たいため	0	0.0%	回答数 8
2. 仕事をするストレスがたまるため	2	25.0%	
3. 通勤の手段がないため	1	12.5%	
4. 賃金などの労働条件があわないため	0	0.0%	
5. やりたい仕事がないため	3	37.5%	
6. 採用してくれる職場がないため	0	0.0%	
7. 気力がわかないため	2	25.0%	
8. その他	0	0.0%	



問19 平成30年4月から村内に障がい者が通う「就労支援施設クローバーモア」ができていますが

利用させたいと思いますか。(○は1つだけ)

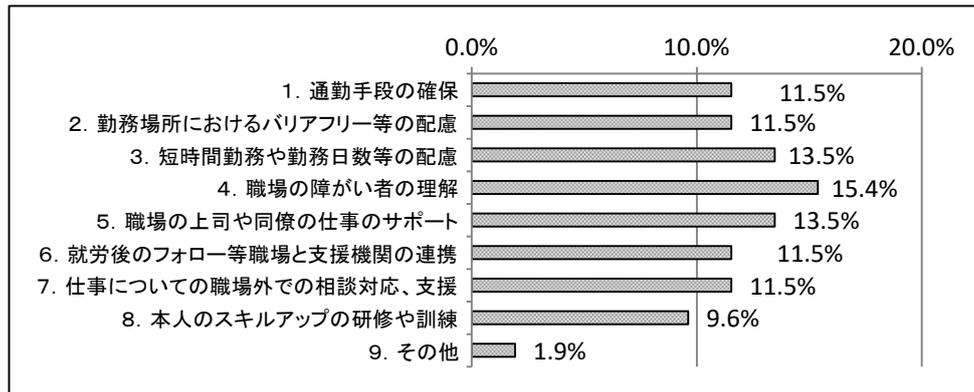
1. すでに利用している	0	0.0%	回答数 11
2. 今後、利用させたい	1	9.1%	
3. 利用させたくない	2	18.2%	
4. わからない	7	63.6%	
5. その他	1	未記入	



問20 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

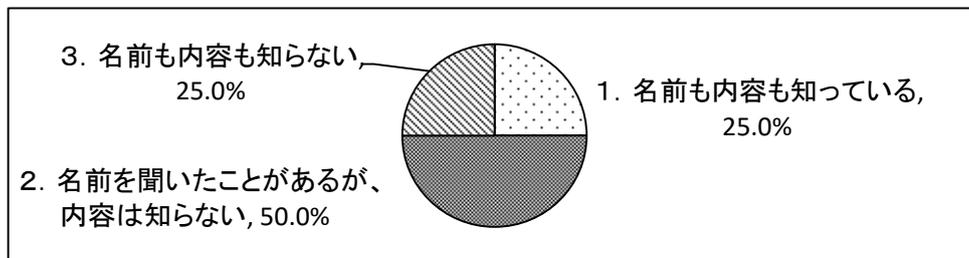
1. 通勤手段の確保	6	11.5%	回答数 52
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	6	11.5%	
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮	7	13.5%	
4. 職場の障がい者の理解	8	15.4%	
5. 職場の上司や同僚の仕事のサポート	7	13.5%	
6. 就労後のフォロー等職場と支援機関の連携	6	11.5%	
7. 仕事についての職場外での相談対応、支援	6	11.5%	
8. 本人のスキルアップの研修や訓練	5	9.6%	
9. その他	1	1.9%	



権利擁護についておたずねします

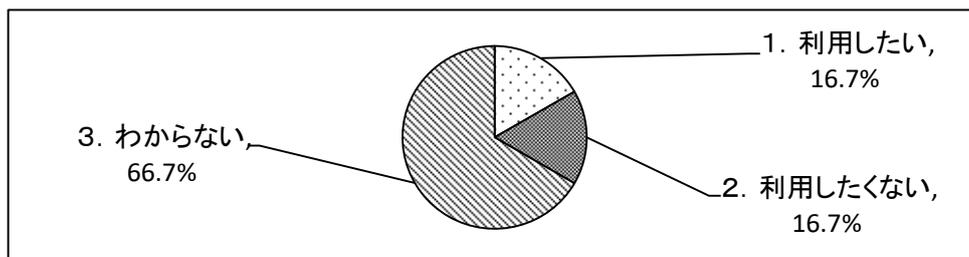
問21 成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

1. 名前も内容も知っている	3	25.0%	回答数 12
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	6	50.0%	
3. 名前も内容も知らない	3	25.0%	



問22 あなたは、手帳保持者に成年後見制度を利用させたいと思いますか。(○は1つだけ)

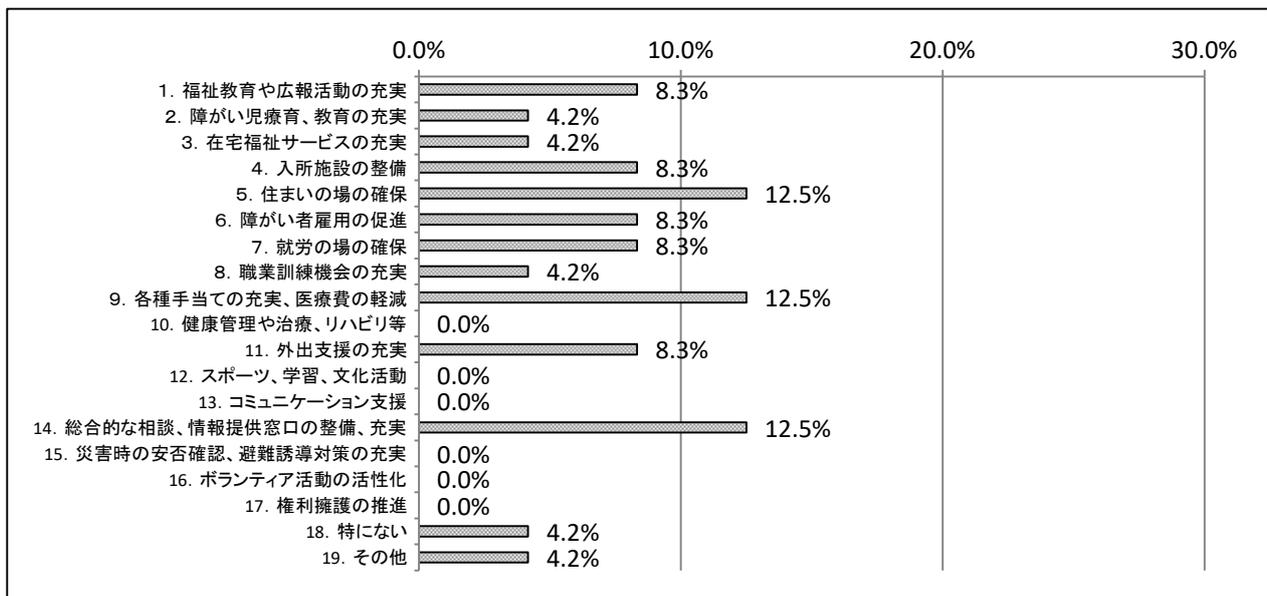
1. 利用したい	2	16.7%	回答数 12
2. 利用したくない	2	16.7%	
3. わからない	8	66.7%	



障がい者(児)施策についておたずねします

問23 今後、更別村の障がい者福祉施策を充実させるために、どのような点に力を入れるとよいと思いますか。(〇は3つまで)

1. 障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実	2	8.3%	回答数 24
2. 障がい児療育、教育の充実	1	4.2%	
3. ホームヘルプサービス、短期入所などの在宅福祉サービスの充実	1	4.2%	
4. 障がいのある方のための入所施設の整備	2	8.3%	
5. ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの場の確保	3	12.5%	
6. 一般企業や事業所における障がい者雇用の促進	2	8.3%	
7. 授産施設や作業所などの福祉的な就労の場の確保	2	8.3%	
8. 障がいのある方を対象とした職業訓練機会の充実	1	4.2%	
9. 障がいのある方のための各種手当の充実、医療費の軽減	3	12.5%	
10. 健康管理や治療、リハビリ等の機会の確保	0	0.0%	
11. 利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなどの外出支援の充実	2	8.3%	
12. 障がいのある方のスポーツ、学習、文化活動に対する支援	0	0.0%	
13. 点字、手話、インターネットの活用などコミュニケーション支援	0	0.0%	
14. 総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実	3	12.5%	
15. 災害時、救急時の情報提供及び安否確認、避難誘導対策の充実	0	0.0%	
16. 地域におけるボランティア活動の活性化	0	0.0%	
17. 成年後見制度の活用支援など障がいのある方の権利擁護の推進	0	0.0%	
18. 特にない	1	4.2%	
19. その他	1	4.2%	



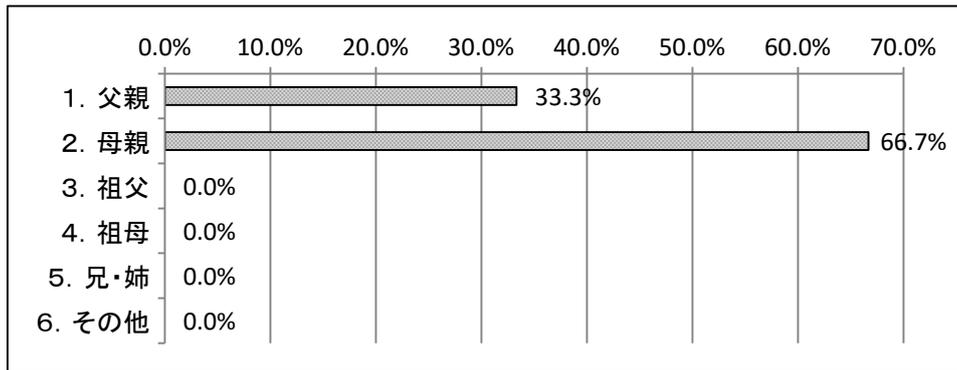
問24 障がいのある方に対して国や道、更別村が実施する施策について、ご意見やご要望がありましたら、下の記載欄に自由に記載して下さい。(空欄でも結構です)

・障害の種類によっては、アンケートの形式では意見をくみ取ることは難しいと思う。知的障害者の意思決定支援について、検討していかねばならないことと思う。今回の援助者用のアンケート回答は、複数いればそれぞれ回答が違うので、代表者の回答だけでは不十分だと思う。

アンケート対象者ご本人のことについておたずねします

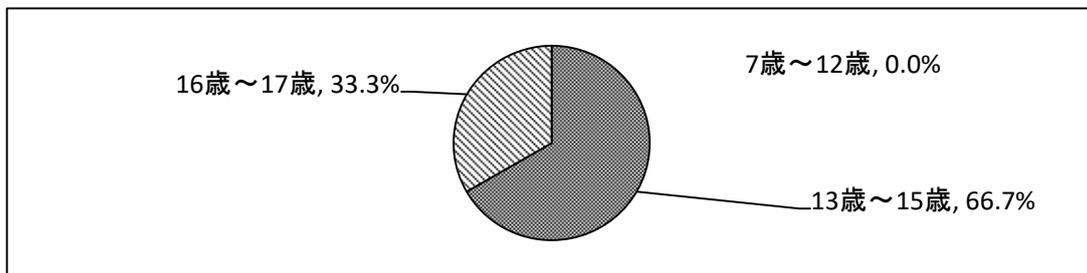
問1 アンケートの回答者はどなたですか。

1. 父親	1	33.3%	回答数 3
2. 母親	2	66.7%	
3. 祖父	0	0.0%	
4. 祖母	0	0.0%	
5. 兄・姉	0	0.0%	
6. その他	0	0.0%	



問2 お子さんの年齢は、次のどれに当てはまりますか(9月1日現在)。

1. 0歳～3歳	0	2. 4歳～6歳	0	3. 7歳～12歳	0	回答数 3
4. 13歳～15歳	2	5. 16歳～17歳	1			



問3 お子さんが認定を受けている手帳の種類と等級は次のうちどれですか。(当てはまるものすべてに○)

身体障がい者手帳	1. 1級	0	2. 2級	0	3. 3級	0
	4. 4級	0	5. 5級	0	6. 6級	0
療育手帳	1. A判定	0	2. B判定	3		
精神保健福祉手帳	1. 1級	0	2. 2級	0	3. 3級	0

問4 お子さんが身体障がい者手帳をお持ちの場合にお答えください。お子さんの障がいはどのようなものですか。(当てはまるものすべてに○)

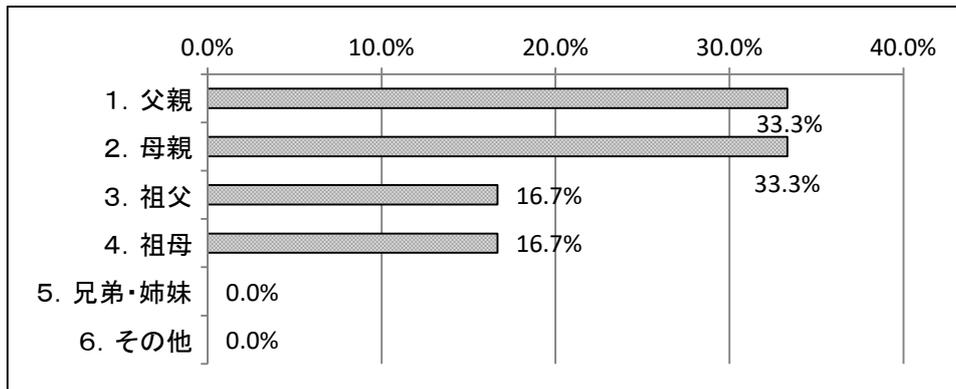
1. 視覚障がい	0	回答数 1
2. 聴覚障がい	0	
3. 平衡機能障がい	0	
4. 音声・言語・そしゃく機能障がい	0	
5. 肢体不自由(上肢・下肢・体幹・運動機能)	0	
6. 内部障がい(心臓・腎臓・呼吸器など)	0	
7. その他	1 未記載	

普段の生活(住まいや暮らし)についておたずねします

問5 現在、どなたと暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

回答数 6

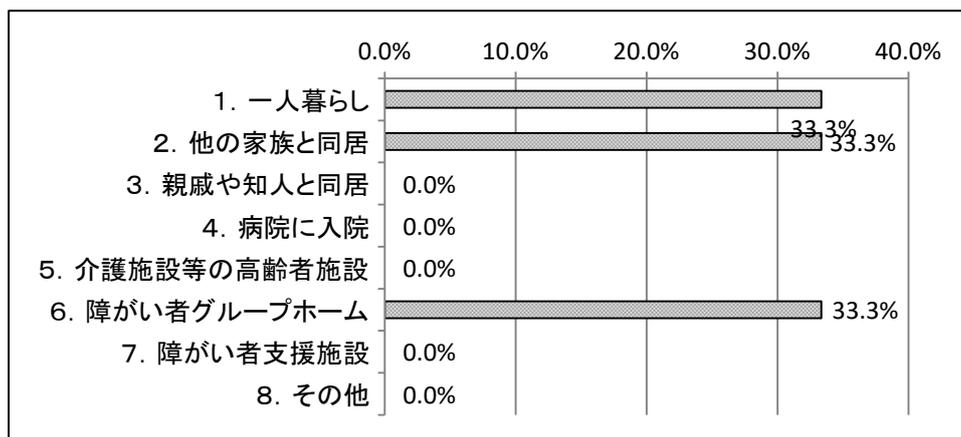
1. 父親	2	33.3%
2. 母親	2	33.3%
3. 祖父	1	16.7%
4. 祖母	1	16.7%
5. 兄弟・姉妹	0	0.0%
6. その他	0	おば 0.0%



問6 お子さんには将来、どのように暮らしてほしいと思っていますか。(○は2つまで)

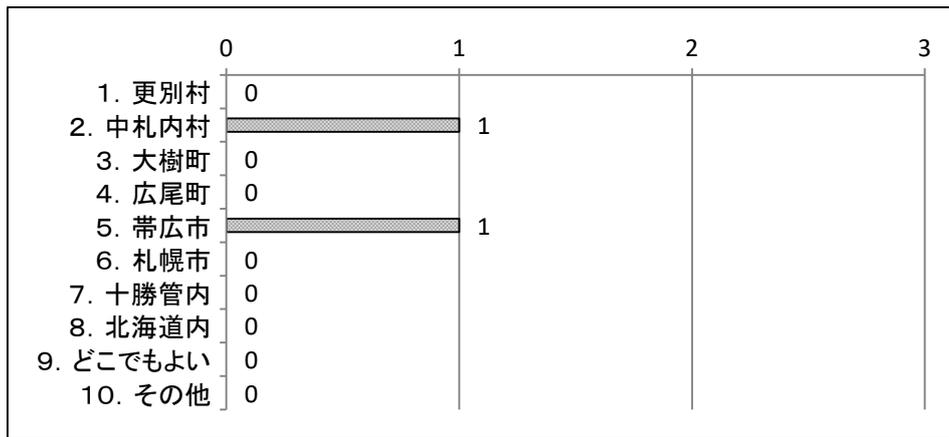
回答数 3

1. 一人暮らし	1	33.3%
2. 家族と同居	1	33.3%
3. 親戚や知人と同居	0	0.0%
4. 病院に入院	0	0.0%
5. 介護施設等の高齢者施設	0	0.0%
6. 障がい者グループホーム	1	33.3%
7. 障がい者支援施設	0	0.0%
8. その他	0	0.0%



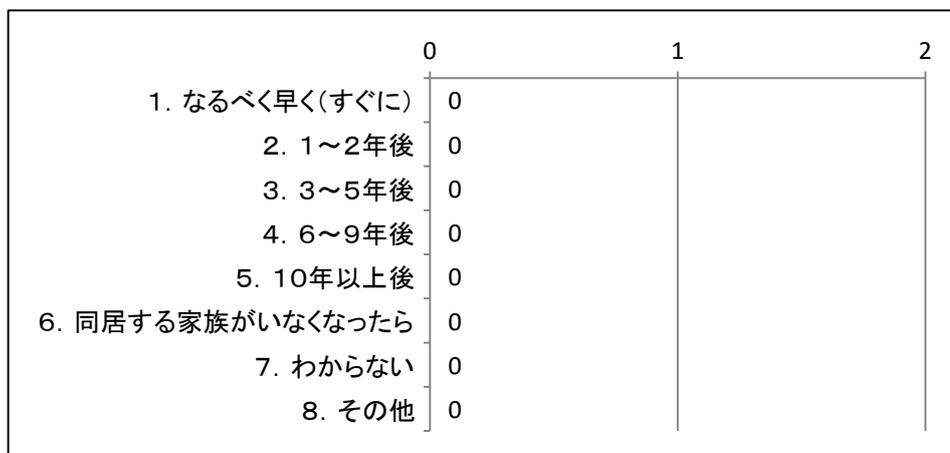
問7 問6で、「6. 障がい者グループホーム」「7. 障がい者支援施設」と回答した方にお尋ねします。
 どの市町村の住居に入居したいですか。(○は2つまで)

1. 更別村	0	0.0%	回答数 2
2. 中札内村	1	50.0%	
3. 大樹町	0	0.0%	
4. 広尾町	0	0.0%	
5. 帯広市	1	50.0%	
6. 札幌市	0	0.0%	
7. 十勝管内	0	0.0%	
8. 北海道内	0	0.0%	
9. どこでもよい	0	0.0%	
10. その他	0	0.0%	



問8 問6で、「6. 障がい者グループホーム」「7. 障がい者支援施設」と回答した方にお尋ねします。
 その時期はいつごろを予定していますか。(○は1つだけ)

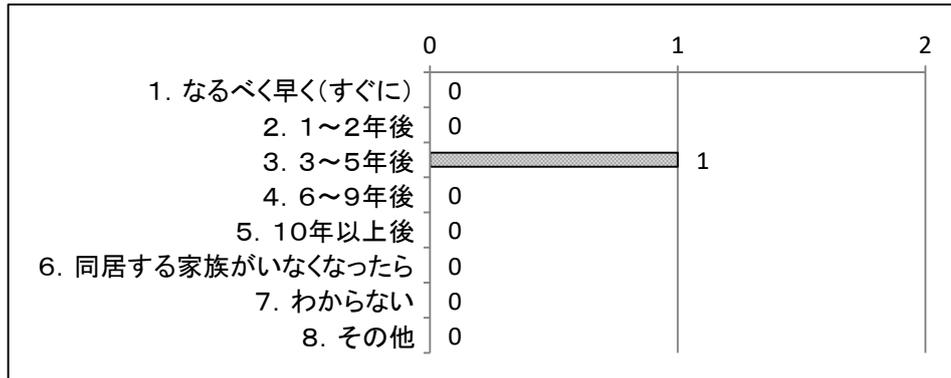
1. なるべく早く(すぐに)	0	#####	回答数 0
2. 1~2年後	0	#####	
3. 3~5年後	0	#####	
4. 6~9年後	0	#DIV/0!	
5. 10年以上後	0	#####	
6. 同居する家族がいなくなったら	0	#####	
7. わからない	0	#####	
8. その他	0	#####	



問9 問7で、「1. 更別村」と回答した方にお尋ねします。

現在、更別村にはそのような住居はありませんが、もし、そのような住居が建設された場合には、いつごろの入居を予定しますか。(○は1つだけ)

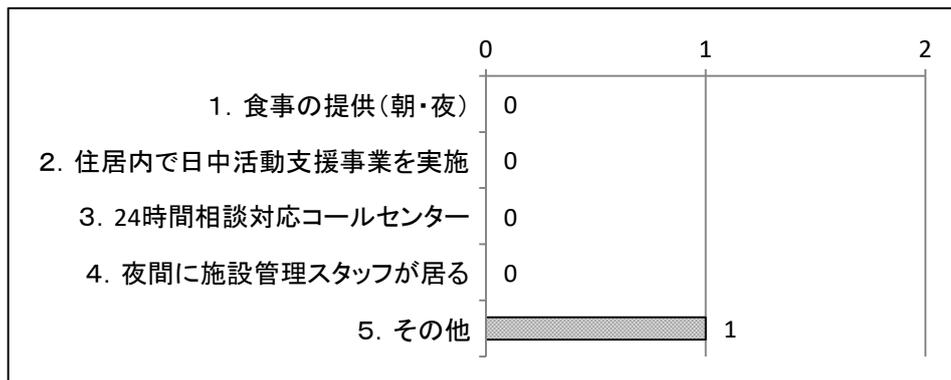
1. なるべく早く(すぐに)	0	0.0%	回答数 1
2. 1~2年後	0	0.0%	
3. 3~5年後	1	#####	
4. 6~9年後	0	0.0%	
5. 10年以上後	0	0.0%	
6. 同居する家族がいなくなったら	0	0.0%	
7. わからない	0	0.0%	
8. その他	0	0.0%	



問10 問7で、「1. 更別村」と回答した方にお尋ねします。

更別村に住居を建設する場合、どのようなサービスがあると入居したいと思いますか。(○は1つだけ)

1. 食事の提供(朝・夜)	0	0.0%	回答数 1
2. 住居内で日中活動支援事業を実施	0	0.0%	
3. 24時間相談対応コールセンター	0	0.0%	
4. 夜間に施設管理スタッフが居る	0	0.0%	
5. その他	1	未記載	



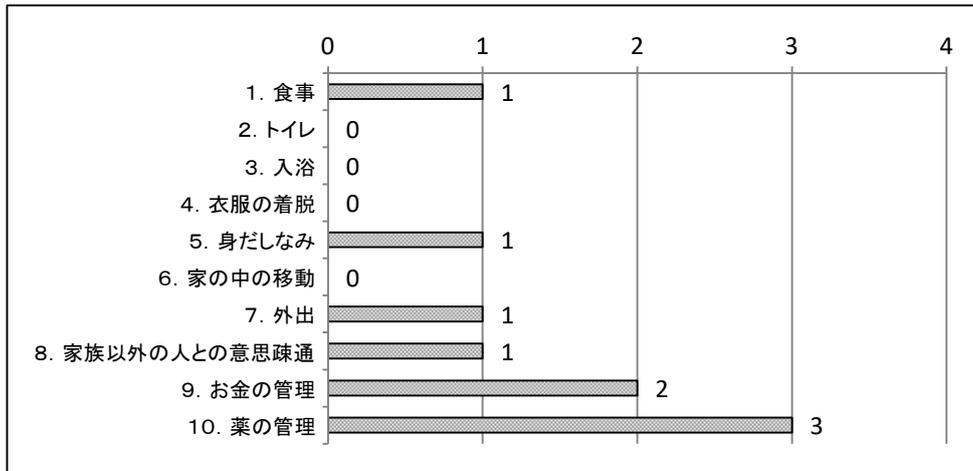
問11 お子さんは、どのような時に介助が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。
 (①から⑩それぞれに○を1つ)

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 家の中の移動
7. 外出
8. 家族以外の人との意思疎通
9. お金の管理
10. 薬の管理

できる	一部援助	全部援助	
1	1	0	1
2	0	0	0
2	0	0	0
2	0	0	0
1	1	0	1
2	0	0	0
1	1	0	1
1	1	0	1
0	1	1	2
0	2	1	3

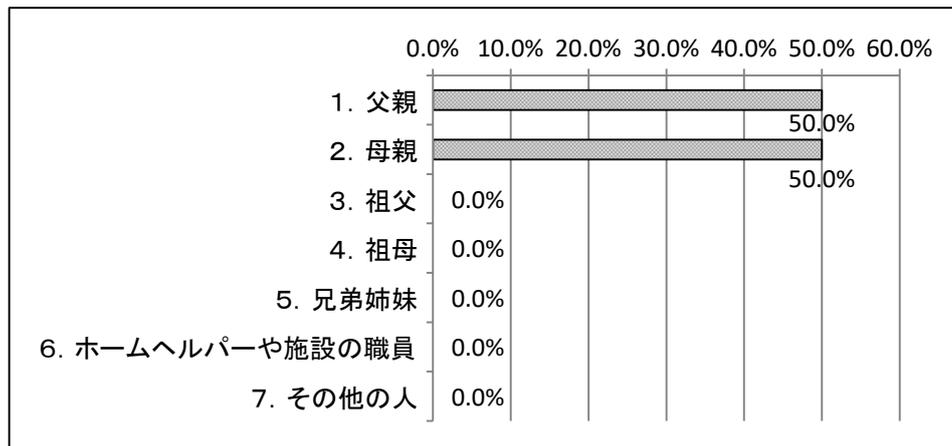
回答数 21

9



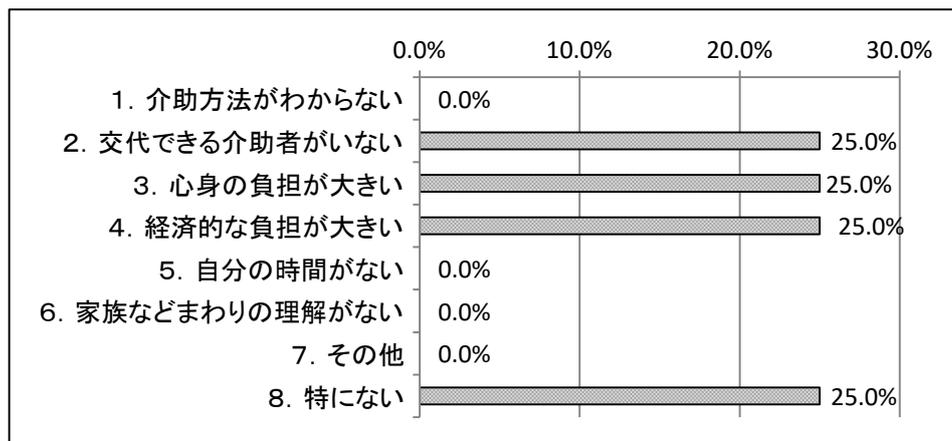
問12 問11で、「1. 一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した方にお尋ねします。
 お子さんを介助している方は誰ですか。(当てはまるものすべてに○)

1. 父親	2	50.0%	回答数 4
2. 母親	2	50.0%	
3. 祖父	0	0.0%	
4. 祖母	0	0.0%	
5. 兄弟姉妹	0	0.0%	
6. ホームヘルパーや施設の職員	0	0.0%	
7. その他の人	0	0.0%	



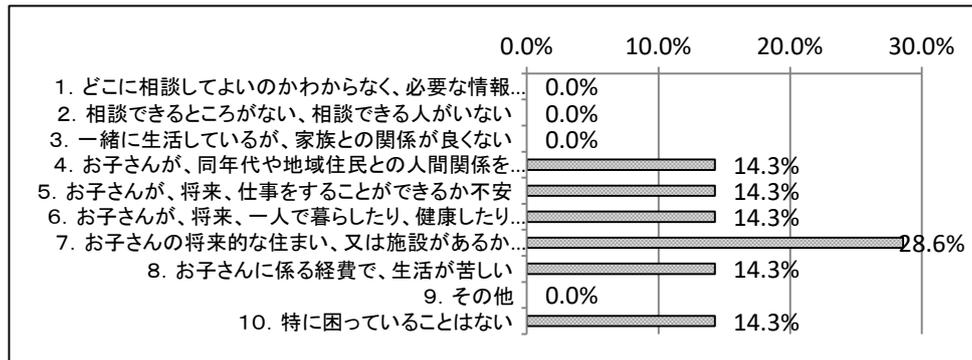
問13 問11で、「1. 一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と回答した方にお尋ねします。
 お子さんの日常生活で介助が必要な場合、介助するうえで困っていることがありますか。
 (当てはまるものすべてに○)

1. 介助方法がわからない	0	0.0%	回答数 4
2. 交代できる介助者がいない	1	25.0%	
3. 心身の負担が大きい	1	25.0%	
4. 経済的な負担が大きい	1	25.0%	
5. 自分の時間がない	0	0.0%	
6. 家族などまわりの理解がない	0	0.0%	
7. その他	0	0.0%	
8. 特にない	1	25.0%	



問14 現在の生活の中で困っていること、不安に思っていることがありますか。(あてはまるものすべてに○)

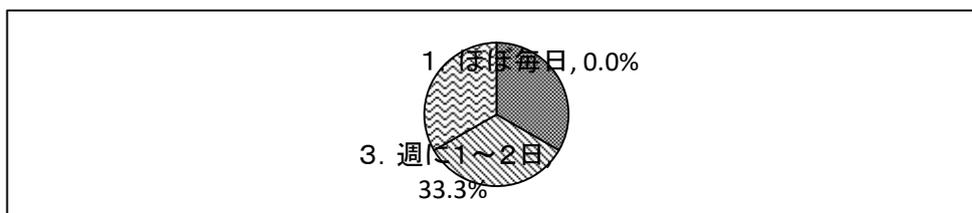
1. どこに相談してよいのかわからなく、必要な情報が得られない	0	0.0%	回答数 7
2. 相談できるところがない、相談できる人がいない	0	0.0%	
3. 一緒に生活しているが、家族との関係が良くない	0	0.0%	
4. お子さんが、同年代や地域住民との人間関係を築くのが難しい	1	14.3%	
5. お子さんが、将来、仕事をする事ができるか不安	1	14.3%	
6. お子さんが、将来、一人で暮らしたり、結婚したり、自立できるか不安	1	14.3%	
7. お子さんの将来的な住まい、又は施設があるか不安	2	28.6%	
8. お子さんに係る経費で、生活が苦しい	1	14.3%	
9. その他	0	0.0%	
10. 特に困っていることはない	1	14.3%	



外出の状況についておたずねします

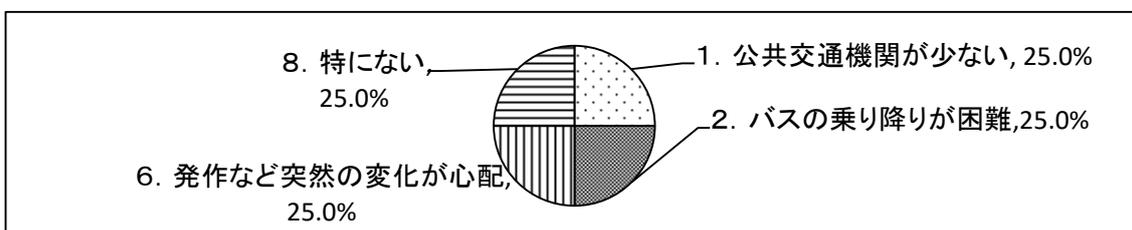
問15 お子さんは、普段どのくらい外出しますか。(○は1つだけ)

1. ほぼ毎日	0	0.0%	回答数 3
2. 週に3~4日	1	33.3%	
3. 週に1~2日	1	33.3%	
4. 月に2~3日	0	0.0%	
5. ほとんど外出しない(月に1日以下)	1	33.3%	



問16 お子さんが外出するときに困ることはどのようなことですか。(当てはまるものすべてに○)

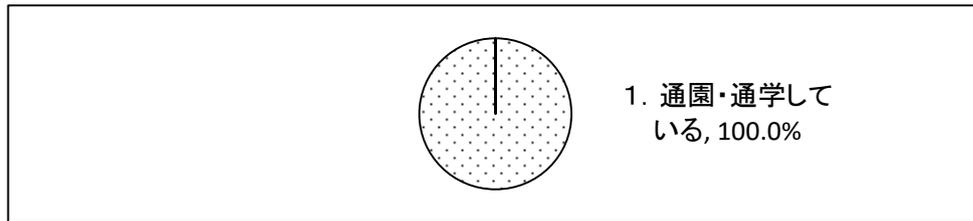
1. 公共交通機関が少ない	1	25.0%	回答数 4
2. バスの乗り降りが困難	1	25.0%	
3. 道路や駅に階段や段差が多い	0	0.0%	
4. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	0	0.0%	
5. 周囲の目が気になる	0	0.0%	
6. 発作など突然の変化が心配	1	25.0%	
7. その他	0	0.0%	
8. 特にない	1	25.0%	



問17 お子さんは現在、通園・通学をしていますか。(○は1つだけ)

1. 通園・通学している	2	100.0%
2. 通園・通学していない	0	0.0%

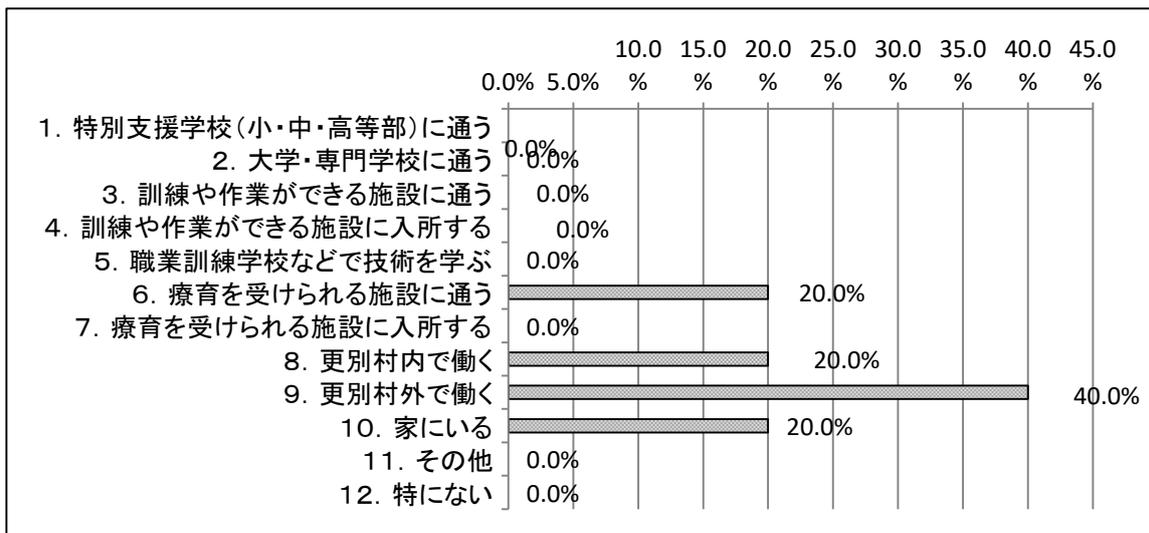
回答数 2



問18 お子さんの進路についてどのような希望をもっていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 特別支援学校(小・中・高等部)に通う	0	0.0%
2. 大学・専門学校に通う	0	0.0%
3. 訓練や作業ができる施設に通う	0	0.0%
4. 訓練や作業ができる施設に入所する	0	0.0%
5. 職業訓練学校などで技術を学ぶ	0	0.0%
6. 療育を受けられる施設に通う	1	20.0%
7. 療育を受けられる施設に入所する	0	0.0%
8. 更別村内で働く	1	20.0%
9. 更別村外で働く	2	40.0%
10. 家にいる	1	20.0%
11. その他	0	0.0%
12. 特にない	0	0.0%

回答数 5

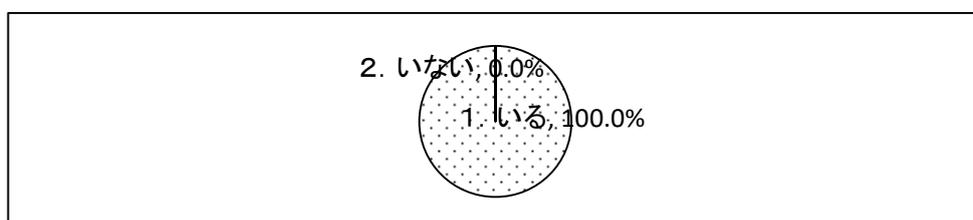


医療や機能回復訓練についておたずねします

問19 お子さんにはかかりつけ医はいますか。(○は1つだけ)

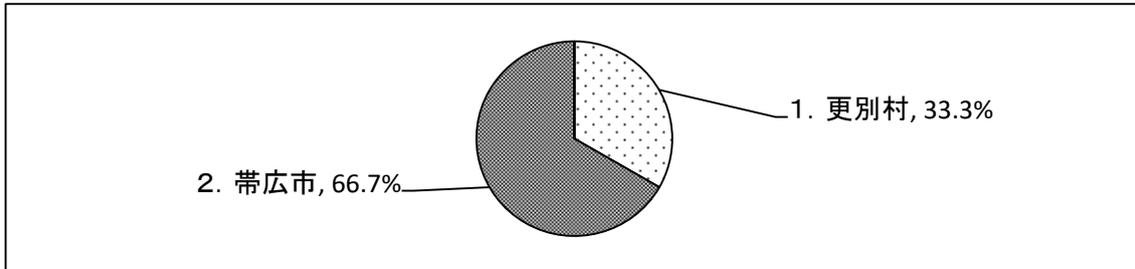
1. いる	3	#####
2. いない	0	0.0%
3. わからない	0	0.0%

回答数 3



問20 主な通院先はどこですか。(○は1つだけ)

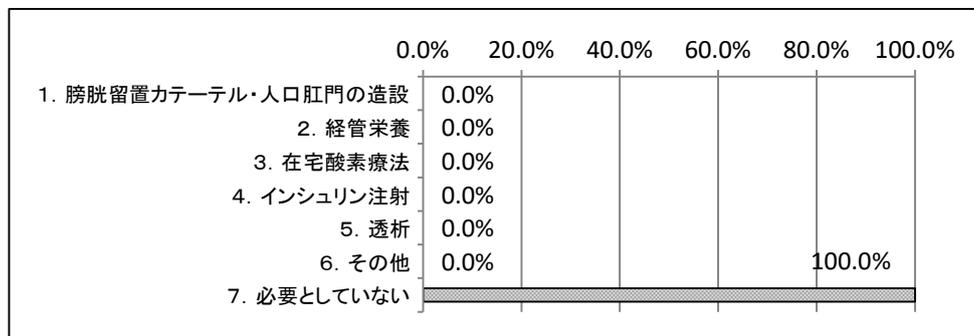
1. 更別村	1	33.3%	回答数 3
2. 帯広市	2	66.7%	
3. 中札内村	0	0.0%	
4. 大樹町	0	0.0%	
5. 広尾町	0	0.0%	
6. その他	0	0.0%	
7. 通院していない	0	0.0%	



問21 薬を飲んだり、通院したりする以外に「医療的ケア」を必要としていますか。

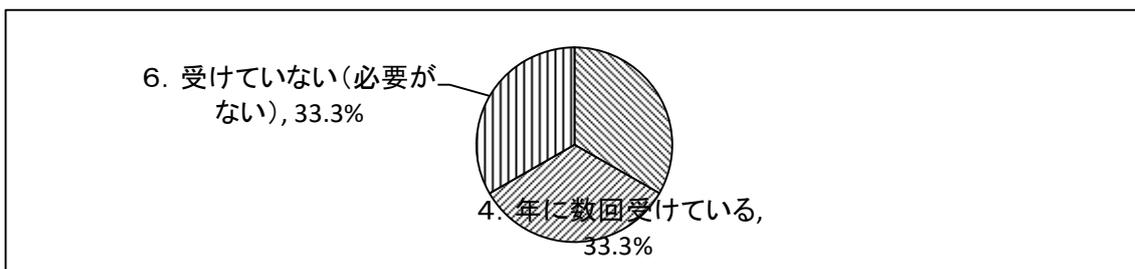
(あてはまるものすべてに○)

1. 膀胱留置カテーテル・人工肛門の造設	0	0.0%	回答数 3
2. 経管栄養	0	0.0%	
3. 在宅酸素療法	0	0.0%	
4. インシュリン注射	0	0.0%	
5. 透析	0	0.0%	
6. その他	0	0.0%	
7. 必要としていない	3	100.0%	



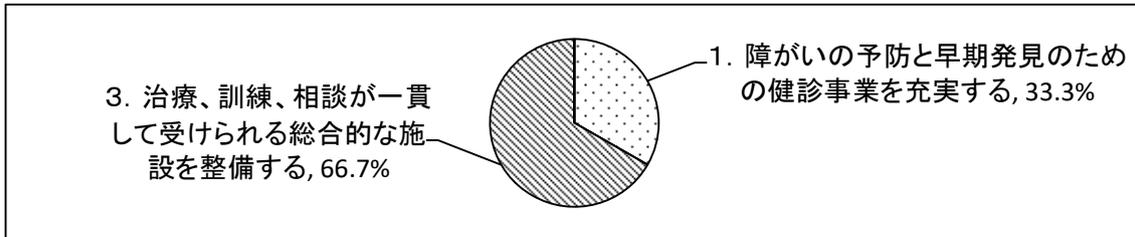
問22 お子さんは現在、医療機関や施設などで定期的に医師の診察・機能回復訓練・デイケア・療育指導などを受けていますか。(○は1つだけ)

1. ほぼ毎日受けている	0	0.0%	回答数 3
2. 週に1~2回受けている	0	0.0%	
3. 月に2~3回受けている	1	33.3%	
4. 年に数回受けている	1	33.3%	
5. 入院している	0	0.0%	
6. 受けていない(必要がない)	1	33.3%	



問23 障がい者のための医療や機能回復訓練等について、今後どのようなことに力を入れるとよいと思いますか。(○は1つだけ)

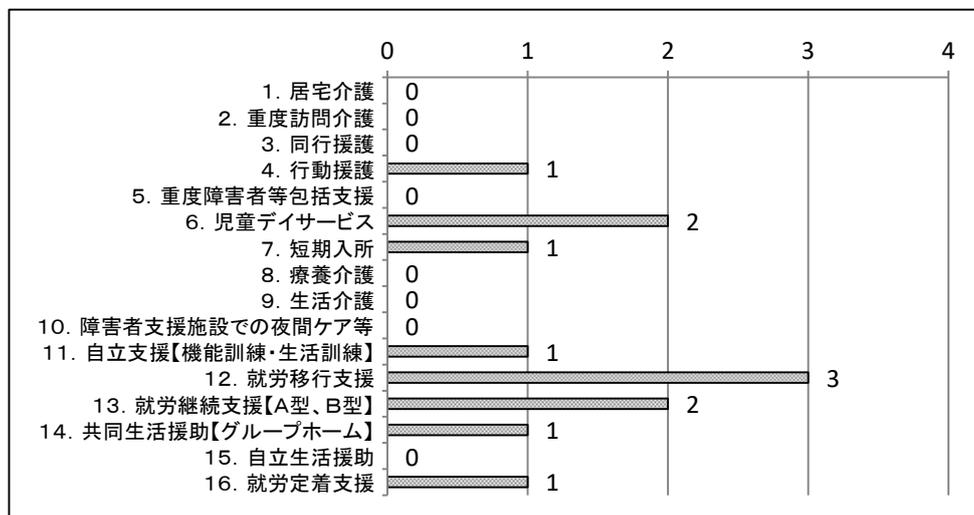
1. 障がいの予防と早期発見のための健診事業を充実する	1	33.3%	回答数 3
2. 障がいの種類や程度に応じた医療体制を整備する	0	0.0%	
3. 治療、訓練、相談が一貫して受けられる総合的な施設を整備する	2	66.7%	
4. 在宅生活のための訓練や指導を訪問サービス等により充実する	0	0.0%	
5. 障がいの種類や程度に応じた機能回復訓練体制を整備する	0	0.0%	
6. 医療費などの負担を軽減するための助成、貸付制度を充実する	0	0.0%	
7. その他	0	0.0%	



サービスの利用状況についておたずねします

問24 お子さんのサービス利用状況と利用意向について、サービスごとにいずれか1つに○をつけてください(現在、更別村では利用することができないサービスも記載しています)。

	利用中	利用したい	利用しない	わからない		回答数 37
1. 居宅介護	0	0	1	1	0	
2. 重度訪問介護	0	0	1	1	0	
3. 同行援護	0	0	1	1	0	
4. 行動援護	0	1	0	1	1	
5. 重度障害者等包括支援	0	0	1	1	0	
6. 児童デイサービス	0	2	0	1	2	
7. 短期入所	0	1	1	1	1	
8. 療養介護	0	0	1	1	0	
9. 生活介護	0	0	1	1	0	
10. 障害者支援施設での夜間ケア等	0	0	1	1	0	
11. 自立支援【機能訓練・生活訓練】	0	1	0	1	1	
12. 就労移行支援	0	3	0	0	3	
13. 就労継続支援【A型、B型】	0	2	0	1	2	
14. 共同生活援助【グループホーム】	0	1	0	2	1	
15. 自立生活援助	0	0	0	2	0	
16. 就労定着支援	0	1	0	1	1	12



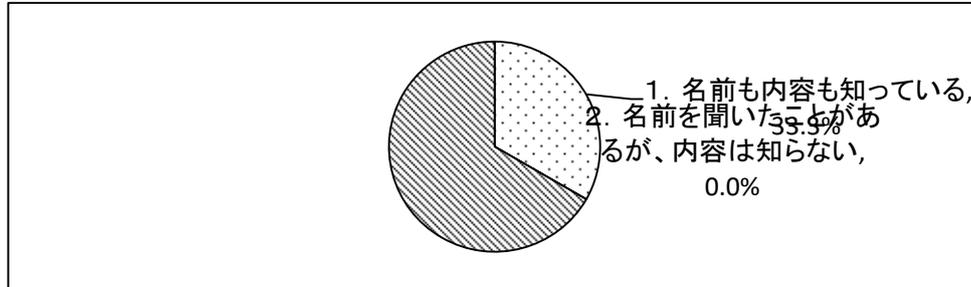
権利擁護についておたずねします

問25 成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

1	33.3%
0	0.0%
2	66.7%

回答数 3

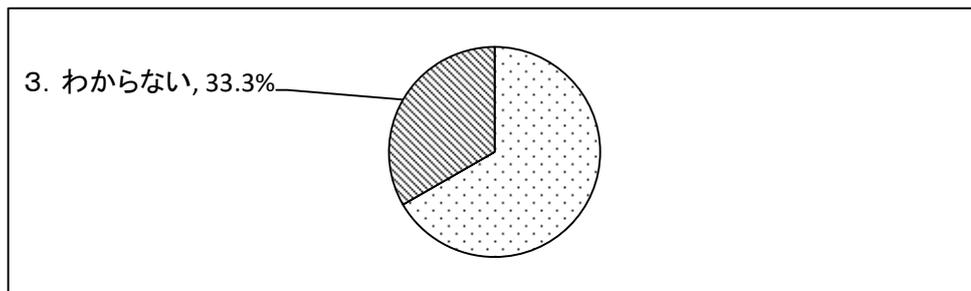


問26 成年後見制度を利用したいと思いますか。(○は1つだけ)

- 1. 利用したい
- 2. 利用したくない
- 3. わからない

2	66.7%
0	0.0%
1	33.3%

回答数 3



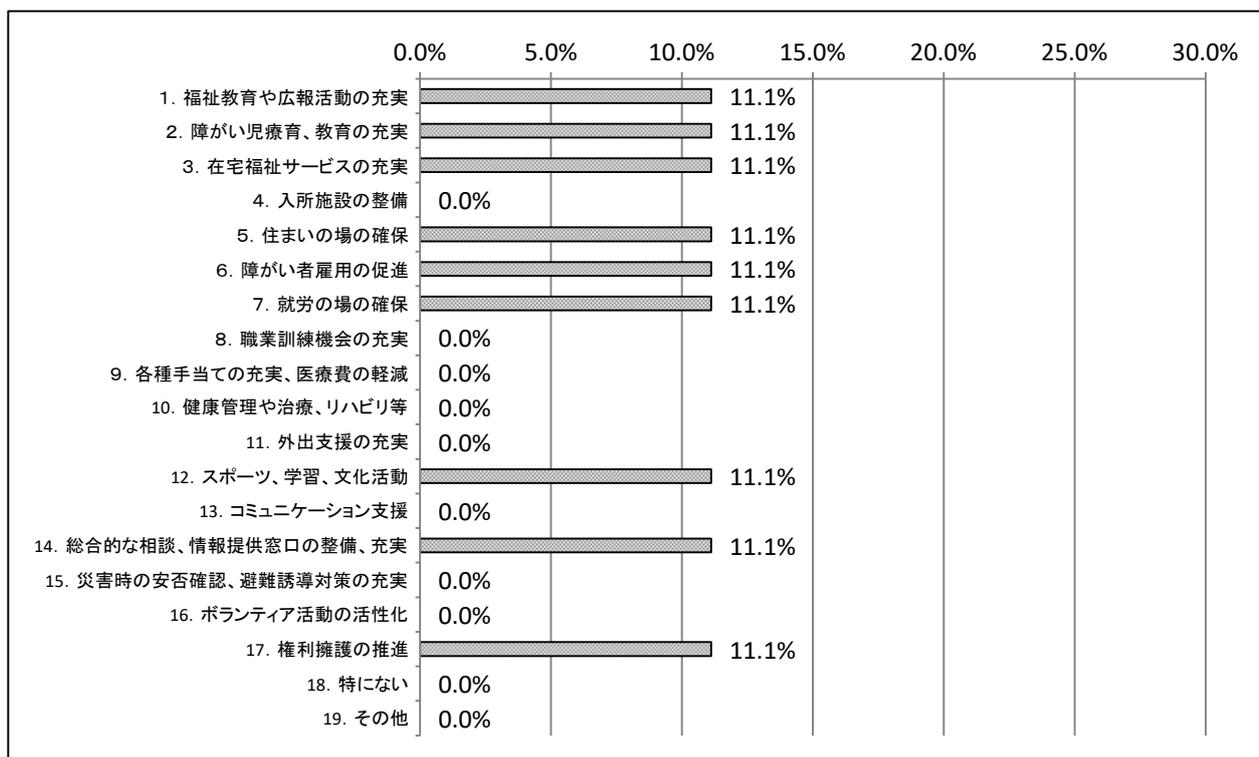
障がい者(児)施策についておたずねします

問27 今後、更別村の障がい者福祉施策を充実させるために、どのような点に力を入れるとよいと思いますか。(○は3つまで)

- 1. 障がいのある方への理解を深める福祉教育や広報活動の充実
- 2. 障がい児療育、教育の充実
- 3. ホームヘルプサービス、短期入所などの在宅福祉サービスの充実
- 4. 障がいのある方のための入所施設の整備
- 5. ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの場の確保
- 6. 一般企業や事業所における障がい者雇用の促進
- 7. 授産施設や作業所などの福祉的な就労の場の確保
- 8. 障がいのある方を対象とした職業訓練機会の充実
- 9. 障がいのある方のための各種手当の充実、医療費の軽減
- 10. 健康管理や治療、リハビリ等の機会の確保
- 11. 利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなどの外出支援の充実
- 12. 障がいのある方のスポーツ、学習、文化活動に対する支援
- 13. 点字、手話、インターネットの活用などコミュニケーション支援
- 14. 総合的な相談、情報提供窓口の整備、充実
- 15. 災害時、救急時の情報提供及び安否確認、避難誘導対策の充実
- 16. 地域におけるボランティア活動の活性化
- 17. 成年後見制度の活用支援など障がいのある方の権利擁護の推進
- 18. 特にない
- 19. その他

1	11.1%	回答数 9
1	11.1%	
1	11.1%	
0	0.0%	
1	11.1%	
1	11.1%	
1	11.1%	
0	0.0%	
0	0.0%	
0	0.0%	
0	0.0%	
0	0.0%	
1	11.1%	
0	0.0%	
0	0.0%	
1	11.1%	
0	0.0%	

0	0.0%
---	------



問28 障がいのある方に対して国や道、更別村が実施する施策について、ご意見やご要望がありましたら、下の記載欄に自由に記載して下さい。(空欄でも結構です)